矯正図書館

刑政

第四十二卷　八月號　第八號

モダン刑務所	卷頭言	2
刑政時論		4
今日の行刑思潮	正木亮	6
裁判の基本觀念と行刑	尾後貫莊太郎	16
沒落せんとする獨逸文化	エドガー・アンセル・モーラー	20
刑務所に於ける成人教育	エイ・シー・ヒル	30
作業賞與金の給與に就て	老骨漢	38
女性と犯罪に就ての一考察	楠原祖一郎	45
尸位の懺悔	三水漁夫	51
少年受刑者へ美しい少女の友愛		59
我等の宗教	忽滑谷快天	69
改正刑務作業諸表の正しき見方	S・K・生	73
瑞西の行刑制度	森山武市郎	121
新坊ちやん物語——刑政俳壇——叙任辭令——統計其他		

財團法人　刑務協會　發行

矯正図書館

於小菅刑務所
全國刑務官
演武大會

上圖中央は臨席の司法大臣渡邊千冬閣下
下圖は賞品授與式

刑政第42巻第8号

矯正図書館

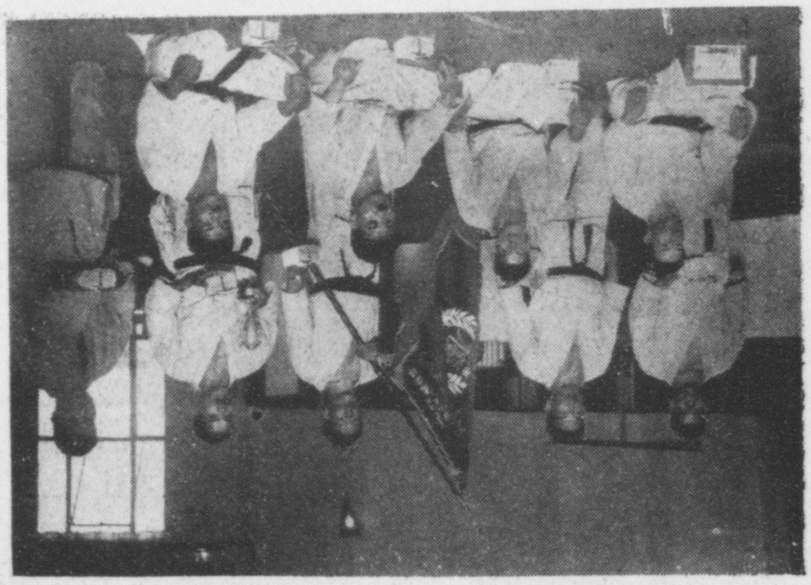

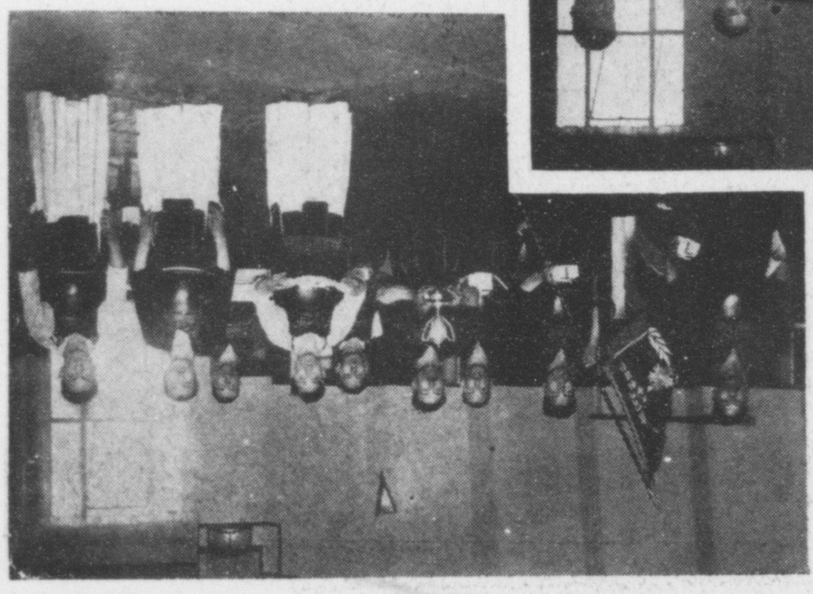

全國演武大會
優勝區選手

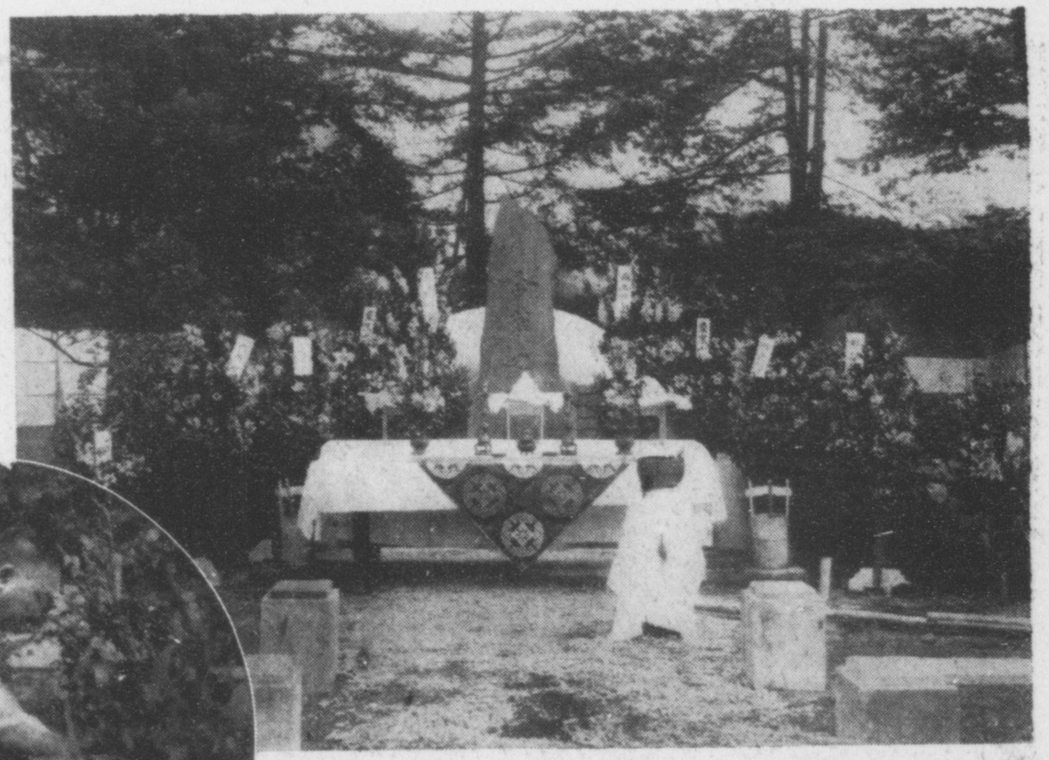

豊多摩、巣鴨
市谷三刑務所
の合葬合祀
上圖は雜司
谷の祭場
下圖は燒香
せる松井局長

刑政第42巻第8号

刑政

第四十二巻
第八號

新築された久留米少年刑務所

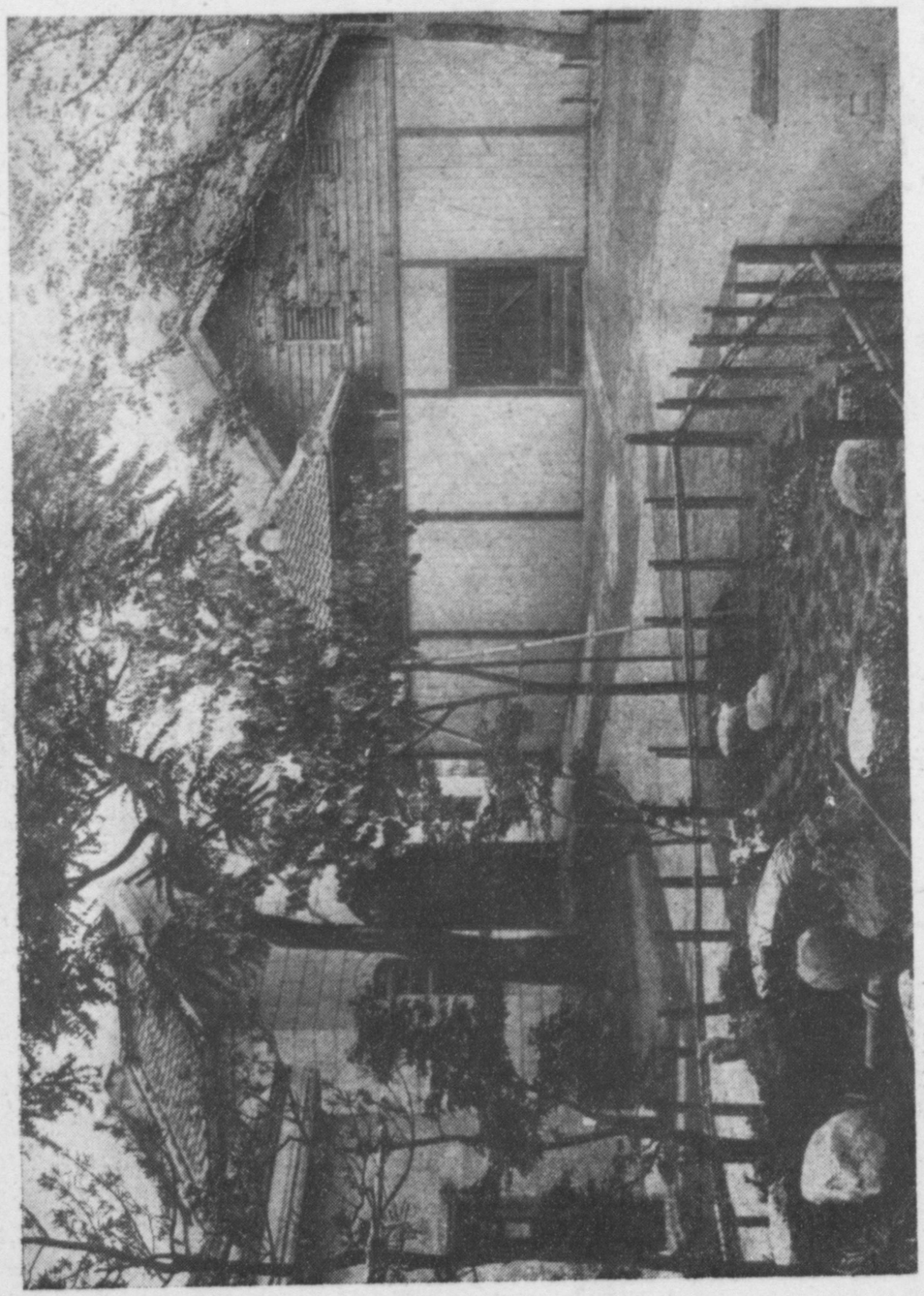

モダーン建築と建物の中味

ある新聞紙が東洋第一のモダーン刑務所が出來たといつてそれを世の中に紹介した。ある識者がわたくしにかやうなモダーン刑務所をつくることは社會の平衡を傷ふものではないかといつて喰つてかゝつた。彼は刑務所をしかくモダーンにすると世の貧民たちが好んで罪を犯しはしないかともいつて居た。

だが、わたくしはその識者のやうに刑務所がモダーンになつたからといつて、それで社會の衡平が破れるとも思はないし、またそのために罪人が增えるとも考へない。

先づわれわれの日常生活に就いて考へて貰ひたい。われわれの生活が向上すればするほどわれわれの衣食住は舊套を脫してゆくではないか。卑近な例をとればその日暮しは本綿服にあまんぜねばならぬが交際場裡に活躍する人たちはいつもその邊縁をかざらねばならぬではないか、それが人生進化の慣習であり自然の法則である事を誰れが否定し得よう。

社會に於ける進化法則もわれわれのそれと同じものであることはいふまでもない。野蠻國は少しも飾る必要はない。だが、文化國はその文化に應じてその邊縁をかざらねばならぬし、また飾る必要がおのづから起るのである。その意味に於てわたくしは刑務所のモダーンは文化の着物だと考へ度いのである。

曾てベルリンの行刑局長フインケルンブルグ博士はわたくしに手紙をよせて曰く「刑務所の設備や處遇の向上は社會に於ける貧民との衡平問題ではなくてその國の文化との比例

問題なのだ。社會は貧民の生活を向上しなければならぬし、また行刑の向上をも期せねばならぬのである。さうして、ドイツ文化に相應する丈け行刑を向上することがわれわれの義務であつて、敢て他の狐疑逡巡に顧みる必要はないではないか」と。

しかり、わたくしがモダーン刑務所を辯護するところも論據は同じ軌道を走りつゝあることを知つて貰ひたい。

だが、着物がいくら錦繡のそれであつても、そのはくところの下駄が、帽子が、帶が、下着がみつともないものであつたらどうだ、錦繡に身を包むその人は三文のねうちがなくなるではないか。

今日出來たモダーン刑務所にその恨みはないか、わたくしは思ふ。いくら、さやうなモダーンな建築が出來ても、物的戒護が重要視されたり、榮養が不充分であつたり、單調な生活がいつまでもつゞけられて居ては、それは歸繡に對するぼろ下駄を、ぼろ帶を乃至はぼろ帽子をつけると同じである。さやうな不調和は文化國の名譽でなくて恥辱だと知らねばならぬ。

わたくしは今モダーン刑務所を得た。だがその中味にモダーンなところをまだ見出し得ない。さればこそ、玆に建築に調和すべき行刑の中味を調和してほしい。そこに改善作用が貫徹され復歸作用が充分されて行くことを知つてほしい。

行刑の中味をモダーン化すること、それは則ち行刑の基調として囚人を囚人として扱はないで囚人をも猶人として扱ふことに考へを至してほしいそのことである。（あき雄）

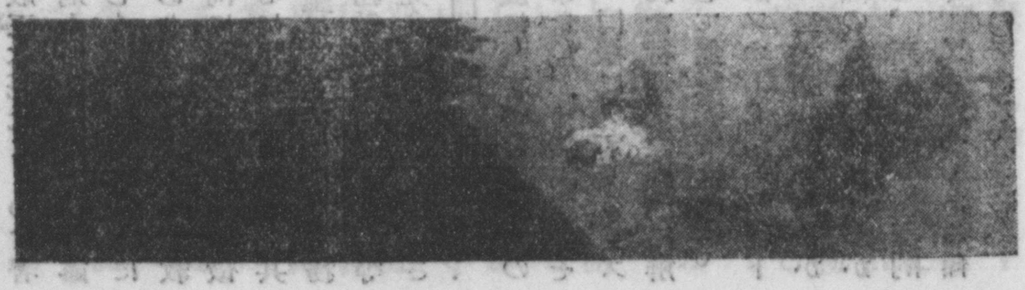

刑政時論

こんな事を考へたことがある。

「レーニンかフォードか」と言ふ社會時評的な著作を出せば、屹度現下日本の讀書界に當てこむであらうと。何故なら極端な言ひ草の樣だがわが國識者の關心事が政治、社會、宗教、藝術等々汎ゆる方面に於て、「レーニンかフォードか」を度外視して話を進められなくなつて居るからである。それは正に時代の兩尖端を行く、國際的二大潮流である事を否まれないからである。

レーニンは言ふ迄もなく赤い權化だ。ヘンリ・フォード、それは機械主義の王樣で、彼の財産彼の自動車の爲と云ふよりも、寧ろ最低日給五弗也で人氣をあげた男だ。確かに英國勞働黨やマクドオルドが問題にされる以上に、レーニンとフォードが世人視聽の中心舞臺に登場して、其人氣役を勤めてゐると斷言出來やう。

この現象が必然にわが行刑の姻に反映しないと誰が言ひ切れやうか。即ち、一般犯罪問題に關してもさうだ。厄介な犯罪の大部分は主義か金か、レーニン、フォード張りの所産が犯罪內容のトップを切つてゐる。まさに恐慌時代の示現ではないか。又行刑問題では、過去に於て而して現在に於て、主として獨逸行刑邊りがわれ〳〵の問題たり得てゐる。然しながら、同時に現在並に將來に於て、之また夫々の個性と特性を持つ露西亞と米國の行刑がわれ〳〵の問題たるべく、而してわが國行刑界に於て、新しくより積極的の研究資料に役立つもの多きを知るであらう。

この事は過般正木亮氏によつて著はされた「行刑上の諸問題」が、露西亞行刑を新しく批判檢討の上にのせたものであり、それによつて教へられる處の洵に多かつた事實に徵しても窺知するに足るであらう。其處では勞働改善法の基礎觀念、刑務作業、特に刑務敎化新理論と實際等々新らしい研究命題が數多く提示されてゐる。私は同書の味讀によつて、わが行刑の進展に資すべき數多くのヒントを得た事を悅ぶ。無論之はその一例である。同樣にアメリカニズムの下に築かれた行刑を徹底的に解剖する事も決して無意義ではない。

「レーニンかフォードか」が現下わが國社會での二大關心事であるが如く、米露兩國の行刑問題が、わが國行刑界に於て、新しくより積極的に檢討さるべく、又されつゝある傾向に同感するものである。

◇

實話物流行の時代が來た。試みに書店に並べられた新刊雜誌の目次を繰れば、實話的讀物の見當らないものが殆ど無い程度にである。架空な想像や空想でなく、人間生活の實體が赤裸々に表現されて行く處が、強く大衆にアッピールしたのであらう。今にアメリカの True story magazine の如き專門雜誌が生れるかも知れない。

兎に角、この實話物の特色は誰にも書けるもので、同時に題材的には興味ある實話本位で、自ら讀物としての價値が充分ある事であらう。この意味で、實話物流行の將來は相當に長いものと認めてよいであらう。

この傾向に就て、われ〳〵行刑關係者の關心すべき事は、それら實話的讀物の中に、素晴しく多くの犯罪物語が織込まれてある事實で、然もそれが相當强く讀者の興味をそゝつて、所謂記事價値を高めてゐる事である。これと相伴つて、近來純文藝の材料內容にも犯罪物の扱はれる傾向が高まつて居り、特に所謂プロレタリア文藝の分野に於て犯罪並に行刑問題が別な視角を以て露骨に取扱はれつゝある事實も見逃せない處である。が、此處では實話物に就てのみ言はう。

そこで謂ふ所の實話物は、前述の如く誰にも書ける素人文學であるのだから、今後より多く犯罪若くは行刑に關するそれが、其方面の關係者によつて爲されん事を希ふ次第である。（勿論常に筆者の職責上の立場と事實物語の發表方法並に其程度等を充分考慮すべきであるが。）

この意味に於て、本誌前號に時論された輔成會編纂の「更生の人々」の如きは、時宜に適した試みと言ふべきである。唯然を言へば、その記述が報告書的な堅苦しい物にならず——尤も同書の意圖が其邊にないのだと言へば別問題だが——今少し文學的にマスターされたものであつて欲しかつた。「文藝春秋」あたりの事實物語と比較すれば成る程と合點ゆくであらう。

なほ一例を擧ぐれば雜誌「一日」の八月號犯罪事實物語「彼女の場合」（彼女は何故さうしたか）中一二の物語は、「更生の人々」を直接材料として同誌記者が燒直したものである。が同誌ではより高い効果があげられてゐる樣である。別段新しい事でもないが、私は常に行刑問題がより社會的に理解される爲に、この種の事實を中心にした大衆的讀物が、一般の新聞雜誌に發表されるか著作される事を希念する。

兎に角かゝる事實物語が、行刑關係者によつてもつと多く發表されてゐゝのではないか。（石生）

矯正図書館

今日の行刑思潮

正木亮

目次

一、はしがき
二、牧野教授の三位一體論
三、リイプマン教授の行刑教育論
四、プエンニーガー博士のドイツ行刑改良論
五、結論

四　プエンニーガー博士のドイツ行刑改良論

今から三年前の一九二六年の眞夏にスウイスの刑事家連中のあひだに一つの研學旅行團が組織された。彼らはその年の八月十六日にスウイスを出發して僅か十日間でドイツ行刑をきわめて來ようといふのであつた。プエンニーガー博士はその旅行團に加つてその十日間に得たドイツ行刑を批判されたのである。

十日間の見學旅行に於て全ドイツの行刑を盡さうとすることは到底能はぬところではあるが、さりとて、あらかじめ行刑思想上に研鑽をとげて居た博士にとつては、十日間はおろか僅か數日でもドイツ行刑の雰圍氣にしたることが出來れば、ドイツ行刑を批判することに充分なのである。さればこそ博士のこの批判はドイツ行刑を一つびとつ具體的に羅列しないで、今日の行刑思潮と比較論評することを敢てせられたのである。

博士は今スウイス・チユリウヒの檢事で私講師を兼ねて居られるが行刑の實務には關與して居られない。だから、その論ぜられるところは、われ等と同じ机の上の議論に了つてしまふかもしれない。だが、そこに思潮の泉があるのである。思潮は經驗家たちの獨占物ではない。

プエンニーガーは特に思潮が實行に及ぼすところの影響の大なることをも特筆された。博士はその爲めにドイツ行刑の進化に付てこの點に關する歷史を紹介されたのである。曰くフロイデンタール教授 Prof. Freudenthal の激勵はクローネをしてワイツトリツヒに少年刑務所を設立せしむるに至らしめたと。(一) 曰く思想豐かなるイブマン教授の獨立獨行の精神はハーネフエルザンド Hahnofersand に關するヘルマンの著書ばかりではなく、最近數年に於てハンブルグ少年行刑に偉大なる進歩をもたらすに至らしめたと。(二) 曰く、ベルリンのテーゲルやプレツツエンゼーの今日の進歩はもちろんフインケルンブルグ博士 Geh. Justizrat Dr. Finkelnburg の手によつたものではあるものの、これとてリスト教授 Prof v. Liszt やコールラウシユ教授 Prof. Kohlrausch の影響を受けたことは尠くないのであると。さうして、プエンニーガーは更に今日のスウイスの行刑進化はチユルヘル Prof. Zürcher やハフター Prof. Hafter やデラキー Prof. Delaquis によつて開發されつゝあるのだと考へて居るのである。(三)

一、Das Jugendgefängnis in Wittlich (H. v. d. Preussischen Ministerium d. Innern) 1917, S. 5, このときフロイデンタールの外に同じ主張を爲した學者にダルムステツテル教授 Prof. L. Darmstaedter がある。

二、Hermann, Jugendgefängnis Hahnöfersand, 1926 がそれである。尙リイプマンの門弟でハーネフエルザンドの研究に從事したものに Curt Bondy, Pädagogische Probleme im Jugend-Strafvollzug, 1925. がある。

三、Dr. A. F. Pfenniger, Die Reform des deutschen Strafvollzuges (Verhandlungen des Schweizerischen Vereins f. Straf-, Gefängniswesen und Schutzaufsicht in Frauenfeld vom 16, 17, und 18 April 1933) S. 54ff.

プフェニーガーがドイツ行刑を通じて持に感じたのは行刑を行刑の領域に跼蹐せしめてはならぬといふことであつた。裁判を裁判の牙城に立て籠らしてはならぬといふことであつた。牧野教授の言葉を借りていへばプフェニーガーは立法と裁判と行刑との三位一體といふことを特に感じたのである。過去の應報刑が刑事裁判官に對して刑罰痛苦の目盛 eine Skala von Strafübel を司らしめて居たことに對して、最近のドイツに於ては犯人を合法的生活に復歸せしめるが爲めにはどんな刑と處分とを選ぶべきであるかといふことを要求するに到つたのである。概念的な刑罰論の爭としては未だに應報刑といふことが考へられぬでもないが、それはそれとして、今日の裁判官はその刑罰言渡に際して犯罪を考へると同時に犯人の社會復歸といふことをも考へねばならぬといふことが一九二七年九月十一日より十三日に開かれたカールスルーヘ Karlsruhe に於ける國際刑事協會會議の雰圍氣を作つたことに對してプフェニーガーは勿からず滿足されたのである。

さやうな雰圍氣から今日のドイツの刑事思潮には次のやうなものが認められるのである。曰く、今日の實際に付て見れば未だに行刑は立法と裁判とに離れて存在すべきものでないといふこと　否むしろその三つのものは一體でなければならぬといふことは顧みらるることが尠い。そもそも立法者が特定の目的の爲めに刑を處定しない場合に於て、行刑はよく特定の目的の爲めに實施し得べきであらうか。裁判官の無策な科刑のもとに於て目的的な行刑が達し得らるるであらうか。(十一)

従來顧みられなかつたのこ問題に對して、ドイツの刑法諸草案は裁判官の着眼せねばならぬ犯人の個性の問題にふれて來たのである。さうして先づ行刑を法律的に統一しようと計つた一九二三年の行刑草案は、更に一九二七年に至つて犯人の完全なる改善といふことが眞面目に努力されて來たのである。換言すれば、從來は刑法の重點として犯罪が重きを爲して居たのに今日のドイツは刑法の重點を犯罪人に置き換へねばならぬと考へるやうになつたのである。(八) かやうな現象は立法家や裁判官がその司るところの領域を超えて政策的な點に着目すればするほど妥當視されねばならぬものであるが、さりとて未だに空想的な議論に陶醉しつゝある舊派の勢力の殘つて居るドイツに於て、一九二七年の行刑案が機緣として社會的責任論は愈々力を得るとになつたが、もはや出來上つて居た共傾向がプフェンニーガーの旅行に大きな印象をもたらせたのであつた。

四、Mitteilungen d. Internationalen Kriminalistischen Vereinigung, Neue Folge Bd 3

五、Pfenniger, a. a. O. S. 55

六、この關係は牧野博士が特に詳しく論じて居られる。之に付同博士「刑法の改正に關する基本問題」（法學志林第三十一卷第七號）第二二頁以下參照。

かく、行刑に端を發して人が罪によつて罰せられるのでなく、罪が人において罰せられるといふ意味のことが、ドイツの刑事學界に浸入して來た結果として、從來の自由刑の本質も亦そのやうに考へなほさねばならぬことになつたのである。そこでプフェンニーガーはこれからのリフォーマー達に此の四點に付て特に考へをめぐらさねばならぬと要求されるのである。それは(八)

(a) 自由刑は名譽に對する刑ではない。だからその執行に際しては名譽を滅殺するやうなことをして

はならない。

(b) 自由刑は身體生命又は健康に對する刑罰ではないから、減食罰 Hungerstrafe や健康傷害を來すやうな房室に拘禁することは之を禁じなくてはならぬ。

(c) 自由刑は財産に對する刑罰ではない。だから、受刑者は完全なる賃金を受くべきである。たゞ拘禁に要する費用や衣食の費用は當然その賃金の中から支拂ふべきことはいふまでもない。

(d) 自由刑は權利能力 Rechtsfähigkeit に對する刑罰ではない。だから、受刑者が投票をなし被選擧權を持ち得ないといふことは意味を爲さぬではないか。

といふのがプエンニーガーの今日の行刑に對する注文である。われわれが受刑者をも人らしく扱はねばならぬと主張するところ、彼等に獨立獨行の精神を養はねばならぬと主張するところのもの(九)は今日の行刑が自由に對する刑罰を自由の範圍を越えて身體にも健康にも財産にも乃至は權利能力にまで侵入して、之を合して一つの自由刑だと考へるその迷妄をさまさうとするにほかならないので、プエンニーガーの此の具體的な提案は、とりもなほさずわれわれ新派の學說が不斷に主張するところに共鳴されたに他ならないのである。

七、この言葉は牧野博士が前揭論文中に用ゐられたものを借用したのである。

八、Pfenniger, a. a. O. S. 59ff.

九、拙著「行刑上の諸問題」第一章第一節參照。

自由刑の法的性質から以上の四つの問題をとりのぞくと殘るものは何か。それは只自由に對する制縛のみである。社會との隔離のみである。その自由に對する制縛のあいだに於て國家は受刑者の身體をも財産をも

さうして權利をも確保してやらねばならぬ義務を負擔するのである。國家がいわゆる最後の一人として犯罪人までも保護せねばならぬといふことは(一〇)自由剝奪中に於ても猶剝奪すべからざる之等の問題を保護しなければならぬことになるのである。否々、保護するばかりではなくて病弱な者は健康に、貧者は富者に、さうして權利に目醒めさすべく取扱ふことが行刑だと考へられねばならぬのである。その意味に於て、行刑に衛生的な處遇が必要となり、教育といふことが考へられねばならなくなるのである。

グートフライシュのいふやうに治療が教育を施す爲めの手段であるならば、之等の處遇の總てを綜合して考へると最早刑罰は教育であり、保護でなければならなくなつて來たのである。

前にも述べたやうにリイプマン教授は刑罰を教育なりとして固く信じられたし、ウインセンツオ・ランザは「刑罰は教育なり、しからざれば存在の價値なしといつた」それ等の信念に對してスウイスで呼應したのが則ちプエンニーガーであつたのである。(一一)

だから、プエンニーガーのドイツ旅行に於て特に氏の眼に影じたところのものはその教育的な施設であつた。ハムブルグに於て設けられて居るところの社會教育係 Sozialpädagogen が、またプレッツエンゼー（柏林の少年務刑所 のそれが、氏にひどく氣に入つたのはその爲めであつた。リイプマン教授がアメリカのクリヤリング・ハウスに共鳴されたやうに(一二)プエンニーガーはバイエルンのストラウビング刑務所に於て爲されて居るところの刑事生理學的分類に共鳴されたのである。ドイツに於てもつと機械的な作業が營まれねばならぬといふ希望を持ち、さうして意志教育 Willenserziehung の部分として遊戲や競技をとり入れて居るレゲンスドルフ St. A. Regensdorf やレンツブルグ St. A. Lenzburg を賞讃されたのもその

爲めであつたのである。(一三)

一〇、牧野博士「法律と生存權」(昭和三年)第四八頁。

一一、Pfenniger, P. P. O. p. 503.

一二、Pfenniger, P. P. O. p. 503.

一三、Pfenniger, P. P. O. p. 504.

プエンニーガーのこの旅行報告は今日の行刑思潮をたづねての報告であつたことに於て意義があつた。さうして、それはドイツの行刑思潮にかりて實はスウイスの行刑思潮をも紹介されたのである。立法と裁判とさうして行刑とがはなれになつて居る今日の刑事界に、それらが一體であるべきであるといふ思潮をまき起さうとされた點に於て意義があるのである。氏はエンリコ・フエリーの思想上の敵であるチユルヘルNircher 教授でさへも、實はしらずしらずの中に實證的にうつりつゝあることを忘れてはならぬと叫ばれたのがある。(一四)

一四、Pfenniger, P. P. O. p. 504.

かくしてプエンニーガーの主張の結論として強いてあげれば行刑は教育だといふことになるのである。刑務所は牢屋であつてはならないし、また刑務官は牢番であつてはならぬといふことになるのである。

五　結　論

わたくしはわたくしが新派の學徒であるが故をもつて、殊更に牧野教授の説を選び、リイプマン教授の説を選び、プエンニーガーの主張をもつて來たのでは更々ない。刑法といふものが行刑と離れて存在するがごとく扱ふ學者の説や條文の解釋といたづらに哲學的な論理に陶醉する學者の説を借りれば行刑專門家としてのわたくしが滿足出來ないからこそ、かやうな實證學派の説を選んだのである。

惟ふに、刑法は學者の玩弄物ではない。また玩弄物であつてはならぬのである。玩弄物であつてはならねばこそ刑法から刑事政策的な見解を排除することが出來ないのである。刑法が文理解釋の綜合であるならば、刑法は最早犯罪防壓と緣遠いものとなつて了はねばならぬのである。今日の罪刑法定主義は刑法をしてしかく型にはめようとしては居らない。

かくして今日の刑法はきわめて政策的なものになつて來たのである。政策的になつて來たからこそ實證學派の説が重要視されねばならなくなつたのである。

わたくしはその意味に於て三博士の主張を紹介したのである。

これにあげた三博士の主張は根本に於ては同じものである。だが、牧野教授は自由刑の中味としての刑務作業をいはゆる刑罰賦役として考へてはならぬことが今日の思潮でなくてはならぬとされるのである。いやしくも行刑が社會復歸の手段とされる以上今日の刑務作業は働くものにとつて働きよく、働くことに趣味があつてさうして勞働による收益を味はさねばならぬとされるのである。わたくしはわたくしの著書行刑上の諸問題に於てソヴイエト・ロシヤが行刑の基本として働かされれば食ふべからずといふ思想の上に立つたことを讃歎したことであつたが、今日の犯罪人に對して勞働教育の右にいづる教育が他にあるであらうか。果してしからばわれわれはこゝに行刑の中心問題として作業をいかに經營すべきかといふことにおのづから觸れ

なくてはならぬのである。さうしてその問題に觸れようとする場合に於て、茲に牧野教授の三位一體論には是非とも觸れて見なくてはならなくなるのである。

牧野教授の行刑の核心にふれて論ぜられたことに對してリイプマン教授はは今日の行刑を總般的に立て直さうとされたのである。刑務所を以て二つの學校であると考へて置いて、痛烈に今日の行刑を批難されたのである。リイプマン教授にとつては今日の高い壁が癪にさわるし、役人の強い壓迫が癪にさわつたのである。自由人に仕立るべき囚人に對して、それ等がどれほど大きな障害であるかを悲しまれたのである。牧野教授の漸進的なのに對して之はまたひどく急進的な改良論者であられたのである。だが兩教授がもたらされた行刑思潮に對してわれわれは耳をかたむけぬわけにはゆかなかつた。なるほど、それによつて行刑を顧みればなほ幾多の矛盾がひそんで居るのである。牧野教授の說によつて見れば今日の作業賞與金制度はまさしく賃金制にかわらねばならぬものであるし、リイプマン教授の說によれば今日の戒護主義は自戒主義にかはらねばならぬものではある。

さやうな考へ方を考へてしかるのちに判決を爲さねばその判決は人を殺すに過ぎぬのだと打つて出たのが實にブエンニーガー博士であつた。裁判官はその場限りの裁判官であつてはならないとはもちろんながら、さるにしても今日の裁判官はあまりに政策的なことに付てはイグノランスであり過るといふことが博士の言はうとするところである。

牧野教授はいはれたことであつた。國家の責務はむしろ犯人を刑務所に入れたときから始まるのだから刑務所長は判檢事よりもずつとえらい仕事をやつて居るのだと。三博士の以上の議論は窮局すればその一言でつきる。

さるを何故に今日の社會は、否々今日の法曹たちは刑務所の問題を輕視するのであらうか。何故に刑務官たちは身を低ふするのであらうか。

わたくしもまた叫ばねばならぬ。行刑は教育なんだ。刑務官は教育家なんだ。牢番ではないのだ。濤々たる犯罪の大波を防ぐ防止堤としてのわれわれなんだ。さう考へて今日の行刑を改良し發展してゆくことが今日の行刑思潮であることを三博士が叫ばれわたくしが叫びつゝあるのである。

裁判の基本観念と行刑

尾後貫莊太郎

一

刑罰の歴史を溯つてその起原を糺ねるとき、それが復讐（Retaliation）であることは、多くの學者の吾々に教ふる所である。復讐は、その性質上本能的であるから、或る侵撃に對して、被害者が當然に誘發せらるゝ感情であることは、之を否むことは出來ない。族闘（blood feud）と云ふことは、歴史上大きな役割を演じたものであり、今日に於ても、文化の光の及ばない原始的な社會狀態の下に於て、現に尚殘存してゐることは事實である。併し乍ら、社會の進化は、私人の復讐行爲を悉に許して置くことを不可能とした。それは、社會の秩序を紊すものでもあり、又非常に不便な方法でもあつたからである。やがて、裁判官が刑罰（punishment）を行ふやうになつたとき、そのモチーブに變化を來たしたことは、看過することの出來ない重要事であつたのである。即ち、犯罪は個人に對する侵害のみではなく、同時に社會に對して行はるゝ所の侵害であるとせられ、裁判官が刑罰を科するのは、社會全体の爲に、防衛手段として行ふのであると云ふことになつたのである。更に語を換へて云へば、犯罪に依つて侵撃せらるゝものは、被害者個人の感情や權利のみではなく、われ〳〵の共同生活に對する侵撃であると云ふ思想に基くものなのであつて、吾々はそこに復讐觀念の消滅を見出すのである。裁判官は、此くの如き見地から、抽象的なる正義の代辯者擁護者として、正當公平なる刑罰を科するものと考へられて來たのであるが、その正義の內容、即ち刑罰權の根據は、各時

代の精神、哲學、宗教、科學等に依つて種々なる變異を示したのであつた。即ち、贖罪（expiation）と云ふ者もあり、威嚇（deterrence）を以て論ずる者もあり、改善（reformation）を主張する者もあり、又、社會防衛（protection of society）を說く者もあるのである。併し乍ら、此れ等の考へ方は、何れも他を排斥するものではない。贖罪、威嚇、改善の何れもが亦社會防衛の目的に役立つ各種の條件になつてゐる。唯、その何れにメーン ポイントを置くかの差異あるのみである。が、併し、それで重大事なのであつて、その差異が即ち、刑罰執行方法上の差異となつて現はるゝのである。

二

刑罰は罪（guilt）に相應すべきものなりとの見解、即ち、刑罰の理據を應報（retribution）に置く考へ方は、現在尚多くの裁判官の頭腦を支配してゐる所である。然らばその多くの裁判官は、何等の困難を感ずることなくして、罪の評價をしてゐるのであらうか。裁判官は人である。如何に冷靜聰明なる人と雖も、凡ての弱點から解放せらるゝことは出來ない。他人の罪を過不足なく正確に評價することは、神のみの業である。吾々が裁判官に對して期待し得る所の凡ては、被告人が犯罪を行ひたりや否やの認定のみである。制度は人を作る。裁判官をして神の業を行はしめんとする現行制度——既に古い昔に於て捨てられたる應報思想に戀著することをも許すが如き制度——は、革められるべき運命に在るものと謂ふことが出來るであらう。

裁判官が、今尚、應報思想の舊壘を脫し得ず、それを以て金城鐵壁の如く思推する所以は、彼等が法律的方法のみに終始して、國家の吏員としての裁判官の實際的任務に多くの顧慮を拂はないからではあるまいか。裁判、殊に刑事裁判はポリテイークを離れて考へらるゝものではないのである。

三

ところが、之に反して、行刑の局に當る者に、ポジテイーフな考の所有者が多いと云ふことは、注目すべき現象である。量刑を事とする裁判官が概念的な刑罰に即して、能事畢れりとなし、敢て行刑の實際に觸れようともしないのに反して、行刑の事に携はる者は、現實に刑罰の效果に注意を拂はざるを得ざるが故に、勢ひ、その態度が實證的となるのである。吾々は、刑罰に於て、その效果を云爲すべきであつて、その動機、その理據を論ずるの價値乏しきことを知るのである。吾々の刑罰觀は、行刑者の態度に依つて常に修正せらるべきである。量刑者は、量刑によつて、その任務が始めらるべきものなることを忘れてゐるのである。此くの如くんば、行刑者の苦心努力も、それ相當の結果を招來することが大いに困難であると謂はなければならない。

行刑上の施設が、今や、世界の趨勢に應じて、漸次改革の傾向を辿りつゝあることは、誠に事實ではあるが、現在に於て、それが、行刑上の思潮たる教育刑の目的に相合致するものなりとは云へないのである。さうして、そのことの故に、私は、今日の行刑者の苦心と努力との大きかるべきことを想ふものである。

四

犯罪の多くが財產犯であることは、その原因が機會の不足及び貧困にあることを知ることが出來るし、犯罪人の多くが無教育者であることは、その原因が教育の欠缺にあることを知ることが出來るのである。贖罪刑や應報刑やを以て、果してよく、此れ等の犯罪原因を除去することが出來るであらうか。之れは既に論じ竭された問題であつて、更に玆に喋々を費やす必要を認めない。然るに、今尙、檢察裁判の事に從ふ者の中

に、一般豫防の效果を過信してゐる者のあることは、思はざるも甚だしいものと謂はなくてはならないのである。殊に、偶發的犯罪や、心的缺陷に基因する犯罪が、刑罰に對する恐怖感に依つて何等影響を受くべき筈のないことは、明白なる事實である。刑罰の一般豫防的作用を釋ねるならば、それは監獄生活の苦しみではなくて、自由の喪失と不名譽感とであるから、此れ等は前示の如き犯罪原因に對しては、あまりに力弱き障礙となるに過ぎないのである。故に、多くの論者の如く、一般豫防的效果を認めることは出來ないのである。

刑罰の本質、即ち行刑の目的は、犯罪人をして社會適應性を獲得させるに在る。故に、行刑の方法は、積極的、建設的でなければならない。その犯罪性を絶滅せしむると共に、社會への復歸可能性を植え付けさせなければならない。痩せ我慢や沈鬱や無神經や自棄やを經驗させてはならない。それは、習慣と意思とを弱らせるものであるから、刑期滿了して釋放せられても、機會を見出すことが出來ず、又縱令それが出來たとしても、適當にやつて行くことを困難とするものである。それは、刑務所への再歸を結果するのである。

吾々は、多くの裁判官が刑罰の本質を此くの如く解して、刑期の量定を爲し、さうして刑務官の仕事に理解と同情とを惜しまず、相連絡し、相調和して、その實際的任務に當らねばならぬことを痛感するものである。やがて、我國にも不定期制度の行はるゝ日が到來することであらう。多くの量刑者は、その刑罰觀に修正を加へねばならない運命に逢著してゐるのである。私は、ジョン・ホワアドの言葉を籍りて、此の小文を終りたいと思ふ——

It is of little advantage to restrain the bad by punishment unless you render them good by discipline. （昭和、四、七、八）。

矯正図書館

Unseating "Kultur"

Edgar A. Mowrer

沒落せんとする獨逸文化

エドガー・アンセル・モーラー

米國「シカゴ・デーリー・ニュース」紙ベルリン通信員

(一)

ドイツはどうなつて行くだらう。御自慢の「文化」(="Kultur=")は彼女の遭遇したキヤタストロフと何の相關する所のものはなかつたのだらうか。何人も興味の有てる面白い問題である。

しばらく過去をふり返つてみる。不思議にも、政治的には、戰前のドイツは十八世紀に屬してゐたのである。而して、精神的には、そのすぐれた學者達の世界に持てはやされてゐたにも拘らず、歐洲の他の國々から全くかけはなれて存在してゐたのである。その科學者や大學の教授達は、彼等の秀でた才能と大きな世界的の功績を以てして、尚且他の國々の其等の人達に比して其態度は遙かに國家的で、しかも自ら意識しながら國家的であつたのである——もつとも、これは必然的に政治上の意味でさうだといふのではないが、政治といふやうな目立た意味でなく、しかも却て一層大きな意味で、國家的だといふのである。ドイツの學者達の態度は、恰も彼等自らと他の國々の學界に於ける儕輩との間には生れながらの相違の存するもの丶如く信じて、故意にその相違を强めようと努むるもの丶如く見えたのである。これは、恰も嘗つてドイツが——

とにもかくにも——物の解つた暴慢でない專制君主の下に階級國家を營んで、政治上並びに社會上一種特殊な「獨乙的」なシステムを有つてゐたのと全く同じく、純然たる智識上の事柄に於ても、是非とも「獨乙的精神」("Deutscher Geist"——German spirit)がなければならないと信じてゐたのである。

この「他と異ならんとする」精神は已に少くも一世紀前から現はれてゐたのである。然しながら、その努力の長く續けばつづく程、といふのは教育のあるドイツ人が他の國の智識階級と全くかけはなれて別な物にならうとすればするほど、學生の決闘から初まつてプランクの量子説に至るまで、一切のものに顯著となつた特殊の「獨乙精神」に對する信仰は、事實上正當なるものとせらるゝに至つたのである。世界主義的であつた中世のその出口で、普通ならばデモクラシーに赴かなければならない、プロテスタント(新教)の道から外れて行つたルーテル(1483-1546)——宗教改革家——のために、ドイツは特殊のアリストクラテイズム(貴族主義)の發達の道程に上ぼるに至つたのであつた。ゲーテ、フイヒテ、ショペンハウエル、ニーチエ、ゲオルゲの如き思想界のリーダー達の著作にも、社會的の事相に關する特殊の獨乙流の見方が反映してもゐるし、彼等も亦たその傾向を强めたのである。かくして、時を經るに從ひ、貴族主義的な事物の見方が智的方面に明かに好果をもたらしたので、思想界の大多數のリーダーは貴族主義を尊重する政治的にして同時に社會的なるシステム、たとへこのシステムは他國のものは口を極めてそのアナクロニステイツク(時代錯誤)なることを罵つたにせよ、之を永久に傳へるの不可なる所以を見出すに苦しむだのである。その結果、久しからずして所謂「獨乙精神」は非歐洲的なものとなつて、終に彼の御自慢の「獨乙文化」("Deutsche Kultur")を生み出すに至つたのである。

(二)

如何なる程度まで所謂「クルツール」が心理上の分化の避くべからざる産物であつたか、はた亦た、政治上の進歩に遲れてゐた國民が、その埋め合せに精神分析學上の所謂「コムペンセーション」(塡

補）として、如何に故らにこの「クルツール」を誇張し、無理に養殖してゐたか、それは玆處に吾人の研究すべき限りではない。只だ、面白いのは、ドイツをフランスや英國や合衆國の如き相類した傳統を持つてゐる國々から際立つて區別してゐた「文化（クルツール）」の運動が、大戰の敗北と次いで起つた革命と共に、殆んど火の消えたやうになつてしまつたことである。

共和政體（リパブリック）の建設以來、ドイツ人の主たる問題は、如何にせばモダーン・ウオールド（近代的世界）と折れ合つて行けるかといふことであつたのである。初めに、舊精神の半ば瓦解した時には、共處には大きな空虛が殘されたのみで、人心歸する所を知らず、一國を擧げて忿激と倦怠と鬪爭とを是れ事としてゐたのである。それかといつて、眞箇に心からドイツを「オクシデンタライズ」（歐化）しようとする欲望もなかつたのである。政治的以外の事柄については、いな恐らくは政治的にすらも、ドイツ國民はドイツ國民たるを以て滿足してゐたのである。獨乙人はあのやうに不意に自分の上に推しつけられた「共和國」（Republic）を望んではゐなかつたので、革命の動亂と共に高く叫ばれた民主的な平等主義に至つては、固より之を受け入れる念は毛頭なかつたのである。若し眞に新らしい周圍の狀態に適應する意志があつたとしても、それは徐々に行はるべき筈であつたのである。有名な小說家のトーマス・マン（此人の著作は已に日本にも飜譯せられてゐる）が言つたことがある。

「今日尙ほドイツをきれ〴〵に分裂せしめてゐる衝突紛爭には、色々な名目が附せられて居り、種々の形式を取つてゐるが、その根本に於ては、ドイツはその久しく繼承して來た「文化（クルツール）」の概念を斷乎として固守すべきや、はた又た、巧みに之を變改せしめて行くべきやの緊急な問題に歸着するのである」

而して、この變改が有力に行はれて來たことは、別に鋭い觀察眼を有たないものにも認められるゝことで、むしろそれ處ではなく、今や、一体「クルツール」なるものは今後永く生き延びて行けるかどうかといふのが刻下の問題とされてゐるのである。此の理由から推しても、たとへ新しく生れたリパブリックが政爭のストームで崩壞することがあつたとしても、再び昔しの「帝國」に後戻りすることは萬ないのである。

或は曰ふものがあるかもしれない。一然かしながら、君はさういふが、戰爭のプロパガンダより外に何もないぢやないか。キヤピタル（頭文字）Kはたしかに「クルツール」（Kultur）を他の國々で理解されてゐる「カルチユア」（culture）から今も現に區別してゐるのである。君は今日のドイツ人の心理に比較して君の說を確しかめるために、故さらに昔日のドイツ人の心理を誇大に漫畫化してゐるのぢやなからうか」と。成程、獨乙「文化」といふものは現在存在してゐるのである。自分は決して漫畫化してゐるのぢやない。現に英佛の操觚者は筆を揃へて、頭文字にKを有つてゐる Kultur を攻撃してゐるが、たとへ、それは偏狹な愛國的の見地からなされてゐるのではあるが、彼等は攻撃せざるべからずして攻撃してゐるのであるから、本能的にいふとまちがつてゐるのではないのである。この事はトーマス・マンも曰つてゐるが、自分も全然彼と意見を同じうするもので、薄められてゐない純粹の「クルツール」はデモクラテイツク（民主的）な英佛の口には合はないのである。

（三）

却說、それぢや、古い獨乙人がよく口にする「クルツール」なる語の意味は一体何だと問はれると、精確にこの問ひに答へやうとするのは、他國のものにとつては非常に困難なのである。何故といふのに、元來、「クルツール」なるものははつきりした概念的のものではなくして情緒的のものに屬してゐるからである。時には、この語はボーデンクルツール（Bodenkultur——農業（アグリカルチユア））いふような古い語や、現代語のガールクルツール（Girl-Kultur——現代の英國やアメリカに生れたものと想像されてゐるフラッパー（おてんば女）の特殊なタイプの創造をいふ）の如く、明かに單に英語のカルテイベーション（Cultivation—「耕作」「養成」）といふことより以外に何物をも意味してゐないし、また、時には、我等が「教養のある支那人」（a cultured Chinese）といふ場合に意味せらるる所のものを明かに意味してゐるのである。即ち、本能感情の陶冶されて、態度風采の粗野でなく優雅で、且つ、吾人の以て純乎たる文明（civilization）の最も美し

い成果とする所の非物質的な價値に親しみを有てる人々を教養のあるといふのである。然し、かういう使ひ方の意味は深い薄暗い「クルツール」の中心まではしみ込んではゐないのである。「カルチュアード」（教養のある）獨逸の一大學教授が嘗て自分に説明したように、「文化國民」（Kulturvolk）は全く彼の英語國民の所謂文明（Civilization）なるものを有たないかもしれない——むしろ却て實際に野蠻の狀態に甘んじて生活してゐるかもしれない」（註——ドイツの學者達は御自慢の「文化」（クルツール）を普通英語國民に「文明」（シビリゼーション）と稱せらるる所のものより嚴に差別しようとするのである。「文化」は所謂「文明」の如き機械的な皮相なものではなく、もつと精神的（ガイスティッヒ）なもので、深いもので、とても深いもので、獨逸人でなくちや解るまい、と彼等は曰ふのである）、——といふ陳述に對して、極めて人情に近いアングロサクソン系やフランス系の傳統に育てられた我等は何と答へたら可いだらうか。

その最も深遠な意味に於ては「クルツール」なるものは、行爲又は精神的創造に於ける人間の成就し得る至高の事業といふのに外ならないのである。而して彼等文化論者の解する所によれば、この至高の事業の成就によりてのみその國民の本質は表現され得るのであつて、國民の大衆は是に至つて初めて自己の本體を見出し得た心持で、赫々たる偉業を仰ぐの念は殆んど一種宗教的なものとなるのであるといふのである、解し易く言へば、古くからあるロマンテイツクな天才に對する信仰で、ドイツの哲學者の感化を受けた英國のカーライルの主張した「英雄崇拜」（〝Heroes and Hero-Worship〟）なのである。

實に「クルツール」の如く、デモクラテイツクでないスタンダーライズ（標準化）されない、モダーンでないものは想像しがたいのである。「クルツール」なるものは「最大多數の最大幸福」（〝greatest happiness of the greatest number〟）といふアングロサクソン（英米）流のアイデイアル（理想）とは非常にかけはなれたもので、神々や、巨人や、聖徒や、英雄達に取り圍まれながらも、社會改良家に冷い背を向け、物質的進歩（低級な階級はこれで澤山なのだが）といふような考へには全く耳を傾けないのである。他の國民は人間の「自然の權利」とか「人間の社會」だのと口を極めて說き立てるが可い、平和な進歩を夢みるも可い。「クルツールホルク」（文化國民）は別に戰爭を好い物として皷吹しはしないが、斷じて之を避けはしないのである。たとへいくら戰爭が惡いものとしても、少くも戰爭には壯烈（ヒロイツク）な功業を立て、其上に國土の膨張を謀る機會が存してゐるのである——其處で「クルツール」……と說き立てられるのである。

（四）

かかる思想を抱いて獨逸人は、一部のソーシアリストのように、西歐の物質主義（マテリアリズム）に感染してゐない限り、「デモクラシーの爲めに世界を安全ならしめん」と心から願うたアメリカの青年とはむしろ異つた精神から彼の大戰に臨んだのである。玆處に、全く國家的のクルツールとデモクラテイツク型の國際的なカルチュアとの鬪爭があつたのである。プロレタリヤの擡頭といふロシヤ獨有の理想を實現するために、ロシヤのボルシエビストが西の國の普遍的な觀念よりも、むしろ排外的な「クルツール」の精神によつて皷舞されたものの如くであるのは、頗る注目に値することである。

かういふのは決してドイツを罵るのではない。かかるヒロイツク（壯烈）なフヒロソフヒー（人生觀）がなかつたならば、平凡なブルヂオアをして一個の英雄たらしめ、四年の間世界を相手にして立派に戰ひを繼續せしめることは到底できなかつたであらう。然し、また一方では、是れが却て英佛の論客記者の怒りを買ひ、同時に、一敗地に塗れて、「クルツール」の運命の定まつたものの如く見えた時に、ドイツの智識階級をして失望落膽せしめた所以でもあるのである。

何んとなれば「クルツール」は貴族的（アリストクラテイツク）であつて同時に國家的（ナショナル）であつたからである。前者としては、それは國家内の特殊のゲマインシヤフト（社會團體）として自ら任じてゐるクラス・ソサイエテイー（社會階級）を是認してゐるのである。ドイツのソーシアル・デモクラット（社會民主黨）が他の階級に何等注目すべき勢力を及ぼすことができず、軍閥の專横學閥の尊大を致したのは實に是れがためで、「ドクトル」其他の稱號熱の猛烈である所以もよく是れで說明せられるのである。かくして終に、「クルツール」は國家とい

ふものを造物主然たる位地に祭り上げてしまつて、英佛や合衆國の彼等の所謂「物質的なデモクラシー」とは全く正反對なものを作り出してしまつたのである。しかし、同時に、「クルツール」といふものは「人類社會」のものではなく、特に組織立てられた「ピープル（民族）の事業であつたから、それは精神的方面でも竝びに狹い政治的方面でも、當然ナショナリズム（國家主義）とならざるを得なかつたのである。今日に於てすら、博學多才の著述家にして政治家たるウイリー・ヘルパッハの如き人でも、「實際クルツールは、社會組織を特殊な一箇の精神的統一に結合するの事業に分ならないのである」、と立派に曰つてゐるのである。國際主義の目的とは相容るることのできない定義ではあるまいか。

（五）

かういふ「クルツール」の國が、俄然として全く歐洲的な極めてデモクラテイツクな政治組織にぶつかつたのである。しかも其上に、國際社會主義によつて脅かされたのである。共和國宣布以來十年の星霜を經た今日ですら、この新しい政治的機構の尚ほ軋しんで落ち着かないのに何の不思議があらう。軍隊が軍閥ならざるものの支配を馬鹿にしてゐるのに何の不思議があらう。共和國（リパブリック）が昔日の國家の柱石と云はれた教授や官吏から今尚ほ嫌はれてゐるのに何の不思議があらう（註――ドイツでは公にはドイチエ・レプブリイク（獨逸共和國）とは云はず、ドイチエス・ライヒ（Deutsches Reich）といつてゐる。カイゼルライヒ（帝國）のカイゼルを取つてしまつたものである。英語にはこの「ライヒ」に相當する語はない）。或は又た、社會黨に屬するライヒスカンツラー（獨逸國政府の首相）が反對黨のナショナリスト（國民黨）の領袖連に頭の上らないのに何の不思議があらう。大部分の獨逸人が平和主義者を誤解し、戰爭で無一物になつても今尚ほ依然として有力なベツセレ・ロイテ（上流社會）を恐る〳〵見上げてゐるのに何の不思議もないのである。

獨逸に起つた革命は根本では中產階級の革命であつたので、何人も期待してゐたように、眞に利を占めたのは銀行界工業界の大立物であつたのである。彼等は貧乏な貴族との接近を求め、アメリカ人と同樣に、自

分の娘達を爵位を有つてゐるものに嫁入らせようと切望してゐるのであるが、內心は自分達を有力なシティズンの地位に押し上せてくれた大革命に十分滿足してゐるのである。そればかりではない、近代の產業は、實際、工場から流れ出す大量生產の商品をこなす爲めに民主的に標準化された國民の存在が必要なのである。この點については、戰前の貴族的なドイツは今日のドイツに比して遙かに標準化されがたいものであつたが、今日では、アメリカの競爭に壓迫されて、殆んど月每に標準化の程度が高まつて行くのである。

しかも、今や、アメリカの產業の隆盛と戰勝の余威は同時に歐洲の人心を惱ましもし驚かしもしてゐるのである。是に於てか、デモクラテイツクになりオクシデンタル（歐洲的）に傾いて來たドイツは「アメリカ的」（"Americanism"）にならうと考へ、そして實際に皮相的には「アメリカ的」になりつゝあるのである。ガム・チユウイング（ガムをかむアメリカ人の癖）の如き、スポートの如き風習や、アメリカン・バー（酒亭）だのと、アメリカン・ベルト（革帶）だの、アメリカ式の金融組織や產業方法も熱心に研究されてゐて、或る範圍まで模倣されてゐるのである。思想方面でも、革命後新しく生れた極度に現實を貴ぶドイツの大立物にも漸くアメリカ風の考へ方をするものが出て來たのである。

然しながら、人間といふものは實際上の必要に支配せらるゝものではあるが、同じやうにまた思想によつても支配さるゝものである。ドイツの將來の決せらるゝ所は思想の方面であらうと思へるが、何等新しい統一のできてゐないのも、全くこの方面なのである。政治家（不平を鳴らしながら）や工業家（喜び勇んで）は「ウエスターニゼーション」（歐米化）を是認してゐるのに、一方、教養のあるドイツ人は傷つかずに殘つた「クルツール」にすがりついて、「西の國民の精神のない平等」に與からうとは欲しないのである。

自分の友人である若い獨逸人の中には、今尚ほ古い姜びたロマンテイシズムの詩句の中に住んでゐて、功利的なアメリカを見ること市井の小人を見るが如きものがある。彼等にとつては、過去に橋を架け渡して、古のチユウトン族の統一を再び今日に歸へすことは、頗る容易な事のように見えるのである。或るものは古

の北歐の神々の祭りを取戻さうとし、その手初めにニーベルンゲンリードを讀むべしとさへ主張するものすらあるのである。然しながら、こんな子供くさい事ぢやない。ドイツの眞の問題は。如何にせば獨逸的であつて同時にモダーンなるべき一つのソール（魂）を新しい政治的並びに社會的のシステムの中に生きしめ得るか、といふことに存してゐるのである。

元來、獨逸魂（Deutscher Geist）なるものは大きな力強いもので、獨逸人の頭も極めて豊かなのである。純粹な藝術や文學の方面では、近來獨逸も歐米と同じく衰微を免かれないが、歴史とか、科學とか、其他廣く思想方面では、戰後の革命はその寮圍氣を不活潑にしたよりもむしろ淨化したといつて可いのである。若し獨逸魂がよく實際生活に適應することができて、元來が辛抱强い贅澤を言はない柔順な國民を通して活動することができたら、經濟力に於ては遙かにアメリカには劣るとも、歐洲大陸に於ける産業界の主動者たる位地を新しいリパブリックのためにかち得ることは決して難くないであらう。

然しながら、こんな經濟力だけではドイツが「リパブリック」となつた名分は立たないのである。語を換ゆれば、「リパブリック」を樹立した强い内的生活の要求を滿たすには足らないのである。若し新興のドイツが、世界のために、能率の高い工場、有力なる國家以上の或るものたらんと欲するならば、産業の如きそんな外部的のものでなく、もつと深い昔しの靈的なもの〻幾分なりとも腐らないように保存して行かなければならないのである。十分な精神的創造には所謂「クルツール」の幾分かは、獨逸に限らず是非共必要なのである。歴史的の意義を失はない限りに於て、余りに精神的な「クルツール」と實驗を主とする近代的な聰明とが巧みに融和されたならば近き二三十年の間に於ける世界の發達史上、獨逸が極めて重要なる地位を占むるに至るべきは想像するに難くはないのである。何となれば、現代の世界は外見甚だ强大でしかも好もしくも見えるが、精神に關する事柄では何等自ら進んで擇むべき依るべき主義原則といふべきものは有つてゐないのである。此の説でも彼の説でもどうでも可いといふのは、經驗の世界でいふことで、經驗が實用的なテストとなつて眞實の結果が直ちに分明になるから、大した差支はないが、然しながら、アイデアル（理想）

其者の撰擇となると、かゝる外部的な規矩準繩は存在しないのであるから、從つて結果は浮はついたものとなつてしまうのである。「文化（クルツール）」の傳統がドイツをして、實際の社會方面には、直ちに正統のデモクラシーに進ましめ而してより正しき經濟上の分配を可能ならしめ、と同時に、思想方面では、惡平等に墮するの處あるデモクラシーの謬見を避けしめることができるならば、この國民は、我等近代人の希うて已まないニュー・イーラ（新時代）へ人類を導くことができるかもしれない。

自分の見る所にして誤らないならば、今や、生活の機械化は如何なる國民も之を拒むことのできないほどに、しかく普遍的で、しかも亦たそれほどに强く人心に訴ふるものなのである。ロシヤも東洋も、アフリカさへも、今に「アメリカナイズ」（米國化）さるゝに定まつてゐるのである——即ち、アメリカを模倣したうすつぺらなデモクラシーの基礎の上に生活が「インダストリアライズ」（工業化）さるゝに定まつてゐるのである。しかし、强制的な種痘のような文明の移植は必ずや烈しい反抗を受くべきものである。東西の融合といふことは幾度か論ぜられて來たが、世界の破局を惹き起すような實際の衝突もなく、東西融合の大業が完成せられようかどうかといふことは、兩當事者——東の患者——の互に相理解し相許容するの度量と能力とに依ることであらう。元來、獨逸人といふものは英佛其他の西の國民と相接する場合には、心理的に何處かはきくしない事のあるに反して、そのくよくとした思案がちな性質は東洋人及び半東洋的なロシヤ人とは容易に融和點を看出すのである。大戰前に在つてすら、ロシヤにゐた獨逸人は他の外國人に比して外國人じみては見えなかつたもので、獨逸とロシヤとの接觸は他の國々に比して一層確實（スタティック）で且有利でもあつたのである。で、若し、ドイツが東西の連鎖として、動的（イナーティック）な西のデモクラシーと東の靜的な精神的體統の仲介者として立つことができたら、その將來はその過去の然りしが如く燦然たるもので、且つたしかに更らに一層意義の深いものとなるかもしれないのである。然し、若しドイツにして、精神的な獨自の質を保持して行くことができなかつたら、ドイツ國民はアメリカの後塵を拜して甘んじてゐなければならないようにかもしれない。（了）

Survey, February, 1929

刑務所に於ける成人教育〔三〕

エ・イ・シ――・ヒル

回答を寄せられたる諸氏の意見概要

一、貴下は刑務所に於ける「學校の觀念」を如何に解せらるゝか？

刑務所に於ける「學校の觀念」は私には、外界との力強き連鎖を刑務所内部の生活に對して與へるものであると思はれる。即ち、恐らく自分自身の過失によらずして無學である人々に對して教育の利益によつて幸福且つ善良となる機會を與ふるものと解する。それは又普通に教育を受けた者に對しては更にその精神を改良し且つさもなければ無駄に費すべき時間を有效に使用する機會を與へるものである。

ヘレン・ストーン夫人

刑務所に於ける學校の觀念は受刑者の技術的精神的、知的、倫理的及び肉體的改善を意味すべきである。けれども現在は事實上それはえたいの知れぬものである。その發達はすべて將來にある。どうなるかは將來を見なければわからない。公立學校と同等の教師が得られるやうになる迄は刑務所の學校をして「學校の觀念」に相當するだけの效果を擧げしめることは殆んど望み難い處である。適當の教師を得るためには費用が要る、而してそれには社會一般の良心が先づ發達しなくてはならぬ。高等の教授學も他の場處に於けると同じ樣に刑務所にも必要なのであつて、刑務所の學校が極めて低級であると云つたからとてそれは唯事實を述べたにすぎない。

エドウイン・シー・シヨウ

私は學校の觀念を刑務所の凡ての人間に組教授又は選擇讀書などの活動によつてその精神的、道德的狀態を改善する機會を與ふるものであると解する。

ジエー・アール・クローリー

私は刑務所に於ける學校の觀念を正しき事に付いて正しく考へる材料と手段を與ふるものと解する。人の行爲はその內面生活の表現である。私の爲すことは私の考へてゐる處と明かに連結してゐるのでその性質及び分は私の考へてゐることの性質及び分量によるのである。我々が刑務所と呼んでゐる社會に於ては思考の標準は高いものもあれば低いものもある。けれども禮儀正しい行狀の重要さ及び價値はすべての者が知つてゐる。

學校の仕事は受刑者の思考をして思考者の心中に具体的になつてゐる思想及びその表現されたる言葉に相當する價値を有たしめることである。考へてゐることは必ず行動に現はれざるを得ない。而かも刑務所は外の社會よりもより都合がよい。それは安定と均衡の要素を含む。學校はこの仕事に付いては無類である。それは啻に個人及び刑務所社會に反響を及ぼすばかりでなく、國家にも反響を及ぼすであらう。

刑務所に於ける學校の觀念が刑務所に收容中の受刑者のみを含むにすぎないならば、さう廣いものではない。それは又刑務所から出てくる自由人及び更にその自由人が歸つて行く社會をも含まねばならぬ。さうすれば、社會に復歸してからの行爲は在所中に生じた動機によつて支配せられる。學校は外の社會での生活に繼續して行かねばならぬ。學校の觀念の使用及びその充分なる發達のための規定を設けないやうな國家は近視的である。

アール・エッチ・タイス

刑務所に於ける學校の觀念は、私の解する處によると、收容者の生活に、今日迄は色々な理由でその教育に付いての要素ではなかつた處の教育的力を與ふることによつて人間の改良を達成することを目的とするものである。換言すれば良書を讀み理解する能力を通して精神的視野を廣めることによつて一層智的な善良な市民を作ることを助けることを目的とするものである。

アール・ビー・ムレー

刑務所の收容地は大体外國人の子で外國又は內國生れの者と外國人の兩親から少くとも二代を經たものを含む內國生れのアメリカ人との二組に分れてゐる以上、學校の觀念は寧ろ廣汎な、包括的なものでなければならぬ。外國人の無學者に對しては英語の立派な知識とアメリカ政府の基礎をなせる原則の理解と更に自由を放縱と誤ることなくして生活する方法の知識を授けることである。換言すれば、學校の觀念はこの種の者に對しては充分なるアメリカ化を意味すべきである。兩種の者に對して之を意味しなければならない。又學校の觀念は社會に對する受刑者の見解を變へさせることを意味すべきである。

ジョン・ビー・ブルンソン

學校の觀念は、刑務所がたゞに行刑設備であるのみならず人格を作る設備であるといふ觀念と一致する。

エル・エフ・スミス

二、敎化の問題と主として經濟的なりや、精神的なりや、之れは經濟的であると同時に精神的であつて、その一方ではない。經濟的欲望は精神力によつて調整されねばならぬ。もし敎化を實現しようとするならば、通常の經濟的欠乏に對しては充足の機會を與へねばならぬ。之れは根本的である。それは刑務所内で行はれねばならぬ。けれども經濟的欠乏の滿足は精神的欠乏の滿足と結合せしめられねばならぬ。人間は決して單なる經濟的動物ではなくして、又獸性化されたる精神である。精神は正しく之を制御しなければならぬ。然らざれば、人間も、人間の精神も野獸性の方が勝つに至るであらう。

アール・エツチ・タイス

受刑者の敎化に關しては經濟的問題は殆んど重要ではない。問題は眞に道德的又は精神的である。

ジエー・アール・クローリー

私は敎化に於ける精神的要素及び物質的要素は非常に密接の關係を有するものと信ずる。原則として人がより高級の理想を抱くやうになれば、それだけ經濟的觀點から見て社會のために有用になる、そしてそれだけ不法なる手段には賴らなくなる。

ヘンリー・ピー・ストーン夫人

敎化の問題は經濟的であると同時に精神的である。適當なる職業の訓練を受けてゐない腕や精神は屢々人を法網にひつかゝる様な生活標準及び行動に導く。そしてその人間は刑務所に送られるのである。其處で彼は働らくことの價値及び習慣を敎へられねばならぬ。そして之れは精神的訓練によつて補助されねばならぬ。尤も精神的といふのは宗敎的といふことではない。

エドウイン・シー・シヨウ

犯罪を生計を得るために必要であると思つてゐる様な受刑者は殆んどない。けれどもそれは容易な方法の様に見える。捕まるといふ處だけが唯一の阻止手段である處の法規の違反に對して何等意識的の躊躇なしに誘惑的な犯罪生活に入るやうになるのである。生活に對する受刑者の態度が變るにあらざればその經濟上の狀態を良くすることも眞實の敎化を齎すには足りぬであらう。

アール・ピー・ムレー

私は敎化の問題は主として經濟的なりと信ずる。

ジエー・ジエー・スリヴアン

私は敎化の根本的原則は大体の場合に於て經濟的ではなくて精神的であると信ずる。尤もある場合に於ては釋放後正直なる生計の道を保證されるやうに經濟的基礎を作つてやることの必要なこともある。けれども、經濟的基礎が確立された後は精神的基礎が、社會及び生活に對する心の態度を變へさせなければならぬといふことで問の一部となつてくるのである。

ジョン・ビー・ブルンソン

三、敎化を促進するに付いて職業訓練に如何程の優越を認められるゝか?

職業訓練は敎化を促進するに付いて最も重要である。授くべき職業訓練の種類は、大体に於て、受刑者個人々々の適應性と作業時間の長さによる。通常微罪に對する不定期刑の下に於ては作業時間が比較的短くて一定の職業を覺え込むことはできないかも知れぬが、どんな職業でも可なり高等の徒弟とはなるであらう。就中受刑者は絶え間なく之を作業せしめるばかりでなく、仕事の仕方を敎へなければならぬ。職業訓練は大いに必要である。人をして已れの勞働によつて糊口の途を講ぜしめることは善行を生ずるものである。けれども、それはその勞働の何たるかに大いに關係する、而して又受刑者の將來は大体に於て彼が刑務所で爲せる勞働の何たりしかに關係するのである。受刑者をその職業として從事してゐる作業につけ、及び彼等の好み且つ適應する所に於て訓練することは彼等が釋放されし曉非常に意義があるのである。數年間刑務所に在りし間に得たる利益といふものは、自由な身の人が社會の一員として職を得ようとする時の利益とは比較にならぬ程大きい。かくて純粹なる經濟的見地からして國家はよく職業訓練を與へていゝのである。

エドウイン・シー・ショウ

眞の職業訓練に基かざる敎化は之を達成することもできなければ又促進することもできない。之れは唯職業に付いて便宜と熟練とだけを訓練せしめることを意味するのではない。頭と腕とが働かなければならない、兩者がよく且つ容易に働かなければならぬ。職業は目的ではない。作ることは奉仕することである。作ることを敎つたなら、今度は作ることの社會的價値を敎はらなければならない。

アール・エツチ・タイス

敎化を促進するに付いては職業訓練に重きをおかねばならぬ。人は何事かを、自己の性質に適應する何事かを爲さねばならぬ。知識のある人は自分が自分の地位を改

善しつゝあることを感ずるのを好む。さうしてその大多數の人はかゝる特を利用しようと欲する。

エル・イー・スミス

我々の處ではこの語の普通に用ひらるゝ意味での職業訓練の經驗は殆んどない。我が刑務所の作業は受刑者が正直なる生計の道を得るに適するやうな種類のものが用いられてゐる。そうして如何なる刑務所もその收容者に仕事を與へねばならぬといふのが、そして共處で行はるゝ作業は受刑者が社會に出てから生計の途を得るの助となるやうな種類のものを選ぶやうに注意しなければならないといふのが余の意見である。即ち作業はできるだけ社會に有用なものでなければならないと思ふのである。

ジエー・ジエー・スリアン

私は罪人として殊別されるやうな人間に對しては職業訓練をやらうとは思はない。私は罪人ではなくして、普通に職業を知つてゐる者に對しても亦職業訓練を施す價値ありやを疑ふ。

ジエー・アール・クローリー

しつかりした經濟的基礎を有せざる者に對しては、生計の途が得られる樣に廣義の職業訓練を適當に施すことによつて經濟的基礎を與へなければならぬ。

ジョン・ビー・ブルンソン

もし受刑者が釋放後正直なる生計の道を得ることのできるやうな職業を有つてゐないのなら之を教授するやうに設備しなければならぬ。私の經驗から云ふとさうした知識を有たない女はごく少ない。從て、女は生計を立てる正直な道を知らないから罪を犯すのではなくして贅澤がしたいので、又は適度の報酬を受けて働くといふとの嫌なために罪を犯すものが屢々あるとを私は信ずる。

ヘレン　ビー・ストーン

私は敎化を促進するに付いては職業訓練に第二次的の地位を與へるのである。私の回答は左の通り。

第一、職業訓練を有益ならしめるためには少くとも初等學校の科程を含ましめなければならぬ。又會話の英語を理解できなければならぬ。第二　受刑者の犯罪傾向を變へずして之れに職業訓練を與ふることは　唯社會を害する方に一層多く用ひらるべき危險な武　をその手に委ねるやうなものにすぎない。第三、多くの收容者は　譬へば自働車機械工、機械工、理髮職、大工といつたやうに既に職業を有つてゐる。それにも係らず習慣的犯罪人となるのは職業訓練がたゞに罪人を阻止できないばかりか、罪人がその計略を巧みに實行する助となることを證據立てゝゐる。第四に職業訓練は不熟練勞働者にとつては役に立つ。けれど決して敎化を促進するに付いて最も必要なものではない。

アール・ビー・ムレー

赤露遂に宗教と和せんとす

—Red Russia's Truce with Religion—

合衆國のプレシデント・フーバーは新たにアンダーウオールド（暗黑界）のデブル（魔王）に戰を宣したが、北ロ方ロシヤでは、「宗教は麻醉劑である」と叫んで、クリスト敎のゴツドに戰をいどんで、あらゆる暴虐を逞ふしあらゆる罪惡を恣にしてゐた。コムミユニスト（共產主義者）は、今や戰ひ利あらずして遂にチヤーチと和を議せんとしてゐるのである。この政府の政策の變化は感情の命ずる所に出でたのではなく、全く事態の已むべからざるに余儀なくせられたので、ソビエトの首領連は、信仰は迫害の下に却つて榮えるものであるといふ、已に久しく人間の學び得た眞理を今初めて彼等は知つたのである。ニユーヨークの聯合通信社のモスコウ特電によれば、ソビエト政府內閣會議々長（President of the Council of People's Commissars）アレキシス・テイ・リコフは今度宗敎の信仰慣習に關する憲法上の制限を撤廢することを提議し、彼はこの目的のために憲法改正案をソビエト議會に提出すべきことを、議長に告げたのである。尙ほ亦た、國家よりチヤーチ（ギリシヤ敎）を、チヤーチより學校を分離し、且つ宗敎上の儀式慣習を遵奉する權利と同じく宗敎排斥のプロパカンダをなす權利とを均しく凡ての市民に與へんとする案も提出される筈である。モスコウ特電にあるリコフの語を引用すると、「この提案の意義は、

○

五月末開催との噂が噂になつてしまつて七月九日、東京は夏です、でさすがに恒例のオーバーフロック？　姿が見出されなかつたのが、淋しい。

○

人氣男、田中実業道指定選七を出してゐるNのA所長、愈々秘藏つ子の試合が始るや最前列にがんばつてたが彼が見事な腰で敵を蹴すや、にやり、赤蹴すや、にやり、……得意想ふべし。

○

快男子、行刑局のK屬、九州人である。であるから第五區の選手に應援するのに何の不可思議もないんである。然し神は熱心な應援あるにも不拘時々タドンをもらう選手をおつくりになるのである。その度にK君の額は暗たんとして來る、神樣は勝負を第五區選手におあたへになるのである。暗たんたるかんばせが非常なスピートで變化してゆくのは申すまでもない。茶目公曰

巧みに五里霧を作して人心を迷はす宗教に戰を挑む我等は、宗教に對して强制的な行政手段を取るばかりでなく、更らに飜つて憲法上信教の自由を認めようといふのである。宗教との戰は科學的智識の深く大衆の腦裡にしみ込んだ時にのみ成功するのである」とある。

コムミユニスト（共産派）の宗教にいどんだ戰が失敗に終るべきは、豫め分明かつてゐたことだとは、アメリカに於ても多くの新聞紙の言ふ所で、テンネツシー州メムフヒス市の「コムマーシアル・アツピール」紙の如きも、「ソビエト派の領袖連も、彼等の暴虐なる排教手段はあらゆる宗教活動を粉碎する能はざるばかりでなく、却て信者の決心を堅めしめたことを覺つたのである」と說いてゐる。「是に付て彼等は政府の機關新聞紙の發行、學校に於ける反宗教教育、無神論的論旨を傳播せしむるための團体の設立等の一層巧妙なる宣傳方法を採用するに至つたが、しかも此等の方法も亦た今や失敗しつゝあるものの如くである」と述べて、「コムマーシアル・アツピール」紙は之を証するために次の事實を擧げてゐるのである。

「グリーク・オーソドツクス（ギリシヤ正教で帝政時代のロシヤの國教）のイースター（耶蘇復活祭——三月廿一日以後の滿月に次ぐ第一日曜日に行ふ）の夜には、ロシヤの各都市の反宗教團体では民衆をチヤーチに行かせまいとして聯合して特別の運動方法を用ひたのである。即ち、この目的のために、わざと劇場は夜の九時から始めて朝の三時に終るやうにしたのである。この時間は恰もチヤーチのサービス（勤行）の時間に當るからである。幕間には競技やダンスが初まり、反宗教的な題目で演說が行はれ、尙ほ、勞働者倶樂部では終夜音樂演奏を無料で聞かせてゐたのである。

モスコウでは、市中の大きな廣場では、朝の四時まで斷えず音樂やら活動寫眞が行はれ、共産黨青年團は他の團体をも交へて、樂隊を先頭に、反宗教的な文句を書いた旗を押し立てゝ、火把行列で市中をねり廻はしたのである。政府でも、わざとチヤーチに近い廣場に騎馬巡査を配置して、民衆のチヤーチ行きを妨げる前記の運動に力を添えたのである。

その結果は如何に。ロシヤの大都市では、どのチヤーチも滿員で、中へ入れない幾百の人々はチヤーチの街路の上にひざまづいて、サービスの終るまで動かうともしなかつたのである。この事實は何を語るものであらうか。幾世紀かを經て養はれて來た民族の信仰が、僅か數年の間に過激派の宣傳で破壞されてしまうものだらうか。さういふ事は有りさうにも思へないのである。

共産派の抱いてゐるユートピア（理想鄕）の夢は、日を經るに從つてだんだんと其形は歪んで來たようである。元來人間が自分勉許で獨りでえらがつて凡ての物の背後に人間以上のデイヴワイン（神聖）な一つのマインド（心靈）の存することを認めないような處にユートピアの存すべき筈はないのである。

Literary Digest, June 8, 1929

○

小菅の新しい廳舍がモダンな建築だとあつて武道大會そこのけに所長、隨行連が視察して歩く。暑い演武場よりそうして視察してあるくのは涼しい？に違いない、で口の惡いSが大ごろで皆さん演武場はこちらですう。

○

劍道指定の田岡（高知）四段は先頃の天覽武道に豫選まで出場した名譽の劍士だ、彼れの堂々たる態度には參觀の連中感歎してやまない、で優勝の彼をカメラにおさめに行くと、彼と個人勝を競つたSの荒田曰く……僕も撮影して呉れよ田岡君は僕に勝つたんだから……なる程、でパチリ。

○

小菅の畑山を長崎の田中(末)がころりとやる、その田中を神田五段がころりとやる、そのまた神田を三船が子供でも扱ふ樣にころりとやる。三船とは箚十三船久藏氏である。

○

午後一時、新總裁渡邊法相の來駕。カメラマンあわてゝクランクを廻す。出迎えの會長其他の職員と貴賓室に這入られる。吉田所長の報告、會長の報告、カメラマン早速室内の模樣を撮影にかゝると……どうだね撮れるかね……新總裁の仰せ、カメラマンだあ……となつて退却。

刑政第42巻第8号
矯正図書館

作業賞與金の給與に就て

諫早　老骨漢

一

昭和四年度歳入歳出總計は經常、臨時、追加豫算共三月二十七日の官報で發表せられた。司法省所管歳出經常部合計參千五百貳拾五万參千八百五圓臨時部壹百八拾万七百五拾圓竝に追加豫算拾七万貳百五拾圓、總計參千七百貳拾八万四千八百五圓共内經常部刑務費の款に於て壹千四百貳拾九万貳拾貳圓を計上せられてある。詳細の內容は局外者の知る由もないけれども、仔細に豫算面を觀察すれば、司法省豫算の大部分は刑事政策費所謂犯罪防遏費に充てられあるかの感がある。即ち總豫算額中から民事々件費非訴事件費及登記事務費其他僅少の費額を扣除した殘餘は刑事費と云ふことが出來るから、尠なくとも司法省總豫算額の三分の二は刑務に關係ある費用と視て大過はなからうと思ふ。

之丈莫大な費用を支出して獲る處の歳入は僅かに刑務所收入の六百五拾四万七千四百六拾四圓が埋合せになる計りである。之を歳出と比較するに刑務費の款の一項收容費の六百八拾九万百七拾六圓に足らざること實に參拾四万貳千七百拾貳圓である。結局彼等は刑務所內に於て毎日〳〵働いて漸く自分達の入費の九割五分强を稼ぐに過ぎないのである。

元より司法事務の如きは營利を目的とする生產事業ではないのであるから、收支の比較を爲すと云ふ事は聊か酷であらうけれども、斯る經費を支出する所以のものも、結局斯る經費の輕減又は削除の時期到來を目的とするものであり、國家の福利を增進する上に於て、行刑事務の實績を擧げ、斯る經費の幾分にても減少せんことを切望する次第である。

二

監獄法は彼等が刑期中の服役作業に對して、作業賞與金なるものを給與する旨を規定してある。

此作業賞與金なるものは、彼等が釋放直後生活に窮した結果再び犯罪に陷らん事を慮り、就職迄の生活資料、若しくは事業開始の資本に充當せしめん事を目的とするものなることは申迄もない。即ち作業賞與金なるものは彼等の勤勞に對する報酬にあらずして、之を與ふる所以のものは、國家刑務費の輕減を目的とする刑事政策に外ならないのである。私は今此作業賞與金に付て聊か調査した結果を發表し、併て二三の感想を述て見度いと思ふ。

當所（支所を除く以下仝じ）昭和三年度作業收入總額は拾參万七千參百八拾四圓貳拾七錢。之に對する作業賞與金計算高は壹万貳千貳百參拾五圓五拾壹錢八厘、此步合率は八分九厘强に相當するのである。然らば此作業賞與金なるものは如何なる工合に給與せられつつあるか。私が當所昭和三年度中に於ける釋放者總人員貳百貳拾四名に就て調査した結果は左表の如きものである。

作業賞與金給與調

賞與金計算總額	釋放前ノ給與額						釋放時交付高	人員
	家計扶助	訴訟費用	罰金	通信費	其他ノ支出	懲罰減削		
一六、八八六、四六二	六三一、〇〇〇	六五八、四九〇	三九、〇〇〇	五八、八九〇	五八八、三三五	三七一、一〇〇	一四、五三八、二七六	二二四

即ち釋放前に於て給與又は扣除せられたる總額は貳千參百四拾八圓拾八錢五厘にして、計算高總額の一割四步弱に相當する。更に之を一人當平均にするときは、計算高總額に於て七拾五圓參拾八錢五厘强、釋放前の給與總額は拾圓四拾八錢參厘弱、釋放時交付總額は六拾四円九拾錢貳厘强の割當となるのである。而して之が計算高總額に對する步合比率を示せば左の如きものとなる。

作業賞與金給與別步合調

種別	賞與金計算總額	釋放前ノ給與額						釋放時交付高
		家計扶助	訴訟費用	罰金完納	通信費	其他ノ支出	懲罰減削	

刑政第42巻第8号
矯正図書館

金額	一六、八八六、四六一	六三一、〇〇〇	六五九、四六〇	三九、〇〇〇	五八、八九〇	五八八、三三五	三七一、五〇〇	一四、五八三、二七六
歩合率		〇、三七強	〇、三九強	〇、〇二三強	〇、〇三五弱	〇、二四強	〇、二二弱	八、六一弱

以上は總人員と計算高總額との比例であるが、更に之を給與實人員と之等の者の計算高合計額との歩合及給與金一人當平均額、竝に各項目に對して給與したる最高額と最低額とを掲記して見ると左表の如きものとなる。

作業賞與金釋放前の給與調

種別	家計扶助	訴訟費用	罰金完納	通信費	其他ノ支出	懲罰減削	計	備考
給與人員	三〇	二三	六	一五六	一〇〇	四九	三六四	
給與者ニ對スル計算總額	五、九四六、四四一	三、〇三三、二〇八	二九四、四〇八	一、四四四、八九三	一三、一九四、〇九七	六、〇〇六、六〇四	四二、九一九、六一五	
給與金額	六三一、〇〇〇	六五九、四六一	三九、〇〇〇	五八、八九〇	五八八、三三五	三七一、五〇〇	二、三四八、一八五	
一人當給與平均額	二一、〇三三	二八、六七二	六、五〇〇	三、七七五	五、八八三	七、五八一		
歩合率	一、〇六強	二、七一強	一、三二強	〇、〇四強	〇、〇四強	〇、六二弱		
最高給與高	七〇、〇〇〇	一四〇、二八〇	一五、〇〇〇	二、六七〇	七四、〇〇〇	三〇、〇〇〇		
最底給與高	五、〇〇〇	一、三六〇	一、〇〇〇	〇三〇	二四〇	一、〇〇〇		

備考　外ニ收容中給與ヲ爲サリシ者六十一名之ニ對スル計算高總額千貳拾八圓拾五錢アリ

三

右の如くにして作業賞與金なるものは彼等に給與せられつつある。即ち彼等は在所中既に計算高の一割四歩弱は費消しつつあるのである。此表中「其他の支出」なるものは彼等の購求品代及治療費にして、其重なるものは念珠、襯衣、眼鏡、用紙、手帖、狀袋、齒科醫療費等である。

之等作業賞與金の給與竝に自辨物品の種類に付ては、監獄法規に嚴重なる制限があり、又其許否に付ては無論刑務所長に於て事情を斟酌し、適宜取捨擇するのではあるが、收容者の多くは受刑服役中に於ては、作業賞與金なるものに左程重きを置いて居らぬかの樣に察せられる。夫れは長刑期者も短刑期者も共に、私は曾て某刑務所に勤務中收容者の或者から、次の樣な述懷を聽かされた事がある。

曰く「作業賞與金と云ふものは釋放の際でなくては頂戴出來ないので實際摑んで見なければ果して我物になるか何うかは明りません、而已ならず吾々の樣な長刑期者は作業賞與金處ではない、生命を持つて出られるか否かゞ問題であります。假りに自分の物であるとしても實際に自分で現金を財布の中から取出して品物を買ふのとは感じが違ひます。願箋一枚さへ出せば何だか只で品物が來る樣な氣がする、故に許される範圍の最大限度に於て買へる物を求めて見度くなります」と又短期刑者の方では「吾々は刑期が短かいのであるから、如何程働いて見た處で作業賞與金など僅かなものである、況んや現行規定は入所後六ヶ月間は其計算が仕て貰へないのであるから到底釋放後に於て何の足しになる程も貰へるものではないから當にはならぬ」と云ふ樣な考を持つて居る。之れは考へて見れば無理からぬ事で、獨り彼等計りの心理狀態ではあるまい。總ての人が彼等と仝一境遇の下に置かれたならば、誰でもが此樣な心持になるのは當然だと思ふ。其癖釋放間際になると遽かに作業賞與金に執着する。計算が違つて居るとか、其樣なものは買つた覺えがないとか、云ふ樣な問題は大抵釋放間際になつて起るのである。無事に放たれた曉に於て先づ必要を感ずるものは生活資料であるからである。故に彼等に對し釋放前作業賞與金を給與するに付ては、愼重なる調査を要することと思ふ。然らざれば作業賞與金本來の趣旨を沒却する虞がある。

四

殊に痛切に感ずるのは訴訟費用の支辨、罰金の完納等である。之等徵收金に充當の事に付ては大正二年十月十勝監獄典獄の問合に對する監獄局長の回答もあるので、直接當事者は該趣旨に悖らざる樣相當考慮を拂つては居るけれども、訴訟貯用や罰金の如きは、之を要する原因を蒔いた者が自ら刈り取るのは當然のことで、假令法律に規定が無くとも「爾に出たるものは爾に返る」の理法であるから、之等の支辨に付ては制限額を超過する樣な場合に於ても、吾々刑務官は現在檢事局の照會や依囑に

對して出事得る限りの便宜を與へ、彼等を說得して能ふ限り其徴收に共力して居る。從つて其納付額も相當多額に上つて居る者も隨分ある。作業賞與金を過分に給與せられたが爲めに却て身を持ち崩し、再び間違の因を爲す樣な不心得者も少なくないのであるから、斯る心得違を爲す樣な見込の者に對しては、賞與金を以て罰金や訴訟費用を支辨せしむるは、頗る機宜の處置であるのみならず、若し斯る有益なる使途に充當すべき事柄がなかつたならば、監獄法施行規則第七十五條を活用して、斯樣な者に給與すべき作業賞與金は相當制限すべきであると思ふ。乍併、眞に前非を悔ひ改悛の狀顯著にして、眞面目に後半生を世に處せんとする者に對して考へれば、刑餘者をして釋放直後生活に窮せざる樣保護を與へ、可及的再犯率を減少し以て國家の刑務關係費を輕減せんとする大見地の上から、彼等に給與せらるる零碎なる作業賞與金であると云ふ事に考へ及ぶ時に、假令夫れが訴訟費用の納付や罰金完納の爲とは云へ、計算高の大半に近き額を扣除せらるるが如きは、折角吾々が苦心して育て上げた彼等の良心の發芽を摘み切られる樣な心地がする。又一面には傷いた足を引摺りつつ社會の荒浪に投せねばならぬ彼等に對して、餘りに慘酷ではあるまいかとの感もする。

訴訟費用の納付の如きは或一定の條件を設けて、彼等か不日獨立生活を爲し得る時機迄其徴收を猶豫すると云ふ樣な方法を講じ、又罰金刑の如きも作業賞與金を以て完納せねばならぬ樣な者に對しては、前仝樣に其徴收を猶豫するか、然らざれば引續き換刑處分に附すると云ふ樣にしたなれば、眞面目に改悛して刑務所の門を出て行く者の保護上の一助ともなりはせぬであらうか。

五

次に考究に値するのは、作業賞與金の計算方法と、刑期限内の死亡者に對する計算高の抹消と云ふ二事である。

現行の計算法は入所の翌月より五ケ月間と釋放の月とは之を不計算期間とし、而して其計算率は等級計算法に依つて標準を定め、行狀、性向、作業の成績等を斟酌して其額を定める事となつて居る。之に付ては私は多少の意見がある。入所の翌月より五ケ月間は如何に作業上に勉勵し好成績を擧げても、全然賞與金の計算をしないと云ふ事は、處遇上如何のものであらうか。無論作業賞與金なるものは思想的のものであるから、之を不計算にしたからとて不法ではないけれども、勤勞なるものに對しては報酬を伴ふのを普通とする社會の實情に鑑みて、聊か不合理ではあるまいか。之が爲めに短期刑者は入所中相當に作業成績を揚げて居るにも不拘、釋放時に於て歸住旅費さへも得る事が出來ず、保護會若くは慈惠費から之が給與を受るか、然らざれば鄕里の父兄や家族から旅費の送金を仰いで、漸く歸住地に歸ると云ふ樣な事が往々ある。一體行刑の目的が彼等をして、他日社會に於て自立自存の觀念を養成するにあるに不拘、釋放の際から人の惠を受けねばならぬと云ふ樣な事は、彼等の爲めに考へて遣らねばならぬ事柄であると思ふ。少なくとも歸住旅費位は、自己の勤勞に依つて得たるもので支辨すると云ふ觀念を與ふることが必要ではあるまいか。夫れかと云つて不計算期間を經過さへすれば、如何に作業成績劣等者に對しても、賞與金の計算をすると云ふ行り方も當を得たものとは云へない。社會に於ても自己の生活費にも足りない樣な働き振りで貯蓄の出來る筈がないからである。次に等級計算率なるものも、餘り完全な方法として首肯することは出來ぬ。此規定制定に付ての當時立案者の意思なるものを仄聞するに「社會に於ては勞働は總て生活費が基準となるのであるから、生活費の異なる都會と田舍とは勞働賃金に高下のあるのは當然である、けれども刑務所に於ては彼等は生活費を自ら支辨するのでないから之が勞銀の標準とはならぬのである、故に作業賞與金に對する計算率は都會と田舍とに依つて差異を設ける必要はないのみならず、若し刑務所々在地を異にする毎に賞與金の計算率に差等を設けるとしたならば、仝一作業例へば同じ耕耘夫とか指物工とかに就業しながら收容刑務所の甲なると乙なるとに由つて非常なる幸不幸が出來る」と云ふのが理由であつたとか、乍併收容者は他日釋放の上は大概其地方に歸住するのであるから、其地方に於ける產業、經濟、生活狀態等を度外視した處遇方法は策の得たるものではないと思ふ。假令作業賞與金なるものが恩惠的のものであるとは云へ、一面に於ては勞務に對する反對給付の意味でも含んで居ると解せられない事もないのである、然らば國民の經濟狀態と云ふものは其地方〳〵に依つて異なつて居り、從つて作業受負賃金等も各刑務所共同一ではないのであるから、其地方一般の事情を斟酌して其の計算率を定めるのは、當を得たる方法ではあるまいか。

故に私は以上述べたる理由に依つて、現在刑務所の所遇狀況と刑務所々在地々方に於ける、一般の生計狀態とを比照考覈して適當なる科程を定め、其科程を以て彼等

の所内に於ける生計費に該當する賃金と見做し、科程了者迄は與賞金の計算を爲さることとし、科程外を爲す者に對して其仕上高（科程外に該當する部分）に對する賃金の幾割かを、作業賞與金として給與することとせば、作業奬勵上の一方法ともなり、且つ比較的公平なる處遇方法たることを得べきかと思ふ。

最後に、今一つは刑期限內の死亡者に對する計算高の抹消である、之に付ては別段の規定はない、唯監獄法施行規則第七十五條第二項の規定の反對解釋に依つて決定せられて居るのである、作業賞與金なるものを單に本人釋放後の營生の資に供するが爲めにのみ給與すべきものなりとの解釋を採れば、抹消は當然の歸結である、乍併人間は唯生んが爲めにのみ働いて居るのであらうか。家族もない獨身者で死體の引取人もない樣な者は格別、遺族のある者に對しては夫れが刑務所の門を出る時に、呼吸が絶止して居るか否かの相違に由つて、生前に自ら働いて得た作業賞與金なるものを、自分の葬式費用にも充當する事の出來ないと云ふ事は、本人の爲めにも餘りに悲慘事であり、且つ遺族に對しても氣の氣であり、又國家としても一旦彼等に給與すべき事を告知して置きながら、刑期中の死亡と云ふ一事を理由として譯もなく、全部之を抹消すると云ふことは、餘りに殘酷ではあるまいか。近く行刑法も改正せらるると聞く、如何なる立案が出來つつあるかは知らないが、改正法に於ては立法當事者は、斯る點に付ても充分研究せられ、其不備を補正せられん事を希望する次第である。

島田氏の篤志寄附

本協會主事島田榮造氏には、今夏恰も亡母の五十年忌に當るにつき、本協會事業援助の爲め、客月中金百圓を寄附せられる所あつたが、盂蘭盆はまた亡父の年囘に當るとのことにて、此處に重ねて金百圓の寄附を賜つた。本協會の事業も漸次進展を見るに至りし折柄この篤志に接することは誠に感謝に堪へぬ次第である。

女性と犯罪について の一考察

楠原祖一郎

一、序言

由來男性の犯罪の裏面には女性の存在が何等かの意味で關與しつゝあるが如く見られて居る。而してそは勿論事實によつても承認せらるべきものでもある。併し乍ら又女性自からの犯罪も決して少くはない。最近の文明の普遍化は此の悲しむべき傾向を益々明瞭ならしめんとして居る。

今男女の犯罪に關する比較的數字を見るに、ロンブローゾの記述せる世界各國の狀態は次の如くである。（註一）

國名	犯罪百に對する割合 男子	女子	女子一に對す男子
イタリー（一八八五―八九年）	八四・一	一五・九	五・二
英國（一八五八―六四年）	七九・〇	二一・〇	三・八
デンマーク及ノールウエー	八〇・〇	二〇・〇	四・〇
オランダ	八一・〇	一九・〇	四・五
ベルギー	八二・〇	一八・〇	四・五
フランス	八三・〇	一七・〇	四・八
オーストリア	八三・〇	一六・〇	四・八
バーデン	八四・〇	一六・〇	五・八
プルシア	八五・〇	一五・〇	五・七
ロシア	九一・〇	九・〇	一〇・一
ビュエノス・アイレス（一八九二年）	九六・四	三・六	二七・一
アルゼリア（一八七六―八〇年）	九六・二	三・八	二五・〇
ヴイクトリア（一八九〇年）	九一・七	八・三	一一・〇
ニユー・ソース・ウエールス	八五・五	一四・五	五・八

今此の統計の示す所によれば、男子の犯罪は女子のそれに比して、四倍乃至七倍となつて居る。而して女性の犯罪の中で最も低き國は、ペエノス、アイレス及ヴイクトリアであることを知るが、かくの如きは勿論國家の特質及人口に對する女性の頭數の如何にもよることであつて、勿論全一に見るを得ざるものである。

（註一） C Lombroso, Crime, its Causes and its Remedies

矯正図書館

Boston, 1911, P. 181.

二、女性犯罪の特質

女性犯罪について合衆國の事情を窺ふに、その統計的根據は、專門學者の立場から見て甚だしく不確實であると言はれて居る。今一九一〇年一月一日現在に於ける、合衆國國勢調査局の指示する所によれば、刑務所 Penal institution (State Prisoms and Penitentiaries, County Jails and Workhouses, Municipal Jails and Workhouses, Institutions for Juvenile Delinquents, etc.) に收容中のものは、十三万六千四百七十二人と報告せられて居る。而して此の中で十二万四千四百三十四人が、男子による犯罪者であつて、殘りの一万二千〇四十八人が女子の犯罪者である。一九一〇年の間に還般の各刑務所に收容せらるゝに至つたものゝ總數は、四十九万三千九百三十四人に達したが、その中で男子が四十四万五千四百三十一人を占め、女子が四万八千五百〇三人を占めて居るのである。而して今これが比率を見るに、人口一〇〇、〇〇〇人中五三七・〇人のものが刑務所に收容せらるゝことになつて居り、これらの收容者中九四〇・九人が男子であつて、女子が一〇八・八人となつて居る。即ち男性犯罪に對する女性犯罪の分立係數は八・六である。

今この統計的事實が示しつゝある所の如く、合衆國に於ける女性の犯罪の男性のそれに對する相關々係は、大低の文明國に於けるそれよりもむしろ低率である。併し乍ら實際に刑務所に收容せられつゝあるものゝ罪質について注意しなければならない。何處の裁判所に於ても、刑務所に送致せらるゝものゝ中でも、女子の犯罪者を送致するはあまり好ましきことに考へられてゐないのである。併し乍ら此の傾向は他の國々に於けるよりも、合衆國に於てより多いと云ふ事は事實である。合衆國の女性犯罪が他の諸國のそれに比して少數であると云ふ事は、全くその政府及裁判所が、一種の感情的な武士的氣質を以て、彼女等を罰しないと云ふ點に存するは疑ひを容れざる所である。

次に示す統計は、一九一〇年に刑務所に收容せられたる男子及女子犯罪の比較であつて、全年中に收容せられし女性犯罪の主要なるものゝ頭數を示したものである。

合衆國在監者男女別比較(一九一〇年)

男子の部

犯罪種別	犯罪人員	百分比
總數	四四五・三六八	一〇〇・〇
飲酒(ドランケンネス)	一五八・一八一	三五・五
犯則(ディスオーダリー・コンダクト)	六七・一四〇	一七・一
浮浪(ヴァグランシー)	四六・五六〇	一〇・五
窃盗(ラーセニー)	四〇・二四六	九・〇
脅迫暴行(アソールト)	二一・二〇一	四・八
詐欺(フラウド)	八・八八八	四・八
夜盗(バーグラリー)	八・八四七	二・〇
家宅侵入(トレースパッシング)	八・三二七	一・九
禁酒法違反(ブイオレーシング・リユア・ラウス)	七・二一九	一・六
賭博(ガムブリング)	六・八三四	一・五
其他(オザー・オッフエンセス)	六二・九五五	一四・一

女子部

犯罪種別	犯罪人員	百分比
總數	四八・五六六	一〇〇・〇
犯則	一五・七八八	三二・五
飲酒	一二・七九六	二六・三
浮浪	三・七四二	七・七
密淫賣	三・一五五	六・五
窃盗	二・四七〇	五・一
脅迫暴行	一・四六九	三・〇
姦通(フオアケション)	一・二三一	二・五
矯正不能(インコアリヂビリティー)	七八七	一・六
家庭放棄	六九二	一・四
禁酒法違反	六五六	一・四
其他	五・七八〇	一一・九

而してこの男女性別犯罪に於ける種類及一般的犯罪に關する諸國の實情を見るに左の如きものがある。

獨逸に於ける男女別犯罪統計(一八九年)(註一)

犯罪種別	犯罪百分比 男子	犯罪百分比 女子	男子犯罪者百に對する女子犯罪率
棄兒	〇・〇二	〇・一	八〇〇・〇
墮胎	〇・四	一・七	四三七・三
賣淫婦紹介(プロキュレーション)	六・〇	九・二	一六七・七
盗品故買(再犯者)	〇・〇七	〇・一	一五八・三
右同初犯	二六・五	一三・一	五二・九
小盗(シンプル・セフト)	二七四・六	一〇〇・八	四〇・一
僞證罪(パージュリー)	三・一	一・二	三八・七
強姦罪(インサルト)	二二三・七	七六・五	三四・二
窃盗(再犯)	五一・七	一四・四	三〇・五
殺人罪	〇・五	〇・一	二二・〇
放火罪	二・二	〇・五	二一・八
横領罪	八五・六	一七・六	二〇・六
詐欺罪	一〇一・七	二〇・四	二〇・一
一般的犯罪	二一七七・〇七	三八八・九	一七・九

強請罪	三・〇	〇・四	一四・三	
強盗	四五・〇	五・六	一三・五	
家宅侵入	一〇三・八	一二・三	一一・八	
未成年者脅迫	一三八・三	一五・四	一一・一	
强盗(再犯)	一四・四	一・二	九・一	
各種の脅迫	四四八・四	三二・八	七・三	
暴行	八八・三	五・六	六・三	
暴行及脅迫	六〇・七	三・六	五・九	
惡戯	九三・六	五・四	五・八	
强盗(初犯)	二・四	〇・〇七	二・九	
少年の道徳的犯罪	二五・三	〇・二	〇・七	

(註一) Statistik Des Deutschen Reichs Neve Folge, Kriminalstatistik Für das Jahr 1896, Erläuterungen 11, P. 33.

イングランド・ウエールスに於ける犯罪別統計(一八九三——一八九四年)(註二)

犯罪種別	有罪宣告者百に對する女性犯罪 一八九三年	一八九四年
墮胎及出産報告忌避	九一	八六
少年誘拐及虐待	七〇	五七
僞造罪	一八	二一
惡戯	一五	二〇

財産に對する犯罪	一九	一九
その他一般犯罪	一六	一六
個人に對する暴行	一一	一三
强窃盗及强請罪	一〇	一一
文書僞造に關する罪	九	八
家宅侵入罪	三	四
性的犯罪	四	三

(註二) England and Wales, Judicial Statistics. Criminal Statistics, 1894, P. 19.

オーストリアに於ける犯罪別統計(一八九九)(註三)

犯罪種類別	犯罪者百に對する割合 男子	女子
幼兒の扶養義務放棄	七・一	九三・八
墮胎	一〇・七	八九・二
殺人	六九・六	三〇・三
詐欺	七九・一	二〇・八
窃盗	八〇・四	一九・五
名譽毀損	八〇・九	一九・〇
放火	八五・二	一四・七
一般犯罪	八六・一	一三・九
叛逆罪	八九・五	一〇・四
不敬罪	九一・六	八・三

企業妨害罪	九三・四	六・五
宗教に關する犯罪	九四・八	五・一
夜盗	九五・一	四・八
各種の脅迫罪	九五・八	四・一
性的犯罪	九六・七	三・二
惡戯及拐誘	九六・八	三・一
殺人	九七・三	二・六
掠奪及强盗	九七・四	二・五

(註三) Die Ergebnisse der Strafrechtspflege in Den im Reichsrate vertretenen Königreichen und Ländern im Jahre 1899. (Esterreichishi Statistik Vienna,1903, P. XliX)

伊太利に於ける犯罪別統計(一八九一年——一八九五年)(註四)

犯罪種別	有罪者百に對する割合 男子	女子
嬰兒殺害	七・七〇	九二・三〇
賣淫婦紹介	一九・二一	八〇・八九
墮胎	二一・六五	七三・三五
名譽毀損	五三・七〇	四六・三〇
强姦罪	五四・七八	四五・二二
道德及家族制度に對する罪	五八・二七	四一・七三
嬰兒遺棄及懲治手段の亂用	六二・八五	三七・一五
初犯竊盗罪	七五・六三	二四・三七
商工業に於ける詐欺罪	七九・四六	二〇・五四
一般的犯罪	八二・八一	一七・一九
未成年者脅迫	八三・三二	一六・六八
未成年者の墮落及不敬罪	八四・八〇	一五・二〇
詐欺罪	八五・七四	一四・二六
强盗罪	八八・七七	一一・二二
官廳に對する叛逆及强要	九〇・六八	九・三二
脅迫罪	九〇・九五	九・〇五
文書僞造に關する犯罪	九二・四九	七・五一
各種の脅迫罪	九三・六一	六・三九
殺人罪(マーダー)	九三・九一	六・〇九
貨幣の僞造罪	九五・〇二	四・九八
殺人罪(ホーミサイド)	九六・七四	三・二六
公安に關する犯罪	九七・七〇	二・三〇
夜盗	九七・七七	二・二三
强姦罪(レープ)	九九・〇四	〇・九六

(註四) Notizie Complementari alle Statistiche Giudiziarie Penali degli Anni 1890-95, P. 39.

東京三刑務所の埋葬合祀祭

去る七月十五日午前九時より雜司ヶ谷刑務所墓地に於て標記合葬祭が營まれた。同墓地は新しく六月八日に起工し、市谷、巢鴨、豊多摩三刑務所での死亡受刑者四千二體の合葬を行ひ、墓碑を建立して七月十日竣工したものであるが、その墓地沿革は大要左の通りである。

沿革誌

豊多摩刑務所附屬墓地

北豊島郡高田町雜司ヶ谷旭出一番地

坪數　一千坪

當墓地沿革ハ之ヲ徵スル記錄少ク且ツ大正十二年大震災ノ爲メ之ニ關スル記錄散逸セシ爲メ其詳細ハ不明ナルモ斷片的書類ヲ綜合調査スルニ豊多摩刑務所ノ前身市ヶ谷監獄ハ其始メ慶長八年江戸當磐橋畔ニ設置セラレ其後延寶五年小傳馬町ヘ移サレ囚獄又ハ牢屋敷ト稱セラレ其當時ノ死亡者ハ附近寺院ヘ埋葬セリト云フ口碑アルモ審カナラス明治二十一年二月二十三日始メテ此地所四百坪ヲ金百圓ニテ買入レ墓地ト定ムル同年四月十二日警視總監三島通庸ノ訓令ニテ六百坪ヲ墓地ニ編入サレコレニ千坪ノ墓地トナレリ爾來市ヶ谷、巢鴨、豊多摩ノ三刑務所ノ死亡者ニシテ引取人ナキモノヲ此處ニ埋葬セリ就中豊多摩刑務所ハ大正元年八月一日六百四十二體ノ合葬ヲ行ヒ墓碑ヲ建立シ之カ供養ヲナス巢鴨刑務所ハ大正三年三月十二日二千八百二十六體ノ合葬ヲ行ヒ墓碑ヲ建立シ之カ供養ヲナセリ

昭和三年九月三十日東京市ニ於テ共同納骨堂擴張ノタメ隣接地タル刑務所墓地ノ分讓ヲ申込タルヲ以テ豊多摩刑務所長根本仙三郎巢鴨刑務所長佐藤乙二ト協議シ改葬費及納骨堂建設費及圍墻築造費等ノ一切ヲ市ニ有爲四郎助ハ市谷刑務所長藤澤正啓氏於テ負擔スル條件ノ下ニ墓地折半シテ其一半ヲ引渡スベク司法大臣ノ認可ヲ申請シ本年二月十九日右條件履行後ニ於テ大藏省ヘ雜種財産トシテ引繼クヘキ訓令ニ基キ東京市ヘ交渉シ六月八日起工シ市ヶ谷刑務所百七十三體巢鴨刑務所三千五十四體豊多摩刑務所七百七十五體ノ合葬ヲ行ヒ墓碑ヲ建立シ七月十日竣工セリ因に竣工された新しい墓碑前は東西兩本願寺、司法省刑務協會、輔成會等よりの美はしい獻花を以て飾られ、合葬諸靈を追吊するに相應はしい盂蘭盆會氣分豊かに莊嚴せられてゐた。法會は定刻より東本願寺の溪内東京出張所長導師の下に、築地淺草兩別院の諸師並に三刑務所教誨師等によつて嚴かに營まれたが、合葬祭順序は左の通りであつた。

一、開會挨拶　推名豊多摩刑務所長
一、工事經過報告　同　用度主任
一、讀經
一、吊辭　刑務所代表根本市谷刑務所長
一、同　來賓代表藤澤正啓氏
一、燒香　松井行刑局長
一、同　來賓並刑務所職員
一、同　受刑者代表
一、閉會挨拶　佐藤巢鴨刑務所長

以上の次第によつて、午前十一時意義深き合葬法會の幕を閉ぢたが、當日の參拜者は松井行刑局長、關係三刑務所長、同敎誨師、同刑務所職員等を初め、來賓としては東京市役所關係者、小石川區長、藤澤前刑務所長等百餘名で、稀に見る盛大な合葬祭であつた。

尸位の懺悔

三水漁夫

○手垢光る鍵渡しけり春惜む

尸位素餐四十有餘年は眞に顏厚有忸怩である、往事如夢と云ふが私には既往猶現實である感がする、と云ふのはこの長年月の間何を爲したかを顧るときはその徑路行程が眼前に開展する。而かもその開展する悉くのものは我が不能を顯し、足らざるを示すものである、しかし私としてはその當時々々の徑路行程には不肖相應に努力した積りであり、又事によつては重荷も有つたに相違ない、兎にかく重い鍵は常時衣嚢に納まり三尺の劍は腰間に垂れ、夜間とても非常の備へに枕頭を離れず、二六時中形影相伴ふと云ふありさまであつたが、今やこの永年間の忠僕たる手垢光る重荷の鍵を讓り渡して、體も輕く心も安く悠々自適、徂く春の大自然……山川草木も始めて我が有たるの心地となつた。

このすが〳〵しい氣分、大自然に浸りながらも、時々なほ行刑の變遷、既往の事蹟などが眼前に開展して我を惱ますが如きである、依てここにその一端を誌し尸位の懺悔ともなさん。

○刑務官となりし動機

明治九年前原一誠の反亂に鄉里の郡役所は兵火に罹つた、その跡仕末をする郡長代理の郡書記Kは燒け殘つた金庫を打毀して公金を私して懲役何年、それが釋放されて歸鄉しての話、

「懲役と云ふと苦しいことは覺悟して居たがそれは使はれる看守次第で、善い看守に使はれると苦役も苦役とも思はず愉快に働いて居りながら自己の惡事を悔悟するが、惡い看守に使はるゝと互に反目して仕事なぞはするものなく、徒黨を組んで毎日々々がや〳〵してとても改悔などはお話にならん、善い看守は十人に一人位であるが、兎にかく十人に一人と云ふ人だから其の人の信望はゑらいものだ、その人が來ると何百人と云ふ囚徒が皆

頭を下げて何事の命令でも悦んで聞く、夫れはすばらしい勢で、とても郡長さんなどの及ぶところではない。その上看守は常にサーベルを佩て居る巡査は棒を以て丁度看守の下役の押丁と同じだ、看守は巡査より上で立派なものだ、看守でさへさうだから典獄さんになると大したものだ、昔の藩公とも云ふ勢で、幾百人の囚徒が神様のやうに尊敬して居る。それにその仕事は人間の悪い奴を矯め直すと云ふ珍らしいものだから、悪い奴は毆りのめされたり、縛り揚げて宙に釣られたりして懲さるゝが、善い囚徒は中々親切に教へてもらはれる、懲役の役人は立派な仕事をする、僕も早く知たら郡書記などにならなかつた、始から懲役の役人になつたら今頃は看守長位になつておるに……。」

K釋放者の談話の中で「看守は剣を佩る」「郡長よりゑらい」と云ふことが青年たる私の心を唆つた主なる點である。それに善い看守は十人の中に一人その一人の信望、これも豫期されぬこともなかつた、たとへ神様と尊敬さるゝ典獄にはなれぬとも、と云ふ動機から、私の漢學の先生が當時の典獄と昵懇なので賴んで貰たら志願書を持て來れば試驗の上採用するとのこと、早速志願書を認め直接典獄の宅へ持參すると典獄はこれを一瞥して「生年月が誤記だな書き直して」「イヤ誤記ではありませぬ」典獄は笑ひを含んで「マア一度歸て先生に相談しておいで、未成年ではどうも」と云はるるゆゑ不可解ながら歸て先生に話すと「わしも氣附かなかつた、この元治を文久と書き直して持て行くがよい」二人とも變なことを云ふが、多分自分が白面のへな〳〵した一書生であるゆゑ年齡でも長けたよう見せる積りだらう位の考へで書き替へて持參すると直に受納された。

○看守試驗の問題に出師表

二三日過ると監獄署から試驗の通知が來た、早速出頭すると薄暗い八疊位の應接所に導かれた。間もなく胸一面に蛇腹絨の飾りを附けた上衣に、鶯茶の二寸もある筋を附けた下衣を着けたあまり威嚴もない面貌の人が出て來た。これが看守長であることは山だしの書生ながらも一目瞭然である、その次に出て來た人はフロックコートに同じく黒の下衣を着て上衣の上から刀帶を佩ておる變な服裝だ、これは後に書記と云ふやはり判任官と云ふことが分つた。

受驗者は私一人のみで先づ刑法が繙げられ、一つづゝ指さゝれた條文を讀んで條文だけの解釋であるから、始めて見た法律文であるけれど無難にすんだ。次は監獄則これも同樣であつた。その次が算術の四則應用これも間違はなかつたはづ、ところが其次が頗る振つてゐる、古色蒼然たる漢書を二人してページをくりながらささやきつゝある、何に心なく覗て見ると古文眞寶後集である。面白いものがある な試驗に出されたらお手のものだ、此頃好んで月夜などに高吟する赤壁賦が岳陽樓記か若くは弔古戰場の類なら、一聲高く朗吟せんとの心密かに待ち構えてゐると、眼前に出されたるページは出師表である。而かも白文で返り點もなければ送り假名もないそして「是以先帝簡拔以遺陛下」以下十行ばかり寫して訓點せよと。

かかる文章中の字句まで今なほ記憶するは如何にも不思議であるが、夫れは私が常々愛讀する古文眞寶而かもこの出師表を誦讀する毎に、アノ時試驗吏がずるいことをしたのは此章句だとの記憶を新たにするゆゑである。試驗吏のずるいと云ふは、概して白文訓點の試驗は原文を寫して夫れに訓點せしむるのであるのに謄寫の繁を避けて受驗者の私に原文まで寫さするゆゑである。私は生來文字が極めて拙劣で字を書くことが嫌ひである、故にその時も原文まで寫すのは頗る當惑し且つ多少癪にもさわつた、依て「誠にすみませぬがお指圖通り寫して訓點するには時間がかゝります。その時間の十分の一で出師表の全部でも訓點同樣に讀まして戴きたい、或は後出師表までも」とお願すると二人はまたひそ〳〵囁いて居たが、それでは讀んで見よとのことでこの試驗も終つた。次は紀行文と書翰文いくら拙筆でもこれ丈は止むなく筆を執つた。

その當時の看守志願者の悉くに漢文試驗を課したか否は知らぬが、概して普通教育殊に漢文の素養ある看守が多かつた、尤も中には囚徒の名も讀めず報告書の書けぬものも有たが、これ等は上役の緣故に依り採用されたものか擊劍に勝れたものであつた。

世間では牢番と侮蔑されつゝも普通學を修めたものゝ多かつたのは、主として士族の出身であるからだ、私と等しくサーベル憧憬者ばかりである。佩刀濶歩の昔は知らぬが刀は武士の魂である、日本魂の

矯正図書館

徴象であるとの父兄の訓えが頭に泌みこんで居るのである。その頃の俗謡に

巡査看守が官員ならば
　蝶々蜻蛉も鳥の内

こんなに罵られながらも忠誠清廉の意氣は溢れて居た、收賄者もなければ官金費消者もなかつた。

○始めて佩ぶ腰間三尺の剣

辭令書を受くる爲め典獄の机前に導かれた。そこで椅子が一二脚あつた、これに腰を卸さんとする一刹那例のフロックに刀帶をぶら下げた先生がその椅子を手早くのけた、危なく尻りもちをつかんとしたが漸く直立の位置を保つた、極りの惡いこと夥しい。典獄は微笑だもせず辭令書を渡した。前に一二度宅で見た人より威嚴が有るように思はれた。

物置のような處へ連れられて貸與品を受取た服は紺の小倉で供用期間近い物である。何より望んで居た劍も鞘には凹んだ疵が處々あつて相當に錆てゐる。そつと鯉口二三寸拔いて見ると刀身にも錆がある、而かも頗る重い、この服この劍、私の心は俄に暗くなつた。明日からこれを着ねばならんかと、すご〳〵宿へ歸つて更によく見ると刀身の錆は甚しいものだ。日本魂の徴象がこれではと當惑しながら又服を披て見ると處々の破損はともかく、ズボンの股間に何んだか汚物の固着した形跡がある。花柳病の——これは此儘では着られぬ夫れとて洗つても明日までには乾かぬ、止むなく局部を洗濯して火鉢に火をかん〳〵おこして乾かした。

私のこの苦がき體驗は永年在職中腦裡を脫することは出來なかつた、……看守を採用する毎に……受刑者が刑務所の門をくぐる第一歩の印象が、その刑期中は素より釋放後までも腦裡に刻みこまれ、改悟の人となるか、累犯者となるかに至大の影響ある如く、初任の看守を敎養しその職務に趣味を覺らしめ誠忠勤續せしむるには、採用最初の感想に朗かな氣持ち快い仕事と云ふことを注入するは、職務の陰鬱勝ちなる場所柄ゆゑ特に必要である。最初の貸與品などにも深く注意せねばならぬと思うた。

翌日よりは一人前の看守で敎習もなければ訓授もない。上役に對する敬禮の仕方も拙いとて嗤はれても叱られはせず、始めて釣た錆た日本魂の重いこと、手から柄を放せば騎兵の夫れのやうに地上に引

き摺ておる、生年月を書き直して採用された私ゆゑ勤務場所も余程考慮されたであらう。中央看守所の囚名簿整理、炊所の物品受渡の立會、未決監の書信接見の受附、門衞の補助等であつた。この門衞補助について忘れられぬことがある。夫れは門衞と云ふても一つの建造物の中に机や筆硯を備へて先輩者の本務が一人居る、この本務は日々出入する數百人の外役囚の名を書た木札を、出るときは外役擔當看守から受取て一々讀み上げ、囚徒は之に應へつゝ出て行く。歸るときも同樣にして門内へ入れて後その札を擔當に返す。その他接見者や商人の出入に鑑札を受授するゆゑ相應に仕事はあるが、補助たる私は囚徒出門の際應答をせず、或は一人が二人前の應答をして所定以外の囚徒が紛れて出門はせぬかを注意する位な仕事で、朝外役囚が出た後は終日徒然に苦しんで居る。そこでいつも讀書をして勉强時間のあるを喜んで居た。數ケ月間これを續けた或る日、最初私を試驗した看守長が呼んで「君は門衞補助で時間の餘裕あるを幸に讀書してをるのは誠に結構だが、讀書ばかりせずと時折りには習字もしたらよからう。他の人が見ても多少目先きが變てね、こゝによい反古があるこれを持て行きたまへ」とて帳簿の餘白を拔き取た一と抱の紙を貰つた。平素あまり詞を交へたことのない人好きのせぬぶつきら棒のこの看守長が、未成年の私を勉學の暇ある場所へ配置し、且又試驗の成績で知れた私の惡筆を多少なりとも向上せしめんとの親切心、その當時は左程にも思はなかつたが後になつて衷心より感謝した。多分他の看守に對しても個々相應じた敎養を講じたであらう。

今日では勉學の餘暇ある配置箇所もなく、又公用の筆紙墨を私用に供することは嚴禁であるが、この看守長の心を以て心として下を導き適任を適所に配するは勿論、部下の年齡、境遇、向上心の有無を考へ物質的にも精神的にも各個に應じて敎養するの必要がある。

○十人中に一人の信望ある看守も前途瞭遠

勤務七分に勉學三分と云ふ有樣で一年餘は經過したが、十人に一人の信望ある看守となるには前途甚だ遼遠である。と云ふのは眞の生年月に履歷書を訂正したらなほ職に在ることの出來ぬ若年である。も

し囚徒に直接さしたら暴行でもされんかを慮れてか、工場などの勤務には附けられなかつた。私も亦自ら進んでこれを管理するの不可能を覺り、またその勇氣もなかつた。そこで先づ持久策を執ることゝしてK釋放者の所謂人間の悪い奴を矯め直す仕事、珍しい立派な仕事とはどんなものであるかを見聞し即ち今日の語で云ふ、行刑の實質及び其價値を探究せんと思ひ立つた。しかしそれを探究せんとするには門衞補助で讀書や習字で屋内にばかり籠居してはと考へ込んで居ると、幸に間もなく等外一等出仕のSと云ふが看守長に昇進したと云ふ噂さがあると同時に、例のぶつきら棒の親切な看守長から「君は看守として決して不適當と云ふではないが、何分齢が若か過るから責任の重い場所へも配置されぬ、就てはこの度Sが看守長になつて等外に一人缺員が出來た、その補缺に君を推薦しようと思ふが異存はないか、しかし俸給の關係上等外三等出仕だが」とのこと。寝耳に水のありがたさ何の異存のあるべき「何分よろしく」の一言で引下つた。と云ふのは其頃は判任官が十二等までこれに次で等外が四等まで、判任と殆と同格に扱はれ、看守よりは上級でありその上轄内は自由に飛び廻ることが出來る、行刑實質探究には此上なしである。二三日すると縣廳から呼出しを受けて知事から直接に辭令を渡された。この一事でも頗る鼻が高い。而して擔任事務は名籍、刑期計算である。この筆を執る仕事には惡筆の私は頗る閉口したが夫れでも約二年間過ちなく經過し、此の間種々の出來事即ち行刑の實質はどんなものかと驚異の眼を開いたことであつた。

○泥溝をあさる白膸れの囚徒

衞生思想は一般に幼稚であつた。コレラ病の流行するや縣廳からの御達しだとて、井戸水を桶に汲みこみ稀硫散を入れレモン水で香味を加へ、これを日々三度以上飲めばコレラ病の豫防になるとて、小學校に備へて生徒は勿論村民に配分した時代、また懲役に行けば死ぬが當然とし「彼は牢死もせず歸た」と死なぬを不思議に思ひ、牢死と云ふ文字が出獄と云ふ文字よりはばを利かすのときではあつたが。

始めて未決監に臨んだときは實に凄愴の感を極めた。恰も牢獄の繪の通りで四寸角の頑丈な格子の中には大體七八人居たようであつたが、その各自の顏色は殆ど皆蒼白で、頭髪は延びて散亂し、鬚髯は蓬々として、耿々たる眼のみ光つてゐる。鬼氣慄々人を襲ふとの語はこれを形容したものと圖らず戰慄した。運動をさすることもなく入浴も十日に一度位、それも浴槽が漏るとて一ケ月も中止したことは時々であつた。書籍を看讀するものもなく、拘禁中彼等の日課は三度の食事と其の他は虱を漁りて日を暮すので、その上滯獄は長く未決監中既に半病人である。刑が確定すると強いものは外役に出さるゝが大概は仕事に付けられる。作業は繩綯と草鞋作りのみで作業教育抔は夢にも見ることは出來ない時代、そのまた工場が狹い土間で數百人の集團とて、塵埃濛々として四五間先きのものゝ動作は見えぬと云ふ始末、看守は竹刀の破片を常に手にして誰れ彼れなしに毆り付ける、押丁は唯一の官棒……長さ三尺徑一寸位の樫製、常に磨くゆゑ看守の劍よりもきらきら光てゐる……を以て我劣らじと毆ぐる。看守も押丁も紺小倉の服は藁埃りで霜降り色をして。

一段小高き處に手を組んで傲然とこれを見て居る一囚徒がある。見れば腰に莨入を下げてゐる、まさか喫烟は許しはすまいと思つたが、彼は誘工者と云つて特別扱を受け作業受負人などから莨入も貰ひ、烟草も時々補足して貰ふが默許してあるとのこと。

あまり看守や押丁のこの活動が激しくなると、彼れは仲裁役をつとめる、某は近來眼を惡しくしたゆゑ手元が鈍い、某は昨日來下痢發熱で困難して居るゆゑ勘辨を願ひます。

こんなありさまゆゑ病監はいつも滿員而かも病監に收容するものは死期に迫たものであるが、死亡は却て工場に多いようであつた。病監とちがつて手當をせぬゆゑ。

休業時になると莨入を下げた誘工者や傳告者は、冬日の陽あたりのよい處で雜談して居るが、一方炊所裏の大泥溝にはいつも二三人のよろ〳〵した白膨れて血の氣のない病人が、大根の切り落しや洗ひ流しの殘飯を手攫みに食てゐる。看守が夫れを見附けると「この命知らずが」と大聲で追ふとよろ〳〵と工場の方へ歸て行く。看守は夫れを見て今月中には彼等は羽坂へ行くよと笑て居る……羽坂とは墓地の所在地である……何と云ふ無慈悲であらう。

死刑執行に立會しても最初は嫌な氣持がするが、度重なるに從て平氣になるとはよく聞たことだが、

私も珍らしくこの憐れな食を漁る病人を見て惻隠の心が起たが、看守は常に見て居るゆゑ平氣である。彼の鬼氣人に迫る未決監の人々を見ても私のやうに戰慄はせぬ、これ等を慘忍心が强いと言ふが、慘忍心ではない、誰れも有する習慣性である。こんな習慣性は養ひたくない。

衞生上から觀察せば斯の如く、又苦役の點より見ても其の他いづれの方面よりするもK釋放者が云つた、惡い人を矯め直す處と云ふ感じは少しも起らぬ。全體彼は何に依てこんなことを云つたかが疑問である。或る時に古參の看守——この人は囚徒を蔑たり荒い言辭を出したりしたこともなく、同僚の評判もよく、囚徒の信望もある所謂Aの云つた十人に一人の良看守らしいのに、Kが刑期中の模樣を尋ると彼はKを長い間使つたもので、犯罪の原因、性行、其他受刑中の實況を詳細に語り其の終りに、

Kは只今申すように代々庄屋の奮家に生れ、教育はあり郡書記の首席にまで昇たものですから、同囚に語ることでも坊さんの說教より善いことを言ひ、また私どもにも獄とは何ぞや、人を苦めるところにあらずして改化遷善する處なりが監獄則の眼目ですなど申して、私どもは赤面することが屢々ありました。

これでKの言たことはすつかり分つた。

◇會員推薦

本會基金寄附金左記寄附者を本會賛助會員に推薦せり。

金百圓　釧路市入舟町十二　中野秀雄

少年受刑者へ
美しい少女の友愛

〃 教科書編纂の資金にと 〃
〃 手紙と共に金を贈送 〃

六月二十四日の大阪朝日新聞に、今度司法省では哀れな少年の爲に、從來まち〳〵であつた教育方針を一定し、十月一日から六ヶ月を一期とし、修業年限二ヶ年の教育を、統一的に行ふことに決定し目下着々その準備の歩をすゝめてゐるが、これに用ひる教科書は、全國の典獄や教誨師や看守長等が、金を出し集めて出版費にあて、無料で幼い受刑者たちに分たうといふ美擧が認められてゐる云々

の記事が登載せられた。

このことは、各方面に異常な反響を與へたが、中にも、福岡縣八幡市大藏國田町大藏尋常小學校四年生担當の三浦友秀氏は、このことを生徒に語られた所、乙女たちは、哀れな少年受刑者たちの身をしのび、その純心な感激から、感想文をかくと共に、筆や最代として親からもらつた金や、仲には、自分でいたいけなくも働いて貯めた金を出し、總計八拾錢、送料廿五錢を、氣の毒な少年たちの教科書の編纂費にでも入れて下さる樣にと、同三浦訓導の手を經て、大阪朝日門司支局社會部宛、然るべき處置を依頼して來た。

よつて同支局では、直ちに、東京朝日新聞社に回送、同社では、七月十四日、その溫い乙女の友愛を廣く報導すると共に、司法省へ、感想の作文と共に爲替を傳達して來た。

三浦友秀氏の書信

拜啓　去りやらぬ梅雨に樹々の綠の一段と深みを增し加へて居ります折柄

御社愈々御隆榮、社會に幾多の貢獻をなされて居られますこと、歡喜に存じます。

偶て、去る六月二十四日（月曜日）の本紙第五面に、

一少年囚の暗い心に慰安を與へる
教科書印刷費は典獄等が出し合つて……云々」

の見出しにて、記事を揭載されてゐましたが、同記事は少年囚に對して、監督の任にあられる典獄、教誨師、看守長、看守等の方々が、溫愛の情を以て彼等の傷ける心を抱擁し育まれつゝある日常の慈愛の一部を表はして居られることも察せられ、斯の如く涙ぐましき美擧が、少年囚の心に光明となるは勿論、有識者に感動を起させる所で、殊に少年、少女等の鋭い感情を刺戟することと存じます。小生の學級に置きましても少年囚に對し、又典獄方に對して、一同深い同情を喚び起し、同情心は期せずして彼等を正義の常道に導き歸へす念願となり、作文によりて己が眞情を吐露し、彼等を明るき正しき道に呼び返すべく願ひ、或る少女等は己が汗を流して貯へた、貯への金を持ち寄る等、その眞劍さには、少女ながら、

實に涙ぐましく感ぜられますので、金額は些少であり、文は甚だ單簡で拙なく、其の思ふ所の慊かを表明して居るのみですが、彼等の誠心を酌んで、之れを纏めました。

附きましては、少女等の誠心を諒せられ、金額は少年囚用の數科書印刷費の端にでも加へて頂けますれば幸甚に存じます故、御繁忙の折、御賴みして甚だ御迷惑とは存じますが、作文並びに送金の取次方、御社にて宜しく御取計ひ下さいませぬでせうか。

封中の小爲替八拾錢、並びに作文の郵送料と致しまして、切手廿五錢分を同封して置きました故、御手數乍ら宜しく御願ひ申し上げます。

先づは御禮傍々御依賴迄　　敬具

七月九日

福岡縣八幡市大藏尋常小學校

第四學年三之組（女子組）

担當　三浦友秀

大阪朝日新聞門司支局

社會部御中

小女達の感想

私たちは、おぢ樣方の親切な、お話をききまして大變ありがたいと、思ひました。私たちが、ためたのをみんなだしあつて、少こしばかりのお金が出來ました。それで御本を買てあげて下さい。そして、けいむ所にはいつている子供さんたちが、良い人になつて一日でも一時間でも、早く其の所から出られるやうに、良い子供になして下さい。その中のお友だちには兩親のない方、母だけの方、又は父だけの方もいましようが、どうか力を落さずに、勉强して下さい。

そして父母に孝行して下さい。

いつてきかせて下さい。

おぢ樣方のような親切な方ばかりですから、心のわるい人でもみんな、きつと良い人になるだろうと思ひます。どうぞ一せうけんめいになつて勉强させてあげて下さい。

どうぞこれが私たちのお願ひです。

平井眞砂子

未だ一度もおあいしたことのないおぢ樣方、このたび先生からおぢ樣方の事を聞てたいそうれしく思ひました。おぢ樣、刑む所に入つてゐるかあいそうなお友達を良い人になしてあげてください。これはすこしのお金ですが、本でも買ふたしにして、氣の毒なお友達に勉强をさせてあげてください。お友達の中には、父母のそろつてゐる方や、片親の方や、又どちらもゐない方もあるでせう。

おぢ樣方の親切なまごころにはたれでも良い人になれずにゐられないでせう。

私たちのもつてきたお金は、私達のまごころがこもつてゐます。

おぢ樣方お友達をどうぞ良い日本人になるやうになすために使つてください。

これぱかりは私たちのお願ひです。

中村清子

今度おぢさんたちが、いくらかのお金を出し合つて、刑む所にゐる、お友だちに、勉强道具を買つて上げるとゆふことを、受持の先生からききまして、大そうかあいそうに思ひました。

叔父さん方、どうぞ、お友だちを、かあいがつて、上げて下さい。

その中には、お父さんや、お母さんのいない人もありませう。又二人ともそろつてゐる方もありませう。

私たちも少しではありますが、送りますから、どうぞ一日も早く、よい人になるやうにして上げて下さい、これは私たちが、お母さまから、お使ひちんにいただいたのを、一日一日とためたのです。

一日も早くよい人になりますやうに、これは私どものお願ひです。

上田豊子

まだ一度もおあひしたことのない、おぢ樣方がけいむ所にはいつている人を、國のためによい人になしてくださることを、受持の先生から聞てほんとうにありがたく思ひました。

又わるい子供さんたちを、よくするには御苦勞でしやうが國のためですから、よい人にしてください。私らはけいむ所にいる人とくらべると、私らの方がどれだけよいかわかりません。

私らはほんとうにこう ふくに思ひます。

氣の毒なお友達の中には、もうよい人になろうと考へてゐる人も有りませう。父母がないかあいそうな、人もありませう。

こんな人々をよくするために働いて下さるおぢ樣方のことを考へると、私はなみだが出るやうにありがたく思ひます。

どうかこの上ともわるい人々がよくなるやうにしてあげて下さい。

田中八重子

次に幼けなき少年達に對して示された美しい友愛の音信の一節（外十數通「人」參照）

あなたゝちは、えらい人になつて下さいね、あなたゝちも、私たちも、おなじ人ですよ。お父樣や、お母樣に御心配をかけないで、よく御しんぼうして下さいね。そしてそこから出てえらくなつて下さい。私たちは毎日たのしく無事で勉强してゐるのをありがたいと思ひます。そして天子樣に御ちゆぎをつくし、日本の國をよい國にして下さい。私たちのお金はすこしですがあれで本や、いろ〳〵な物を買ふたしにして下さい。そしてわるいことをこの後はけつしてしないやうに心がけて下さい。私ども皆はあなた方のよくなるのを心からねがつてゐます。

八幡市大藏尋常小學校

第四學年三之組　中村フヂ子

× × × × ×

累犯防遏の手段として
本能矯正法の應用に就いて

敎誨師　畠山圓諦

行刑の目的が累犯の防遏にあり而して吾等刑務官が感化教育と云ふ方法によりてこの目的を達成せんことに日夜苦心しつゝあることは改めて謂ふまでもないことである。然るに我等のこの苦心が果して如何なる程度に於て酬ひられつゝあるか。吾等はこの苦心が酬ひらるゝ代りに年々行刑の結果がその目的に乖離しつゝあることを告白せざるを得ざるを遺憾とするものである。今試みに金澤刑務所に於て大正六年より仝十二年に至る七年間に於ける釋放者が釋放后滿五ケ年間に再入したる者（又は數回入所したる者）と再入せざりし者との員數を比較對照すれば左の如きである。

年次	釋放總人員	再入人員	不再入人員	百分比例 再入	百分比例 不再入
大正六年	五一八	一三〇	三八九	二五・一	七四・九
仝　七年	五三一	一四〇	三九一	二六・二	七三・六
仝　八年	四二一	一二四	二九七	二七・七	七二・二
仝　九年	三五五	八九	二六六	二八・二	七一・七
仝　十年	二八三	八八	一九五	三一・一	六八・九
仝　二年	二六七	九一	一九六	三四・七	六五・三
仝　三年	二七一	九六	一七五	三五・四	六四・六

かくの如く累犯率は年々上昇して七ケ年の間には遂に一割の大懸隔を見るに至つたのである。若しかくの如き不良なる行刑成績が金澤刑務所にのみ止まるものならば亦何をか謂んやである。併しながら寧ろこの成績は全國に於ける各刑務所の成績中稍優良なる部類に屬するものにあらざるやを疑ふものである。果して然りとせば行刑の結果が年々その目的に背反しつゝありと云ふ私の前提が終に誤謬ならざることを許されねばならぬ。茲に於て吾輩はその原因を徹底的に探究するの義務を負ふものである。私は是より聊か之に關する卑見を開陳し及びその救濟法の上乘なるものと確信する本能矯正法に就いて說述し以て各位の批評を仰がんと欲する。

累犯の原因としては數個の條件が列擧せらるべしと雖も、私の見る處によれば元來あらゆる刑罰法中現今最も廣き範圍に於て適用せられつゝある自由刑そのものが既に犯罪防遏の手段にはあらずして却て之を助長する所以のものである。故に自由刑

の執行機關たる刑務所は犯罪防遏の道場にはあらずして却て犯罪發酵の窟室である。人が刑務所は犯罪の學校なりと謂へるはその道に年功を經たる慣習的犯罪者が經驗未だ乏しき新來者に犯罪の巧妙なる方法を傳授すると云ふ意味に於てであらうと思ふが、私は刑務所は拘禁と云ふことによりて心理的又生理的に自ら犯罪者を養成しつゝある機關であると思ふ。このことについては敢て絮說を要せぬであらう。微罪不檢擧又は刑の執行猶豫と云ふことが近來頻りに適用せらるゝは一面に於てこの消息を物語るものであらねばならぬ。併し今私が刑務所は心理的又生理的に自ら犯罪者を養成するものであると云ふたのは刑務所が人類の本能的慾求たる自由を極端に制限し性慾を絶對に禁遏することは、人類の自然性を蹂躙するものにして其の結果收容者は精神的不具者となり了るのであると云ふことを謂うたのである。かくの如くして行刑は果して感化改善の實效を收め得べきものであらうか。人はその自由を束縛せらるゝことは或る程度までは之を忍耐し得べきも性慾の生理的欲求に至りては到底道德意識を以て之を制禦し得べきものではない。故に短刑期の者は別として長刑期の者は一般に性慾の不自然的實行者にして又其の結果精神の正常を逸したる不健康者となるのである。是が即ち自由刑の齎す結果である。私が思ふに累犯防遏の根本的方法はこの不自然的性行爲を絶滅して精神の健康を保全せしむるにある。然るに自由刑と不自然的性行爲とは到底離るべからざる因果關係を有するものである。茲に於て我輩は累犯を防遏せんと欲せば自由刑の執行を如何にすべきか。自由刑の執行を維持せんと欲せば累犯の防遏は遂に望むべからざるかのヂレンマーに陷るのである。この問題は是非とも解決せらるべき刑務界の大問題なるにも拘らず私は寡聞にして未だ嘗てこの問題に觸れたる諸說を見聞せぬのである。唯最近刑政第四十二卷第五號に發表せられたるドクトルゲンツ氏の論說を知るのみである。然れども之とても決してこの問題を根本的に解決したる名案なりとも考へられぬ。嗚呼吾人は遂にこの研究を放拋せねばならぬのであらうか。今や我國の刑務所は舊來の懲戒主義を放擲して感化教育主義と云ふ金看板をレイ〳〵しく揭揚したのである。然れどもその內容たるや往昔の懲戒主義時代を距ること餘り遠からぬのである。勿論その施設に於て常に改良と新設とに苦心せられつゝありと雖も精神の不健康を將來する不自然的

行爲の豫防及精神的不健康者の矯正法について科學的研究の結果が未だ提示せられざるは私の大に遺憾とするところである。蓋しこの問題たるや極めて困難なる問題にしてたとへ之が十分なる解決を見たる曉といへどもその實施には又多大の困難と費用とを必要とするものなりと信ずる。玆に於て私はこれが解決を見るまでの一時的便法として手淫癖は謂ふまでもなくあらゆる惡癖を矯正し且つ巍然たる自覺心を喚起し精神の健全を回復せしむる上に於て實行の極めて容易にして効果の頗る顯著なる本能矯正法を提唱せんと欲する。

私が十數年前職を敎誨師に奉じたるより以來常に收容者の心理狀態を觀察するに忘らざりしが慣習的犯罪者の敎化は極めて困難なるものにして、特別の事情によりて忽然心機一轉せざる限り一般の場合に於ては到底敎誨等の方法を以てしては感化改善の目的を達しがたきを看取し或る時は催眠術を應用せんことを企劃し其の研究に沒頭したることありしも遂に成功せなかつたこともある。爾來心理的矯正法の發見に苦心したるが昨年初夏の頃遂に岡田義妙氏の發明に係る本能矯正法なるものを發見したのである。私は今行文の冗長に流るゝを畏れて私が此法を發見せる徑路及其の實施の方法などについては之を叙述することを止め直ちに其の性質を略述せんと欲する。發明者岡田氏自身は之を本能療法と名づけて重に諸種の疾病特に慢性的疾病の治療に應用して偉効を奏しつゝあるのであるが私は之を惡癖の矯正に應用せんと欲するが故に、特に本能矯正法と名づけたのである。私はこの法の原理については未だ研究の餘地多きものなることを知ると雖もその實際的効果の偉大なるには大に驚諤して居るのである。近來社會に流行しつゝある種々の精神療法なるものは何れも多少の迷信的分子を含有せざるものなきに獨りこの本能矯正法は少しもその弊害に陷ることなく專ら吾人が天賦の自然療法を誘發するに一種の方法を執るに過ぎぬのである。而してその方法たるや極めて簡單にして何人と雖も之を實施し得るのである。私は昨年暑中休暇の頃密に之を二十餘名の受刑者に實驗してその惡癖矯正に偉効あることを確認し又試に數名の看守の慢性的疾患を治癒せしめたことがあるが、今後に於て若し所長の許諾を得たならば更に多數の實驗を集積して數字的にその効果を發表したいと思ふが、今は唯敎誨師としてこの法を實施することは敎化の上に大に裨益あることを徵するに足るべき被術者の自筆せる

感想錄をこゝに採錄して筆を擱く。

一、曾て腸捻轉に罹り九死に一生を得たる者の施術に對する感想（原文のまゝ）

久しく忘じたりし持病腸痛痛の數日前より鬼角便秘勝ちにて發病の兆有り施術方を願出て置きましたが、昨二日の朝食後突然發病激痛に堪え兼ねモヒ注射さして頂き昨日一日休まして頂きました。今朝輕快致しましたので倦き身體を引締めて役務に就いて居りましたが、晝食後又々激しく疼痛を覺え初めましたので止痛の藥を御願致しなどして居りました。その時連れて來て頂きましたので痛みつゝある身體如何と思ひましたが思切つて施術を御願ひ致しました。然し私はこの腹の痛みの直ぐ癒るだらうとは思ひません でした。否それ處ではありません。私は此頃生意氣に强く生る法を体得したとか 偶得の健康法を見付けたとか自信し大元氣で居ました矢先に些かの事より激怒し 果は矢しく起きざりし病氣。本當に天國より一度に奈落に突き落された様な お先眞暗な身體を師の前に横たへました。

いつそ私はもつと〳〵痛みが强くなつてこの施術の手が私の體について居る間に死んで仕舞ひたいと思ひました。又私は思ひました。マテヨ師は私の身體を癒して遣らうとこの碧いのに臭い囚人のこの私の身體にアー勿体ないナーいつの間にか私は子供の時母親に抱かれて居る時の様な氣分になりました。（私は七歳迄も母の乳を飲んで居た位その氣分は明かに味はゝれます）師のかけられる聲もだんだんと子守歌の様に感じて來ました。すると私の手はいつの間にか動き出して居りました。何となく嬉しくなつて參りました。何とも放り出した。駄々つ子みたいに何も彼も放り出して騒ぎたい様な氣分もし出しました。エー衰親の前だ。何の遠慮が入るものか何も彼も放り出して仕舞へ。からだも心も。こんな氣分に成つて參りますと遠慮なく大きな息が腹のドン底まで泌み渡りました。其後身體上直る様な氣分がして居ります。又自然に私の身體を病氣が動かして居りますとが痛切に感じました。此の度の療法を施して貰うてより非常に身體上良き様に感じて喜んで居ります。

二、二十歳位の頃より手淫の癖に陷り現在（四十歳位）に於てはその爲め時々精神病の狀態を現出するに至りし者の感想錄

私儀療法を受くる前私の身體に若年よりの精神病者として持病あると云ふことは思つて居りました。療法を受くる前精神病に身體を苦めらるゝにつき病苦を非常に悲んで居りました。其の後療法の良きことを聽聞致しましてより自分の病氣を直すことを非常に喜んで居りました。私儀療法を受けた時の心持は何となく自然に其病が身體内より外面に出て私の身體を惱ます病氣がある様に思はれました。其後身體上直る様な氣分がして居ります。又自然に私の身體を病氣が動かして居りますとが痛切に感じました。此の度の療法を施して貰うてより非常に身體上良き様に感じて喜んで居ります。

刑政第42巻第8号
矯正図書館

海外時報

フレシデントフーバーの法律勵行委員會

―National Law Enforcement Commission―

前號に報じてをいた通り、今回大統領フーバーは愈々アメリカに於ける驚くべきローレスネス（無法律狀態）に對する救治策を講ずるために、國民法律勵行委員會（National Law Enforcement Commission）なるものを設置して、「法律の勵行及び司法制度に關する一切の問題」を調査せしむるに決し、已に委員を任命したのである。委員の員數は十一人で、男子の法律家十人と女子の大學總長一人とである。顏觸は次の如くである。

委員長　ヂオーヂ・ダブリユー・ウイツカーシヤム（前合衆國檢事總長）

委員　フランク・ヂエー・レツスユ（シカゴ市犯罪調査委員會副委員長）

同　ケンネス・イー・マキントシユ（シヤートル市辯護士にして前ワシントン州大審院長たりし人）

同　ヘンリー・ダブリユウ・アンダーソン（バーヂニア州辯護士會長）

同　ウイリアム・エス・ケニヨン（合衆國巡廻控訴裁判所判事）

同　エーダ・エル・コムストツク（女）（社會學者にしてマサチユセツツ州ケンブリツヂ市ラドクリツフ・カレツヂ總長）

同　ポール・ヂエー・マツコルミツク（カリホルニア州合衆國南部地方裁判所判事）

同　ニユウトン・デイ・ベーカー（辯護士にして大戰中ウイルソン政府の陸軍大臣たりし人）

同　ロスコー・パウンド（ハーバード大學法科大學長）

同　ウイリアム・アイ・グラツブ（アラバマ州合衆國北部地方裁判所判事）

同　モント・エム・リーマン（ルイジアナ州辯護士會長）

この新しい委員の遭遇すべき最も困難な事業は禁酒法勵行の問題であらうとは一般に信ぜらるる所である。委員の顏觸れを看て、何人も先つ第一に感ずる所は、委員のいづれもが一方に偏執する妄信的な人のゐないことで、禁酒といふむづかしい問題にはつきり黑白をつけてしまふといふような人は見えないのである。委員中には狂激なウエツト（禁酒反對派）もドライ（禁酒派）もゐないのである。

禁酒法勵行以外の問題で、この委員會の調査すべき事項については、マリーランド州の「ボルテイモア・サン」紙は次の如く語つてゐる。

この委員會の調査は、當然、社會の習慣、經濟狀態、政黨の分布其他一般の環境といふことに關して廣くアメリカの生活全般に亙つた調査とならなければならないものと思はれる。

プレシデント・フーバーと委員諸氏

アメリカに於ける犯罪率の高いことについてはこれまで種々の理由がその原因として擧げられてゐるが、このコムミツシヨン（委員會）は或る意味で區々の主張に對する判定者となるこにならう。たとへば禁酒反對派（アンプロヒビショニスト）は、禁酒に關する第十八回憲法改正と之に依つて發布された諸法律とが法律の侮蔑と驚くべき犯罪の增加とを促した眞の原因なりと主張し、一方、禁酒派並びにメソヂスト派の禁酒委員の如き宗教團體は、酒の販賣が從來の如く無制限であつたならば、國民の犯罪狀態は今よりも一層險惡であらうといふ持論で、前の說を反駁してゐるのである。

然るに、他の一派は、或種の新聞紙の犯罪記事（クリミニュース）の取扱ひ方が故らにクリミナル（惡漢）に同情を表するものの如くで、却て彼を偉大なる人物なるかの如く公衆の前に描き出すので、終に今日の如き狀態を現出せしめたのであるといつて、責を新聞紙に歸せしめてゐる。

更らに他の一派は、犯罪の横行を以て、好んで人生の暗黑界を寫し出す活動寫眞の責に歸してゐる。或は又、失業並びに不滿の生活狀態を法律違犯の原因とし、或は昔時と異なり兩親の兒女に對する監督の缺如せる今日の家庭生活を以て少年をして犯罪に赴かしむる原因なりとするものもある。賂賄の公行、政黨とクリミナル（惡徒）との醜關係も亦た犯罪の因子の中に數えられてゐる。

然しながら、アメリカの生活のすべて此等の厭ふべき現象以上に、我がアメリカの大部の人達は、憲法の精神の破壞を以て、時代後れの裁判手續と犯罪に對する處罰の甚しく遲延する惡習との責めに歸してゐるのである。

最後に擧げたこの原因は、委員に選任された十人の法律家達にとつては更らに痛切に感ぜられてゐることと思はれる。今や、司法手續の改正に關する詳細なる案は、この委員の任務遂行の最も具體的な結果として現はれるに違ひあるまいと期待されてゐるのである。

Literary Digest June 7 1929

漁撈作業ニ就テ

當所漁撈作業ハ其後益々發展シ目下浦賀出張所タル舊武藏艦ヲ根據トシテ數艘ノ機械船ガ鮪漁及鯨鯖等ノ小釣ニ出動シ相當成績ヲ擧ゲツヽ有之候六月ヨリ九月頃迄ハ鰹巾着網漁業ヲ開始スベク準備中ニ有之候、艦内ニハ既ニ動力ノ設備モ完成セルヲ以テ近ク花かつを及煮干ノ製造ニ着手致スベク之等ノ製品ハ各刑務所收容者食料及職員家庭用トシテ供給ノ見込ニ有之候而シテ之等ノ製造ニハ優秀ナル機械ト精撰セル原料ニ依リ最モ衞生的ニ製造スルモノニシテ一般家庭用トシテハ勿論收容者ノ如キ多數團体ノ賄用調味料トシテ最モ簡便且經濟ニ有之候近ク見本及價格等御通知致ス可ク候ニ付御家庭用トシテ又收容者食料トシテ是非御試ノ程切望致候

尙從來發賣中ノ櫻ソースモ其後改良ニ改良ヲ加ヘ各方面ノ高評ヲ博シ毎日發送ニ忙殺セラレ居リ候頓首

昭和四年七月

小田原少年刑務所

作業主任　石澤信次

修養講座

我等の宗教（承前）

忽滑谷快天

この智能の働きに依りまして、我々は今日の文明とか文化とか稱する所の生命を組立てゝ參りましたるものであつて、智能の人生に於ける所の働きは實に大莫なものである。所謂今日の種々樣々な文化的設備、文明の機關と申しまするものは皆悉く智能の助けをかりていたしたものでありますから、これがなくては寢ても覺めても我々の世の中は眞暗闇になつてしまう。だから智能の働きと致しては實に莫大な力を持つて今日我々を助けて、生命の發展充實を十分ならしめたものに相違ございませぬけれども、玆に智能の不完全なる所は即ち兎角自己的に傾き易いものである。さうして冷酷になり勝のものである。これが智能と申すものの弱點である。兎に角自己的に應用せられ、その上智能といふものは冷淡なものであり、殘酷なることをも厭はないものといふ風がありますから甚だ危險なものである。所謂殺人の劍ともなり、活人の劍ともなる。一つの刀が人を殺し、人を活かすものでありますが、智能といふものは活人の劍となるよりも惡い方に用ひらるゝ憂があるのであります。そこで近代の色々な間違ひは皆智能の偏頗なる所、理窟に陷り過ぎまして間違ひをし出かして行くことが多いやうに思はれる。一例を擧げて申しましたならば、かの社會主義とか極端なるマルクスの主義は、全然理窟に過ぎて居りまして、非常な間違ひをして居ることは諸君の御聞及びのことゝ思ふのでございます。隨分頭の良い社會主義者で言ふことに間違ひのない人もございますが、その中にイギリスのヘルトラン・ラツセルなどゝいふ哲學的の性格の人で、理論の秩序整然たる人でございますが、それでさへも理窟の上に大なる間違ひをし出かして居るわけでご

さいます。一例を擧げて申しますならば、彼の申す所に依れば、社會主義の社會に於ては親が子供を育てる必要はないものである。子供は共有に致して宜しいものだ、だから國家が國立の育兒院に於て子供を養つたら宜しいのであつて、親は産み落すだけで宜い。子供といふものは元來可愛がつて行きさへすれば宜いのであつて、必ずしも親が育てる必要がないものだといふことを申して居りますけれども、これらは最も間違ひの甚しきものである。その何故となれば、天然自然に母親が子供を産み落した時には乳といふものが出て來るのである。天然自然に親は子供を育つべきものであるといふ事實は即ち母親の乳が子供を産み落すや否や間もなく出て來る。その乳汁は子供に取つてはなくてはならない、この上もない完全にして而かも結構な食餌でありまして、何物もこれに及ぶものはない。母乳に及ぶ食餌は決してない。無上完全なる所の子供の飲み物が生れるや否や母親の乳として湧くといふことは、母親それ自身が子供を養ふべき所の天の道である。その天の道を打忘れてしまひまして、赤ん坊に乳を飲ませるといふと母親の容色が衰へるとか、母親が不自由になるとかいふやうな、下らないことを理由として子供を養はぬといふことは天道の謀叛人といつても宜しいものでございます。でございますから兎角智能といふものは理窟に走り過ぎて、人爲的に無理をする傾を有つたもの、加藤弘之先生の如き人格者であり、立派な進化論者であり、何處から見ても完全な長いお方でありましたけれども、この先生の議論で乱暴な驚くべきことがございます。即ち加藤先生に言はせますと、文明人が野蠻人を虐待をして、強い者が弱い者を虐げて、その金錢物品を強奪する、その土地を奪ひ取るは自然の法則にして一向差支ないことである。優勝劣敗は如何ともすべからざるものだといふ議論をして居らるゝ、それならば加藤先生は金のない、弱い人に對して虐待を加へたかどうかといふと、さうではない。さういふ劣等な人間ではございませぬ。道徳家でございますけれども、議論となると左樣な利己主義になつて來るのであります。

斯ういふ矛盾に陷つて參ります所以のものは、智能といふものは兎角に偏頗になり勝なものである。利己主義になり勝なものである。冷酷になり勝なものだというて宜からうと思ひます。近代に至りまして愈々益々理窟といふものが激しくなつて參りまして、土地といふものはそれを耕す所の小作人の所有であるといふ理由を以ちまして、地主を放逐して小作人が土地を奪ひ取つてしまはうなど〻考へられる。さういふ理窟が本當に立つて行くものでありましたならば、途方もないことにならうと思ひます。土地は耕す者の所有である。小作人の所有であるといふならば、家といふものは住む人の權利となつて家主は只家を取られてしまひ、金は金持に持たして置かぬでもよい。妻は誰でも關係した者のものになつてしまうといふことであれば、これは畜生の世界になつてしまう。唯今では生存競爭といふものを主張しまして、生きる權利といふものがある、この世の中に生れて來たる以上は何處までも生きて行かなければならぬ。それは權利である。玆に饅頭屋さんがあつて饅頭の店を出して居るならば、それを取つて食つて差支ないものである。これを食はぬで居れば死んでしまう。生きる權利があるからそれを取つて食べるのであるといつて生存の權利を主張するのであるが、一つ忘れてゐるのは何であるかといふと、生存の權利を主張して、生存の義務を忘れて居るといふことである。であるから饅頭屋さんから饅頭を取つて食ふ權利はありますけれども、それに對して饅頭の代價を拂ひさへすれば差支ない。然るに今や若い者の主張は饅頭の代價を拂ふことを考へずに、我々は生きる權利がある、食はずにゐれば死んでしまふから、何處までも取つて食つて差支ないといふことを主張して居るものである。斯ういふことが許されるやうになつて參りますれば、即ちこれは强盜の權利といふものでありまして、强盜に理窟を言はせましたならば、この金を取らなければ自分は死んでしまう、自分の生存が出來ない。自分の生活が出來ないからやるのだと、誰も彼も生存の權利を主張するに差支ないことになつて參ります。甚しきに至りましては親といふものは不都合なものであつて、子供を勝手次第に産んで置きながら、教育をしないのは無責任の至りである。この責任を探究するがよいといふやうなことになつて來る。そこで私のやうな老爺連中が理窟をいつて、成程お前のいふ通りおれが勝手に造つたものであるから、教育をしようがしまいが親の勝手である。斯ういつて見ると、親の理窟が本當か、子供の理窟が本當か譯が分らぬ。

それで所謂智能犯といふ智能が元になつて種々なる犯罪を構成してまゐるわけになりますから、これを何處までも矯正して行かなければならぬのである。これを矯正して行くのには生命が今一歩進んだ所の立派な力を現して行かなければならぬのである。それは何であるかといふと靈能といふものである。靈能は智能と異りまして、

自分と他人の區別を明かにしない。自身の中に他人があり、他人の中に自身がありまして、天地万物一体、四海同胞といふ觀念を本にして起る所の廣大なる働である。この靈能の働に依りまして智能の害を除いて行くやうにいたしましたならば、至極結構なことであらうと思はれるのであります。一例を擧げて申しましたならば、谷文晁先生などゝ並び稱せられて居りました所の畫工に靈外といふ人がありました。名の賣れない當時に於きましては生活困難に陷るのが先づ普通なことであります。先生も同じやうに隨分困難を致して居りました。冬の十二月のことでございます。何とも仕樣がないやうな行詰りになりまして、女房に向つて、今晩はどうしても五六兩の金がなかつたならば年を越すことが出來ない。絕對絕命の場合に立至つてしまつたのである。どうしたものであらう。この金を作る工夫は外にはない。已むを得ぬから豫て大切にいたしてゐる大雅堂先生の手本があるから、あれを賣つてこの急場を救はうと思ふ、どういふものであらうと女房に相談がありました。それに女房の申されますには、それまでにあなたがお困りになつて、何とも申さうやうがございませぬが、只今のお言葉のやうに大雅堂先生の手本を手放しておしまひになつたらば再び手に入ることはありますまい。それよりも私は不束なる身ではございますが、賤しい奉公でもしてお金の出來ることにしたら如何なものでございませうかと申し出しました時に、外先生は、我妻に賤しい奉公をさせて金を作つて急場を凌ぐといふことは如何に何としても忍び難い。さてどうしたものであらうかといふので、夫婦の者がしめやかに物語をいたして居りまするといふと、何にも知らない人間が一人一寸御免なさいといつて入つて參りました。どなた樣でございまするかといふと、家の樣子を誠に失禮ながら一寸立聞きを致して見まするといふと、僅かな金にお困りとといふことである。あなたは畫師の御樣子、私も畫師の端くれでございます。些少ながら玆に所持いたして居りまする金を差上げ、今晩の急をお凌ぎ下されば幸でございますと申し入れた。驚きました所の外夫妻は、見も聞きもしたことのないあなた樣から其樣な金を頂戴いたすことは出來ませぬが、せつぱ詰りましたる今晩の所、それでは拜借を致したうございます。後日必ず返濟を申上げたうございます。お名前は何と仰しやいまして何處のお方でございますかと尋ねまするといふと、名乘りを揚げるやうな人物ではないとその儘に立別れて參りました。その後を見送つた外夫妻は、世間に鬼がないといふのは斯ういふことである。洵に有難いことだというて喜んで居りました。（つゞく）

改正刑務作業の正しき見方

司法省行刑局　S・K・生

(一)　樣式改正の必要

刑務作業が常に順調なる發展を爲し、益々進展に赴いて行くやうでなければ、作業本來の目的は到底望まれるものではありません、而して作業當局者は勿論行刑の任に當る者は、常によく刑務作業の消長殊に作業生產の動態を明かに知悉して、最もよくこれに適應するやう作業經營上の計畫を樹つることが必要である、殊に近來複雜多岐になつて來た作業經營に伴ひ、益々この作業諸表を基調とする、統計的調査が必要となつて來たのであります、然るに從來の作業表各樣式は、刑務作業が未だ幼稚なる受負作業本位時代にあつて、單に各就業者の賃金が作業の全部面を支配し、賃金の高低が作業の消長を指示した、舊時の作業狀態を表示するに過ない樣式なのでありました爲に、現今の如く進展してまゐりました、我が刑務作業動態の各部局を詳細に觀察し、一般作業の生產狀態が如何なる傾向を示してゐるかなど云ふ樣な、調査は殆んど暗中摸索の姿で、就業者の單なる賃金以外その他のものに付ては、殆んど知ることが出來なかつたのでありました。これが爲に作業上需給の調節を誤り思はざる損失を招くと云ふ樣なことも、決して尠なくなかつたやうな狀態でありました。それで先般當局に於かれましては司法省訓令を以て、作業月表其他關係諸表の樣式を根本的に改正せらるゝことゝなつた所以であります。

(二)　改正作業月表

本表は實に以上の點に對しまして、其短を補ひ刑務作業に一つの指針を與ふるものと見ることが出來るのであります。基本計數でありまする作業生產額は、當該月に於ける生產の計數であつて、其內容として用品價格賃金益金及其比率を計上してありますから、作業生產の關係を詳細に觀察することが出來ます、就業人工對一人當は刑務作業の所謂一人當人工賃でありますからこの表示計數に付ては大いに研究の價値が伴つてまゐります、從つ

て中央集査の好材料ともなるものであります。就業延人員は生産額に關係なく當該月中現に作業に就きました延人員を計上するのでありますから當月の出面人員が明かになるので出面延に對する人工との比率は一面作業の能率を測定することが出來るのであります。

備考欄に計上せられる月末就業人員は其刑務所に於ける作業規模を窺知する好材料であり且つ營繕常用夫の如き賃金の收支をせないものに付ては其使役人工を可及的に節約してかゝらなければなりませぬ。

更に當務者は刑務作業の狀勢を知る三つの指數として本表中合計欄生産總額、作業賞與金計算額、歲入調定額により綜合的に作業全般の趨向を知るに頗る便宜を與へらるゝことであります、それは申す迄もなく刑務作業の消長は此の三つの指數に必ず反映してまゐりますので各月指數の變遷狀態を詳細に涉つて比較研究して見るとそこに刑務作業が如何なる推移をなしたかが明瞭となりこの指數を基調として刑務作業の實情を透視し堅實味のある經營方針を確立して行くことが出來ると共に一般事業界の繁閑をも窺知することが容易であることを信ずるものであります。

(三) 改正作業表

本表は作業月表の總和表（年表）でありますので其部分的內容のもつ效用的價値に於ては作業月表と全樣なのでありますから省略することゝします。

只々本表が次に述べます作業收支表との聯絡上最も重要性をもつてゐることを忘れてはなりませぬ。

(四) 改正作業收支表

本表は刑務作業の所謂棚卸であり作業全般の總決算表である。それで先づ該表の樣式配列順により其見方を簡單に述べてみることゝする。

1 作業支出高　本欄に於ては就業費の各節支出高並に作業賞與金、作業上死傷手當を、夫れ〳〵計上してあるので當年該度中に於ける總支出高に對し作業經營上材料費、機械工具費、間接費、人件費等が幾パーセントに相當してゐるかを比較し既往の實蹟を探究して將來の作業企畫に資することが出來ます。

2 作業用品　本欄に於ては用品の受拂殘が夫々表示せられてありますので先づ本年度受購入價格は作業支出高材料費と合致してゐるかどうか更に本年度作業用拂出高に前年度末日繰越高を加算し本年度末日繰越高を控除するときは特種事情のない限り作業成功高用品價格の合計と一致する筈なのであります。それに作業經營上材料の保管料や一切の金利などは見ないのでありますが材料殘高の過大なるは考慮の要があります。尙保管轉換受拂に付ては當該附表と各々合致するものであるとは申す迄もありませぬ。

3 作業生産品　本欄に於ては生産狀態が夫々計上せられてありますから先づ本年度生産受高は作業成功高官司作業生産高並に作業表官司作業生産額黑書の計とに各合致してゐるかどうか又拂出欄賣却高は作業收入高本年度調定高官司作業の計に一致してゐるかどうかを監査することが肝要であります。更に生産品殘高の過多なることは作業取引の不活潑なることを意味し且つ經營上最も不利でありますからそれ等の場合にありては仕入品の生産調節を計ること等が必要であります。

4 作業成功高　本欄に於ける官司委託作業の生産內容たる用品價格、賃金、益金、受負作業其他、營繕、常用夫の、生産額及賃金は、夫々原則として作業表各當該計數と一致すべき筈なのでありますから若し不突合の場合は其事由を備考欄に詳記してあるので注意を要する次第であります。

5 作業收入高　本欄は徵收簿に於ける刑務所收入の金額を區分記載してあるのでこれが基本たる作業關係諸帳簿との對査が肝要事であります

附記　就業費に對する製作收入の回收季は從來拾四割を標準としてまゐりましたが本年度から作業技師技手俸給が事務費に移されましたので回收率は將來拾六割以上を標準として見なければならぬと思ひますそれで以上の回收率が擧らない樣な場合は作業經營の方針を建直してかゝらねばなりせぬ。

要するに我が刑務作業の合理的施設の計畫及一般作業の經理監査に付ては一つに正確なる前記改正作業諸表の統計調査を基礎として始めて期し得るものであります。此調査を離れましては如何なる名論卓說と雖も何等の價値がないのであります。苟くも刑務作業に關する限り前記諸表に立脚する確實なる統計調査に俟たなかつたならば其解決打開の端緖すら見出すことが出來ないと思ひますわたくしどもはあくまで作業諸表を基調とする統計調査によつて常時旋回してとどまらないこの作業動態の流れを凝視しそこに作業經營上の眞理を把握するだけの見識を備へなければならぬと思ふのであります。（完）

新坊ちやん物語（十二）

春日鹿二

局面展開を策す……休憩所の會話……時は見事に解決した……ピツタリ來た着任の聲明……情味と嚴肅とを兼ねて……「俺達の味方」としての好感……面會の必要はないか……極めて自然に年來の宿題を解決した……

その後の經過は語れば、いろんなことがある。しかし讀者諸君にとつてはそんなことは大がい想像出來ることであらうと思ふから、話すことはやめておかう、たとへば方針一變に對する反抗氣分のあらはれとして、作業能率の低下したこと、か、總集時の喧騷とか、居房のざわつきとか、面會陳情の繁多とか、まあさう云つたあらはれは限りなく續けられて來たことは事實である。

そのために統一されてゐた囚情は亂れて、敎務あたりの眼から見ると、困つた狀態におかれたことは事實である。かうなると、思ひ切つて押切るか、或は何とか局面展開の一策を案じて新に一新した處遇策を講じることが必要になつて來た。

×

看守休憩室の一とき。

「何とかならねば困るね』

「うむ、過度期は困つたものだ」

「誰か一つ芝居をやる者がないかな」

「そんな役を買つて出る者はないよ」

「德のないものが策だけで一新しようなどは無理だよ」

「まあ何にしても幹部會議で何とかきめて貰はねば……」

「いやその幹部間で、意見が一致してゐないやうだよ」

「一致しないと云ふと」

「つまり到底徹底出來ないやうならまじつか手をつけないがいゝと云ふ人があるのさ、何とかしなければならぬのはわかつてゐてもね」

「そりやさうだらう、長い間の中に自然に出來てしまつた型を破らうと云ふのだから大抵のことぢやないよ」

「殊に相手が相手だから、失敗をしたなら大變でもあるしね」

×

ところが妙なものである。世間と云ふものは實に奇妙なものである、時が解決すると云はれる眞理がこゝにあらはれて來たのだから。

それはかうなんだ、

所風一變を命令した所長の更迭である次には新な所長が任命されて來た、新所長さんは文句の多いこゝの收容者の處遇に對して熟慮研究した。前任者のやつた經驗を研究して、前々任者のやつて來たことを改變しないで、たゞそつとしておくならば、何のことはないだらうがそれではならぬ、そこで何か文句のないところで、かつきりとしたキビキビした所風を出すことにしたいと苦慮した。

新任者は著任の挨拶にこんな風なことを云つた。

「著任に臨もて私は聲明する。今日の行刑は云ふまでもなく改善期である、みんながよくなつて貰はねばならぬ。それにこの思潮方針に反して、規律を紊り、囹圄の固陋から拔け切らうと努力しないものに對しては嚴然として私は臨まねばならぬが、あくまで善への道程へ精進するものにとつては、私は心からその味方になる、飽くまで世話をする、平凡なやうであるが、これが私の行刑に對する方針である。その他の末節はみなこの方針より割出されるものと思つて貰ひたい。

私はいま諸君と云ふ友達が出來た。私はまだまだ德の足りないものであるから諸君と共に修養して行きたい、時には諸君を面責するかも知れぬが、それは共に道に勵むものゝ心からの忠言であると思つて貰ひたい、どうでもよい友達なら、云ひ難いとは云はずにおくのがよいかも知れぬ、しかし、私は諸君に對してはさうは思はぬ、かく云ふ私もその場合ともに責められて反省してゐるのは勿論である」

×

何とかせねば困ると云つてゐた空氣はこれで立派に一變された。

「實に氣持のよい所長さんだね」

「はつきりしてゐるね」

「規則づくめでもなし、改めるのなんのと云はずに、立派に獨自の立場を出したところはエライよ」

こゝの收容者にはビツタリ來たね、あの云ひ方は」

これは職員たちの間にかはされた會話であつた。そして收容者たちの間には

「あたりまへのことを云つてるのだが何となしに情味もあり、自分たちの味方と云ふ强いそれでゐて溫い感じがしてすつとしたよ」

「あれだと、きつと全體的にはよくして呉れるよ、そのかはりにうつかりしてゐるとビシビシやられるよ」

と云ふ反響である。

つまり新任者はまづ最初に好感を與へることに成功した。否そればかりでなく嚴然たる重み——これは刑務所長として實に重要な人德である。にらみがきいて

ねて、この重みで抑へがきいてゐなければ刑務所長はつとまらぬのである。そして一方では「俺たちの味方」好感を與へて、いろいろと世話をしてやれば、もう占めたものである。たゞ味方ばかりになることも處が處、相手が相手だけに考へものなのである。それを新任者はまづ最初に嚴と寛とをうまく收容者たちに「のみ込ませた」のであるから、もうこれからの仕事は樂である。嚴にすればするでしめられて行くし、世話をすればするで喜んで向上してゆく。

×

職員一同に對しても、命令が別途に出ないことを注意した、と云つても所長萬能ではない、所長から命令が出るのであるが、その命令は擔當からも主任からも出る、そして同じである、同じであるが故に混雜しない、整然としてゐる。突込む余地がない、文句のつけ樣がないからゴタゴタは起らぬ、つまり、一生懸命に働いて、大人しくしてゐれば、ズンズン累進する、つらひ拘禁も、處遇がキビキビしてゐるから、緊張してゐてダレが來ない。

×

「やあ大分元氣が出て來たね精が出るぢやないか」

所長はニコニコしながら巡視の工場で話すのであつた。

「おい○○どうだ所長面會の必要はないか」

云はれた○○は笑つて頭をかいてゐる

「おい××此間僕がたのまれて來たあの卓のデザインは出來たか」

「所長さんのお顏の立つやうにと一生懸命に考へましたが、技師さんにも御相談してなほして貰つてゐます」

「うむ、さうか、君のお蔭で僕のまづい顏がよくなりや結構だハ、ヽヽ」

どの工場も、みんな元氣に働いてゐるベルトがうなりを立てゝ廻つてゐる。これを所長は愉快さうに眺めて廻つてゐる。

事務の上手な所長は、一切の官廳事務能率を上げるためにも度々幹部會議を開いたり、意見を徵したりした、これで自然に、さうだ極めて自然に年來の宿題であつた所風一變が出來てしまつた。

これは實は過度期の失敗があつたからこの成功を見たのであらう。前者の失敗のあとを鑑みて、策を立てたればこそうまく行つたのかも知れぬ、がしかしもつと根本的なことは、刑務所事業に一番大事な「まごころ」でやつたからであらうと思ふ、單なる策は駄目である。人の心を感ずることのはやいと云はうか、猜疑心のふかい、ひねくれ易い收容者を何なくまるめらせたのは、この「まごころ」である。たゞ一意收容者の善導を念としての態度なればこそ——そこに功名もなく野心もない——成功したのである。

海外異聞錄

◇『歌舞伎』の冤罪

市川左團次が日本固有の大衆藝術たる「歌舞伎劇」をもつてロシヤに遠征し、彼地に於て大に好評を博して以來、モスコウやレニングラードでは「歌舞伎」といふ言葉が大變な流行語になりレストランや煙草や酒の名にまで「カブキ」の名を冠するものが續々として現れた。ところがその後から、この光榮ある「カブキ」の名を滅茶滅茶にぶちこはされ 極めて不名譽な代名詞に轉訛されてしまふに至つた。

と云ふのは、モスコウ建築勞働者組合中央委員會のダラ幹共が、組合員傷病基金を私消したことが裁判沙汰となり取調べてみると、ダラ幹どもは「カブキ會」といふ會を組織し、享樂耽溺を事とし、そのため組合基金を費消したことが判つたのである。それ以來「カブキ」と云ふ語は「公金消費」とか「耽溺」とかいふことの代名詞として使用され、すでに純然たるロシヤ語になり切つてしまつたとは、歌舞伎のために、更に日本のために甚だ迷惑千萬な至りである。

◇外國婦人との結婚禁止

トルコ人が外國婦人との結婚を嫌ふことは從來非常なもので、一種の國民的偏見ともいふべきものであつたが、これも最近は著しく緩和されて來たと思つたら またまた擡頭した。コンスタンチノープルよりの近信によれば、アンゴラ議會はこれがやがて外國勢力を國内に扶植する種となることを怖れて、外國婦人と結婚せんとするトルコ官吏は直ちに依願免官の手續きを執るべしといふ法律案を可決したといふ。その結果、既に外人と結婚してゐる外務省、國防省及び海軍省などの官吏は早速官職を去るべく餘儀なき憂目に遇ふことになつたと。

◇西洋のおはん長右衛門

アメリカはイリノイ州マリオン市のベントンといふ盲目の牧師は今年もう五十四歳であるが、花もまだ莟とも云へぬ程の少女、今年十一歳のセリル・クレドリン孃と結婚することになつて、婚姻届を出したところ、マリオン裁判所は婚姻法違反として無効を宣した。其處で巡回裁判所長ハーテル氏の下に上告再審議を求めたさうである。さて花嫁の母親の言ふやう、ベントン牧師が孃クレドリン孃と結婚するのは神の御意志であるといふので許可したのでありますと。

◇佛蘭西の珍訴訟

有名なフランスの詩人ピエール・フロンデーは、作家であり古本屋であるルネ・ルイドョンを相手取つて、一萬フランの損害賠償の訴訟を提起した。その理由は、ドョンがフロンデーの作品にいかにも馬鹿々々しい評價を下して著者を侮辱し、大きな精神的損害を與へたといふのである。

この訴訟の原因となつた作品といふは、フロンデーが大戰中作つた愛國的詩篇「ラインの夜」であつて、ドョンは古本目錄の中に、外國郵便切手一枚添れば、小唄「ラインの夜」を贈呈すると廣告した。目錄中の他の本には皆相當の實價が附けられてゐるのに、この作だけを無子扱ひにし、しかもその上、それを詩と言はないで「小唄」と呼んでゐるのは、いかにも著者の誇を踏み躙つた遣り方であるといふのである。

この問題を巴里裁判所が如何なる風に裁くか、作家及び古本屋は刮目してその判決を待つてゐると。

◇ラヂオ擴聲器に罰金

ラヂオの大流行につれてそのラウドスピーカーは徒らに大聲を發し、隣り近所に迷惑なものだといふので、ハンガリー政府では今度禁止の布令を出した。殊に都市の主要街路に面した店舗、または家屋でこの禁令を犯し、ラヂオ擴聲機を仕掛ける者に對しては、罰金を課することになつた。

◇珍離婚流行のアメリカ

何事に據らず流行の盛はアメリカといつてよからうが、この流行の中で近頃は仲々振つたものがある。それは珍離婚の流行である。これはその見本

シカゴ市のアレキサンダーシャーロツグとその細君のアンナは、夫婦喧嘩の末十年この方一言の言葉をも交はさない。どうしても會話の必要な時には手紙を交換して來たとは、實に念入りに手數の掛る夫婦であるが、最近とうとう細君の方から夫が少しも私を顧みないといふ理由で、離婚訴訟を裁判所に提出したといふ。

いま一つ。被告は加州ヴィザリアのモントヤといふ人、原告はその妻エミリー夫人であるが、夫人の云ひ分に依ると、彼等夫婦は元來外目にも羨まれる程の睦まじい仲だつたが、夫はこの頃猫を可愛がり出し、夫人は幾度か猫の室外退去を要求したが、夫は一向に應じないからの離婚訴訟とは先づ前代未聞であらう。

序にいま一つ紹介すると、シカゴのハリエット・グレーヴス夫人は、年齡を聞いたら當年八十四歳だといふが、これで七十七歳になる良人のアモス・グレーヴス老人を相手取つての、離婚訴訟とあるからまた上には上があるものと驚かざるを得ない。所でその證人に立つたのが息子、孫及び曾孫と云つた顏觸れだとは振つてゐる。夫人の理由とする所は、アモスが甚だケチン坊で食物も滿足に與へないこと、それから夫人がチヨツトばかり風邪を引いたら早速棺桶を注文したこと、等々々。流石の裁判官も大に面食つたとのことである。

◇蛙賣り犯人

美味求眞の總本家だけあつて支那では、蛇でも鼠でも、犬でも猫でも食ふことは一向平氣なものとある。ところでこの頃はまた雨蛙、青蛙を食ふことが廣東省け松口に流行し始めた。と思ふ間に、雨蛙、青蛙は素晴らしい高値が出た。元來青蛙は益虫で捕獲禁止なのをその密漁――も變だが、その捕獲者が續出に、官憲は早速犯人發見次第『販田鷄犯』（蛙賣り犯人）と大書した高い帽子を冠せて、引き廻すことにしたとのこと。

◇處罰令の珍個條

ニューヨークの商業協會では、最近警察犯處罰令のパンフレットを配布した。何處の國でも警察の取締には珍個條が多いものであるが、この處罰令を一瞥すると、

一、近所が迷惑するやうな騒々しい鸚鵡、猫、犬を飼つてはいかん

一、長屋や長屋の集團の所では蓄犬を禁ず

一、正規の手續きなしに十日以上勝手に犬を飼つた者は竊盜罪と見做す

一、公園では勝手に寫眞を撮影することを得ず

等々……とある。

× × ×

◇本會茶話會

七月十三日午後、恒例に依り本會内に茶話會を開く。蓄音機、活動寫眞等の後、刑事局長泉二新熊氏の有益なる「支那視察談」の講演を聽講した。出席者は左の如し。但し順序不同。

佐藤乙二　赤城一雄　藤井藤藏　江村繁太郎　伊藤忠次郎
青柳彌錄　山中鉄一　長谷川喜一　島田鏃太郎　關敬信　大場正雄　酒井代三男　富井隆信　藤井惠照　土倉是空　乙坂佳性　栗田紀道　惠猛雄　古田円正　山本銓吉　小島耕一
高橋健　中林勘次　山本作藏　津久井作司　中田主稅　土橋惣太郎　井川信一　宇田象三　土谷正光　田中繁太郎　永井梅吉　神俊三　齋藤茂三郎　石野良之助　荒卷正修　長谷川鐘太郎　長坂勝馬　林仁次郎　平方義孝　佐藤吉郎　枇杷橋喜一　朝岡晴光　七技與一　妙円薗弘吉　仁科正次　久保田眞太郎　米陀市藏　山田芳之　池上清作　關口磯七郎　室井建吉　橋本新三郎　近藤貞次　土肥周司　遠藤理一　岩田兵三郎　瀬田忠四郎　印南亀吉　大藤傳治　松山爲治　河合藤太郎　小笠正義　子島寅藏　高橋克巳。

矯正図書館

初心者の爲に

句評 その八

冬花居士

◇

五容の一、

暑くなつた、誰樣はどうして居られやう。近頃御無沙汰勝だ一寸今日尋ねて見ようと玄關を叩いた その手土産は金魚草であつた。儀禮に捉はれた無駄な代物や、又商品券、そんなものよりもこの贈物は何よりの厚意であつて平素の心意氣としつくり合つて居る。句の上に於ては金魚草を選んだ點を嬉しく感じた。

◇

五容のその二、

原句は手料理で汲む夜は寂しであつたと思ふ、が寂しなどはいらぬことで遠水鷄でその情は盡されて居ると思ふ。「獨り更けけり」では酌むとの文字はないが、やゝその道の者には悟り得ると考へる。遠水鷄叩く情があるから待ち心地で居るやうにも察せられ、そこに寂しい情が現はれる。さて待たせる人は呑友達か……手料理の上から見たところで――。

◇

五容その三、

菊崩しの御紋章ついた帽章、鉏の官服に身を堅めて眞面目に一日を勤めあげたからには、私邸に引取つて浴衣に着かへたときヤレヤレ今日も無事で御用を勤めさせて戴きましたと安心したれば、風はなくとも、居は狹くとも涼しい氣持ちは免れない。これが人情といふもの。

◇

五容その四、

この句體は古い、が童話、童謠、譬、格言の類が傳はる限り忘れべきでないことをいうて居る。即ち出生記念の桐苗はその子が緣組する時になれば簞笥一棹を購ひ得る丈に伸びるといふそのことが桐の花を見てフト頭に泛んだものである。

◇

五容その五、

この句も見付け處が古い。旣にあるやうな氣持もするけれども選句の上に於て

毎月募集

刑政俳壇

題　當季隨意
〆切　毎月廿日限
用紙　官私製ハガキ

△△椎殖本冬花先生選▽▽

追ついて肩輕く打つ團扇哉　神戸　靈雲
閉し殘す雨戸三尺夏の月　米子　天水
街路樹の葉音さらさら風薫る　新潟　銀波
青空や武者振ひする一初幟　三池　丈士
尼寺の鉦かんかんと五月雨るゝ　北海　北田の子
夏休み子に引かされて遊び亀　三池　炭魂
夏竹や日ねもす默す釣の人　松江　百枝
山道に扇忘るゝ淸水かな　姫路　播城
かび臭き日記になじむ梅雨哉　松江　磨佐緒
緣先に浴衣の乾く夕日哉　三池　みいづ
水道の停水頻り旱けり　長野　裾花
五月雨や貧しき街に人多き　八王子　狂胡蝶
猫の子の覗き合ふなり靑簾　三重　月峰
五月雨や甕穽掛けたる置炬燵　岡山　雷峰
牛若が弁慶なぶる扇かな　徳島　砲酔
蜘蛛の巣を破つて逃げる夕立哉　三池　丈志
政變も知らで勵むや田草取　岡山　原水
電柱が列ぶ靑田の廣さ哉　大分　夏村
湯上りの氣持も輕き浴衣哉　三池　孤月
ふく風に秋隣りけり昨日今日　下關　田舍
姉は粹妹は派手な浴衣かな　三池　默雷
寶蓙も足も早めや鯖寶子　新潟　靜湖
尼寺の庭に盛るや百日紅　台南　九穗
雨乞の鉦や太皷や大旱　金泉　自休菴
學生のボートレースや夏の川　水戸　麗月
早稻の穗の末頼もしき田面哉　小菅　昭水
亡き妻の形見眺めて土用干　三池　たひら
夏痩の頰なでゝ見る歸省哉　松山　山人
更くる夜の我が戶に光る螢哉　浦上　唖蟬
石菖や石に碎くる水の香　西大門　龜友
梅の實の落ちけり一つ又一つ　三重　月峰
初夏や冷水浴の初試練　三重　五鈴
山向ふ窓より絃歌聞えけり　名古屋　曠月
梅雨晴や空氣遣うて濯ぎ物　金泉　梅雪
蚊遣して考試を前の讀書哉　三池　雲龍
學生の俄勞働や夏休み　北海　綠水
一棹に四季の眺めや土用干　三池　西海
螢狩茶店の方も賑へり　晉州　あらた
綸日傘や海邊に至る並木道　新潟　銀派
踊子の一際目立つ浴衣かな　三池　碧水

といつて除くことは個人の研究俳境丈のことでなければならない。菖蒲湯は藥物學上有効のものであるが、一寸迷信臭くも考へられるところに付け入つて肌守を對照に出した點が手柄である。

◇

人位の句、

納涼も近來大衆的、興業的の催しが各地に出現して、それには却つて暑くるしいものが多い。どうか肩のこらぬ博多二輪加位のところでお赦し願ひたい。

◇

地位の句、

大江山の鬼の出たのは秋か冬か、はた春か私は知らぬが、鬼の一名に綠林の語がある點から、フト氣が乘つて夏の山の鬱蒼とした間に鬼を見付けた。

◇

天位の句、

「螢來い、田の虫こい、行燈の影から隱れて來い——あちらの水は苦いぞ、こちらの水は甘いぞ——」負うた子に教へられて甘い水のあることを知つた。さうして螢もそこに多いものと思うた。(了)

水鏡してから掬ふ清水かな　水戸落水
夏の山山又山と辿りけり　仝　仝
炎天や埃の中の氷みせ　札幌清盛
物かげに自づ片よる暑さ哉　三池兆喜
金魚賣木蔭に聲を休めけり　市谷雀甫
午睡する華胥の巷の小半時　浦上啞蟬
梅雨晴の三日月清く拜みけり　晋州あらた
蠅一つ居ぬが馳走や夏座敷　鎭南浦梅廼舍
笠も衣も新しくして初登山　山形峰月
蚊張吊つて出入る妻の髷高き　小菅昭水
舟洗ふ裸男や夏の月　姫路松月
五月雨や豆の葉にのる雨蛙　八王子狂胡蝶

×

五客金魚草暑中見舞に贈りけり　金泉鯨波
手料理で獨り更けゝり遠水鷄　水戸香村
官服を脫で凉しき浴衣哉　三池三助
年頃に子もなりにけり桐の花　宇都宮草光
菖蒲湯や釘にかけたる肌守　徳島白鷺

×

(人)納涼の博多二輪加の余興かな　三池魚龍
(地)夏の山黒々と鬼の出んとす　馬山鶴水
(天)甘き水流るゝ里や飛ぶ螢　岡山原水

×

水打て風の生るゝ小庭かな　選者

私達の圖書館を設けて欲しい

市谷　小久保生

暗がりから暗がりに晝間愛兒の顏を見ることも出來ず働いてゐる下級刑務官の爲めに、斯うした施設を金をかけてやることは全く無用であるといふ人があるかも知れない。實際勉强する暇はないのが本當かも知れない。しかしさうした人達の間にあつて青雲の志を抱きつゝ空しく手を拱いて時を過す人のあることも事實である。それは時間の問題でなく、物質によつて或程度迄寬和せらるべきものであると思ふ。何故なれば、私達の月々支給せられる俸給はその生活に殆ど總て費消せられて餘す處がない。從つて研究の爲めに求むべき書籍代としては之に充當すべき餘分が

ないからである。

「異常の長時間の勤務に倦暇を見出して勉强する位の志のある人に、月々二圓か三圓の書籍代を見出すことは何んでもないことである。といふ人があるかも知れないが米代家賃八百屋と支拂ひを濟ませて扨て殘りの五圓か十圓では可愛い子供に强請まれて玩具の一つ繪本の一册位は買つてやりたくなるであらう。自分が買ひたいと思ふ本は來月にでもしてと思つてくるのは之れまた當然のことであらう。さうした一日一日と延ばしてゆくうちに、自分の爲めに求むべき頭の糧は永遠に遠ざかつてしまう。そして刑務官吏は永久に精神的向上の途から落伍し、社會人からは時代遲れの人間と嗤はれる樣にならざるを得なくなつてくるのである。

其處で私はさうした苦しい下級刑務官吏の精神的苦痛を救ふ爲め、また一面進化の途上にある行刑界の第一線に起つて働く人達に、行刑の何物たるかを理解せしめ、有能の刑務官を養成する意味に於て圖書館の設置を希望するものである。如何に上名典獄ありと雖も、下看守にしてその理想、方針に背馳する直接行刑をやるなれば、それは明かに行刑の失敗であらねばならぬ。比較的教養せられたといふ練習所卒業生の一名や二名の看守では到底滿足に行刑の實行が出來ないといふことは明かであらう。總てが同じ水平線に立つてこそ始めて其處に統一せられたる行刑の妙味を發揮することが出來るといふものである。その爲めにはどうしても總ての人を引き上げてゆかねばならぬ。

由來行刑は腕に依つて爲すべきものではなく、頭に依つて爲すべきものであることは一般の認むるところである。從つて總ての頭を引き上げる爲には、擊劍や柔道のみでは出來ないことで、耳と目とに依らなくてはならない。耳によるとは諸種の講演講義を聽くことであり、目によるとは文字によることで、これが今私の言はんとする主たる問題なのである。

だが然し私達刑務所にはさうした施設を致すべく餘りに惠まれてない豫算を持つ。その爲此れが拮出には相當の苦痛を伴ふであらう。從つて圖書館らしい書籍の數を集めるといふことは困難であるが、私は一度にさうしたものゝ實現を要求するものではない。二年三年さうした時日と、五册十册の新刊書はやがて相當の面目を發揮するに至るであらう。兎に角私は、斯の如き設備に對して一般の希望と努力とが、一つの大きな力となつてその實現の氣運に向ふ樣にと祈るものである。

通俗 倫理

東洋に於ける性の善惡

安宅爾朗

釋迦が一音を以て萬法を說くと云はれてゐる。それは、一音のなかに萬法をふくめる眞實を有することを表示するといふよりも、之は、釋迦の說が、對機說法で、雜多であること、及びその釋迦の教說の文化史的展開を具表するものである。即ちかれの教義——文化史的展開をふくめて——は、多形角であり主流を各方面にもちてゐる。これはキリスト教內の諸流の分立と根本的にちがつてゐる。他の言葉でもつて云ふと、同一國內に於ける同一法律を、いかに解釋するかといふことからわかれるところの判斷的作用の分化でなく、對蹠的關係を有する思想さへ展開しゐるのである。

從つて小乘教と大乘教とは、根本的に差違を有し、天台と華嚴と唯識等の教義的內容も、宗學的研究からはなれると、根本的に相違したところの思想をたゝへてゐる。

だからして、性の善惡の問題に於ても、雜多であつて、何れが佛教の眞意かといふことを定めることは出來ない。

而してこの問題は、引いては、佛身論や本體論にゆくべきものであるが、こゝにはもとより專門的なことは避けねばならぬ。

かくて、こゝでは、いかに人間性をみるかといふ自分の立場を根本として、簡單に佛教思想をながめてゆきたいと思ふ。

由來佛教思想は、一般の學問的對象としては、常に除外されて來た。だがそれは妥當を缺いてゐる。

佛教思想は、宗教思想であるけれ共その根底には哲學があり科學がある。たゞその研究が從來、一部の宗教學者にのみ委せられてゐたゝめに、學問の對象としては、無視されて來たことはやむを得ないが、あらゆるものが一般化して來た時代に、之を排擊することは許されてゐない。

西洋の學問のみが、また儒教のみが、學問ではないのである。

一体、善惡を論ずる性とは、どんなものか？ 支那の哲學では、之を、先天的な存在として、それ自體に對する研鑽はないようであるが、この性なるものゝ本質を極めずしては、正當なる結論を導き出すことは出來がたい。

小乘の原始佛教では、全て萬物——之を法といふ——は、無明惑業といふ根本惡から出たるものである。從つて人間の思慮分別愛憎など全てこれ惡だとする。從つて眞の善なるものは、この一切の思慮分別をなくしたるところの即ち無明を捨離したるところにのみ存するとなす。

「心は惡の源で、形は罪の籔である」といひ、或は「心はこれ怨家で常に欺いて人を誤る心地獄をとり、心餓鬼をとる」といふが如きがそれである。

けれど、これは極めて世間的な現象を、概念的にながめたものであつて、今少し、本性なるものを考察すると、一切の現象は、因緣によつて存在し、全てのものは流轉する。即ち諸法は無我である。從つて本性は空であり善でもなく惡でもない。善惡はともに後天的のもので、心は白紙のようなものである。これに汚點がつけば惡となり藥品でこれをおとせばもとの白紙となる。その藥品の力は善である。

楞迦經に「心は境界に從ふて流れる」といふが如きことはこの說である。

ところが、今少し進化した涅槃經になると人の知るが如くに、「一切衆生悉有佛性」を說いてゐる。

勿論これを直ちに倫理上の善意に解することは、穩當ではないが、前の如く心の本來を白紙の如く空寂に歸ることよりも積極的に進出したものである。又文珠師利問經には、性心を善とし惡を後天的のものとして、智慧の水を以て、心垢を洗除せよと誡へてゐるのは、同樣に倫理的に展開したものので性善說ともみられる。

蓋し佛教に於ける性善說は、究竟的意味より視て、人間の性が惡なるが如く見えるは、遺傳や因襲の力によりて、しか見えるので、本具するところの人間——全ての衆生をふくむ——は、佛性を有してゐる。從つて、天地有情のあらゆるものは佛性を具有して、地獄に墮ちた人間にさへ、再び佛性を發現するものとして性善をたてるのである。

之に對し、善惡俱に、心性に具足するといふ所論も、天台の教說以來盛に唱へられてゐる。即ち、唯心論的考察から凡聖善惡の地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上、聲聞、緣覺、菩薩、佛の十界は「心」の所成である。心の如何が佛たり人間たらしめるといふことから、更に、心に本來十界を具足するといふ見解が出で、地獄界にも佛性があり人間界にも佛性其他地獄性の善惡の九性を有してゐるとするのである。

これは宗教哲學に屬するものであるけれ共又一面から云ふと修業を中心とする倫理的實踐からの歸結でもあつて、仁政と刑罰が兩立せねばならないが如く、地獄性に佛性なければ永劫に救濟遷善の道がなくまた修養そのもゝの價値もなくなる。

善性惡性共に具有してをるが故に忘れば即ち墮獄し、磨けば佛性を開顯するのである。

華嚴の隱顯俱成門、眞言の各々自建立等といふのも畢竟するにこの立場にたちてゐるのである。

然し乍らこの立場から云ふと、後天的な習慣によつて出來た善惡は人爲を以て轉換させることが出來るが、本性の善惡を無に歸することは出來ないとするのである。かるが故に、佛尙は永遠の修業が入り、布施行事の行爲をなすのである。

（根本惡は但し倫理圈外）

所がこの具有論性善論に對し多元的特性論とも云ふべきところの人間の性に特性が本來ある所の說がある。

二佛教は由來、平等を主眼とする。階級的差別を除去し超越し一如の世界への求

願を基調としてゐる。

然るに、唯識論に於ては、五種の性の各別をたて、即ち菩薩定性、聲聞定性、緣覺定性、(この二つは獨善的君子、又は超世間的學者)不定性、無情有情の五性を設け、無性有情は、永久に、佛たり聲聞たり得ない改善不能の性格破綻者とするのである。之は云ふ迄もなく階級對立、人間差別の必然性から、個人的に衆生を觀察したもので、或る點は、妥當したものとも云へる。

然らば、永久に救はれない階級、道を解することが出來ない種性のものはどうするか。と云ふと、唯識では永い間の遺傳や環境や教養如何に瓜のつるには瓜しかならぬけれども、即個性をもつては居るけれども、宇宙の本体そのものはつねに清淨で、貴族も平民も富者も貧者も、惡人も善人もない圓成實性であるから、個人としては先天的な定性があるようにみえるけれどもこの本体からみれば、一切の上智下愚、善人惡人の差別は、後天的なものである。こゝに唯識の視法によつて、圓成の佛性を開顯することが出來るとするのである。

換言すると、この唯識の所論では、現實は差別相であつて不自然なる差違が、慣習性の爲め等によつて出來てゐる。それはどうすることも出來ない。不具もあれば賢者もある。文化程度の低い野蠻人の子には、やはり野蠻人しか出來ない。それは定性だ。

こゝに於て、社會といふ全体なものゝ組織の上から、個々の人間有情を教養するより外に救ひの道がないとするのである。即ち、個性の改善を、環境そのものゝ集團そのものよりながめやうとするのである。この唯識の學說は、かなりむづかしくカント哲學に於て漸くおぼろげ乍らとかれた第七識の說明が完全であるばかりでなく第八識を根本としてその實行方面認識方面は極めて精細で、宗教の哲學史から云ふと、華嚴天臺に及ばないとは云へその所論の現實的方面は、一考に價する。

心性論としては、この外に、宗教上よりは尤も進歩した超越的一元論とも云ふべきものが存してゐる。即ち、心性は、善惡無記(善にもあらず惡にもあらざる行爲)を超越しつゝ、善惡無記の三性を具現するといふのである。

「心は、工なる畫師の如し」と云ふのがそれで、心は、如來を画き、諸の世間を画く。至乃、同一の金が、佛像となり鬼像となるのである。

而てこの變化は、自己の心を動向——(性起門)——と外界係關——(緣起門)——とに由つて善惡いづれにも變轉する。

從つて、善惡は一の後天的な相對的な存在で、絶對なものではありえない。全て心の所變、心佛及衆生是三無差別こそ眞實であるといふことゝなつて來る。

大海は一味であり波の動もそのまゝ靜である、靜のまゝ動である。

しかし動靜一如して萬法を現出する。こゝに、環境と個性のと調和による淸淨の試練がなされねばならぬ。善惡一如は、善惡の否定ではなくて、善惡を共にすべるところのより善への作用を意味するのである。惡の美化、影の淨化こゝに佛道の生命がある。(つゞく)

第四回 全國刑務所 武道大會

七月七日、小菅刑務所敎誨堂に於て開催、開會の辭、優勝旗返還式の順序に從ひて、午前八時四十五分より試合に入る。來觀者としては渡邊司法大臣の御臨席を始めとして、全國刑務所長並に同隨行員、司法本省の諸員、其他關係者多數あり。午後三時四十分試合終る。夫れより優勝旗及び賞品の授與、會長挨拶ありて頗る盛會裡に閉會した。

各區代表者

◇柔道部

第一區

三段 看守部長 管野伊之吉(網走) 初段 看守 兒玉勝哉(同)
初段 看守 猪狩正男(同) 初段 同 淸野英二(福島)
一級同 松本 覺(同) 初段 同 桑原由藏(秋田)

第二區

二段 看守部長 木内榮治郎(水戸) 二段 看守 北村安雄(同)
三段 看守 中山 豊(同) 三段 同 田中德正(市ヶ谷)
初段 看守部長 加藤虎千代(同) 三段 看守 吉田文雄(長多原)

第三區

二段 看守 岩田益吉(三重) 初段 同 田中晉次郎(同)
初段 同 田中多十郎(同) 初段 同 福田芳松(金澤)
二段 同 北川 正(同) 初段 同 加藤亮一(名古屋)

第四區

二段 看守 二宮始一(岡山) 二段 同 田原岸夫(同)
初段 同 神崎弘治(同) 初段 同 市川源治(神戸)
初段 同 關屋 與(同) 初段 同 岩崎市之助(京都)

第五區

三段 看守 楠田 稔(熊本) 二段 同 南里芳太郎(同)
初段 同 小池末一(同) 三段 同 田中倉吉(長崎)
二段 同 梅崎眞一(同) 二段 同 長沼勇見(福岡)

◇劍道部

第一區

三段 看守部長 上山幸七(網走) 三段 看守 室田一光(同)
初段 同 安村孝齊(同) 二段 同 菊田淸作(札幌)
二段 同 佐々木福太郎(同) 初段 同 半澤 進(福島)

第二區

初段　看守部長　宮永芳之介（水戸）　初段　看守　高山源八（同）
初段　看守部長　多田龍（同）　初段同　矢次宏（豊多摩）
初段　看守部長　谷合湖（同）　初段　看守　田崎治三郎（宇都宮）

第三區

初段　看守部長　鈴木治郎（静岡）　初段　看守部長　栗田清三郎（同）
一級　看守　伊藤信太郎（同）　初段　看守部長　岡本幸二（金澤）
二段　看守　山本常雄（同）　初段　看守部長　稲葉孝（新潟）

第四區

二段　看守　中田實（岡山）　二段同　時岡芋（同）
二段同　谷口廣衛（同）　二段　看守部長　柴田雄治（大阪）
二段同　伊藤二三郎（同）　三段　看守部長　大塚平太（高松）

第五區

三段　看守部長　佐藤滿（大分）　三段　看守　安達量見（同）
二段　看守　原田綱次郎（同）　二段同　田代信正（鹿兒島）
初段同　平山勝海（同）　初段同　川端志津馬（熊本）

◇指定選士

柔道部

二段　看守　佐藤七藏（秋田）　三段同　稲垣泰助（千葉）
三段同　佐々木友治（横濱）　三段同　畑山泰次（小菅）
二段同　内田勘治（集鴨）　二段同　鈴木彌之助（名古屋）
三段同　犬飼寅之丞（岡山）　三段同　井上八丁雄（同）

四段　看守　精練証部長　田中末吉（長崎）　三段　看守部長　樋口治七（福岡）

劍道部

三段　看守　鷹田義一（札幌）　三段　看守部長　佐々木久（山形）
四段同　岩崎權五郎（豊多摩）　精練証　看守　高松庄三郎（集鴨）
三段　看守部長　吉田忠次（水戸）　四段　看守部長　中村文武（小菅）
三段同　松水悌（静岡）　四段同　高野勳（京都）
四段　看守　精練証部長　田岡傳（高知）　三段　看守部長　甘田末吉（三池）

◇審判員

劍道部　範士　高野佐三郎　範士　檜山義質
教士　白土留彦
柔道部　範士　三船久藏　教士　佐藤金之助
教士　居藤高季

柔道第壹部

得點 ＼ 相手方	猪狩（網走）	中山（水戸）	田中多（三重）	神崎（岡山）	小池（熊本）
三	一	○	○	○	○
一	○	一	○	○	○
一	○	○	一	○	○
二	○	○	○	一	○
三	○	○	○	○	一
選士名	猪狩（第一區網走）	中山（第二區水戸）	田中多（第三區三重）	神崎（第四區岡山）	小池（第九區熊本）

柔道第貳部

得點 ＼ 相手方	松本（福島）	加藤虎（市谷）	北川（金澤）	關屋（神戸）	梅崎（長崎）
○	一	、	、	、	松本（第一區福島）
三	○	一	○	○	加藤虎（第二區市谷）
二	○	、	一	○	北川（第三區金澤）
一	○	、	、	一	關屋（第四區神戸）
四	○	○	○	一	梅崎（第五區長崎）
選士名	松本（第一區福島）	加藤虎（第二區市谷）	北川（第三區金澤）	關屋（第四區神戸）	梅崎（第五區長崎）

柔道第參部

得點 ＼ 相手方	桑原（秋田）	吉田（豊多摩）	加藤亮（名古屋）	岩崎（京都）	長沼（福岡）
二	一	、	○	○	、
三	○	一	○	○	、
一	、	、	一	○	、
○	、	、	、	一	、
四	○	○	○	○	一
選士名	桑原（第一區秋田）	吉田（第二區豊多摩）	加藤亮（第三區名古屋）	岩崎（第四區京都）	長沼（第五區福岡）

柔道第四部

得點 ＼ 相手方	兒玉（網走）	北村（水戸）	田中晉（三重）	田原（岡山）	南里（熊本）
三	一	、	○	○	、
三	○	一	○	○	、
一	、	、	一	○	、
二	○	、	一	、	○
三	○	○	、	一	○
選士名	兒玉（第一區網走）	北村（第二區水戸）	田中晉（第三區三重）	田原（第四區岡山）	南里（第五區熊本）

個人決勝

南里○—、兒玉
南里○—、北村

柔道第五部

得點 ＼ 相手方	清野（第一區福島）	田中德（第二區市谷）	福田（第三區金澤）	市川（第四區神戸）	田中倉（第九區長崎）
二	一	、	○	○	、
四	○	一	○	○	、
一	、	、	一	○	、
○	、	、	、	一	、
三	○	、	○	○	一
選士名	清野（第一區福島）	田中德（第二區市谷）	福田（第三區金澤）	市川（第四區神戸）	田中倉（第九區長崎）

柔道第六部

得点 / 相手方	選士名
三	管野（第一区 網走）
一、〇、〇	木内（第二区 水戸）
三	岩田（第三区 名古屋）
〇、一、〇	宮（第四区 岡山）
一、〇、一	楠田（第五区 熊本）
三	

個人決勝

管野〇―一、木内

木内、―一〇楠田

楠田、―一〇管野

各区成績表

順位 / 合計	大将組部	第五部	第四部	第三部	第二部	第一部	区名
三	三	三	三	二	〇	三	第一区
二	一七	三	四	三	三	一	第二区
四	六	〇	一	一	一	二	第三区
五	四	一	〇	〇	〇	一	第四区
一	一〇	三	三	三	四	二	第五区

剣道第壱部

得点 / 相手方	選士名
二	安村（第一区 札幌）
一、〇	多田（第二区 水戸）
〇、一	伊藤信（第三区 静岡）
四	谷口（第四区 岡山）
三	原田（第五区 大分）

剣道第弐部

得点 / 相手方	選士名
三	佐々木（第一区 札幌）
一	谷合（第二区 豊多摩）
〇	山本（第三区 金澤）
三	伊藤二（第四区 大阪）
三	平山（第五区 鹿児島）

剣道第参部

得点 / 相手方	選士名
三	半澤（第一区 福島）
〇	田崎（第二区 宇都宮）
四	稲葉（第三区 新潟）
二	大塚（第四区 高松）
一	川端（第五区 熊本）

個人決勝

佐々木、―一〇伊藤

伊藤〇〇、―一、〇平山

平山、〇、―一〇佐々木

剣道第四部

得点 / 相手方	選士名
四	室田（第一区 網走）
〇	高山（第二区 水戸）
一	栗田（第三区 静岡）
三	岡（第四区 岡山）
二	安達（第五区 大分）

剣道第五部

得点 / 相手方	選士名
二	菊田（第一区 札幌）
二	矢次（第二区 豊多摩）
二	岡本（第三区 金澤）
〇	柴田（第四区 大阪）
四	田代（第五区 鹿児島）

剣道第六部（大将）

得点 / 相手方	選士名
三	上山（第一区 網走）
一	宮永（第二区 水戸）
〇	鈴木（第三区 静岡）
三	中田（第四区 岡山）
三	佐藤（第五区 大分）

個人決勝

上山〇〇―、、中田

佐藤、、―一〇上山

中田〇、〇―、〇、佐藤

刑政第42巻第8号

矯正図書館

各區成績表

區名	第一部	第二部	第三部	第四部	第五部	第六部大將組部	合計	順位
第一區	二	三	三	四	二	三	一七	一
第二區	一	一	○	○	二	一	五	五
第三區	○	○	四	一	二	○	七	四
第四區	四	三	二	三	○	三	一五	三
第五區	三	三	一	二	四	三	一六	二

劍道指定選士第壹部

選士名 ＼ 相手方	鷹田	岩崎	吉田	中村	高野	得點
鷹田（札幌）	｜	○、	○○	○、○	○○、	四
岩崎（豊多摩）	、○、	｜	、、	、、	、、	○
吉田（水戸）	、、	○○	｜	○○、	○、○	三
中村（小菅）	、○、	○○	、○、	｜	○、○	二
高野（京都）	、、○	○○	、○、	、○、	｜	一

劍道指定選士第貳部

選士名 ＼ 相手方	佐々木	高松	松永	田岡	甘田	得點
佐々木（山形）	｜	、、○	、、	、、	○○	一
高松（巣鴨）	○○	｜	○○	、、	○○	三
松永（靜岡）	○○	、、	｜	、、	○○	二
田岡（高知）	○○	○○	○○	｜	、、	三
甘田（三池）	、、	、、	、、	○○	｜	一

決勝

鷹田 、、｜○○ 田岡

柔道指定選士第壹部

選士名 ＼ 相手方	稻垣	佐々木	鈴木	井上	田中	得點
稻垣（千葉）	｜	、	○	、	、	一
佐々木（横濱）	○	｜	○	、	、	二
鈴木（名古屋）	、	、	｜	、	、	○
井上（岡山）	○	、	○	｜	、	二
田中（長崎）	○	○	○	○	｜	四

柔道指定選士第二部

選士名 ＼ 相手方	佐藤	畑山	内田	犬飼	樋口	得點
佐藤（秋田）	｜	、	、	、	、	○
畑山（小菅）	○	｜	○	○	○	四
内田（巣鴨）	○	、	｜	、	、	一
犬飼（岡山）	○	、	○	｜	○	三
樋口（福岡）	○	、	○	、	｜	二

決勝

田中 ○｜、 畑山

◇優勝旗及賞品授與

賞狀、優勝旗、カップ、メダル

劍道部　第一區

柔道部　第五區

個人賞（銀盃）

劍道部

第一部 谷口廣衞（岡山）　第二部 伊藤二三郎（大阪）

第三部 稻葉　孝（新潟）　第四部 室田一光（網走）

第五部 田代信正（鹿兒島）　第六部 上山幸七（網走）

柔道部

第一部 小池末一（熊本）　第二部 梅崎眞一（長崎）

第三部 長沼勇見（福岡）　第四部 南里芳太郎（熊本）

第五部 田中德正（市ケ谷）　第六部 菅野伊之吉（網走）

賞狀、金盃

劍道部

指定選士 田岡　傳（高知）

劍道衣

同　鷹田義一（札幌）

賞狀、金盃

柔道部

同　田中末吉（長崎）

柔道衣

同　畑山泰治（小菅）

尙、高野範士仕太刀、白土敎士打太刀の劍道形、白土敎士の劍道五人掛、神田敎士の柔道五人掛、佐藤六段の柔道撰範稽古三船範士對佐藤六段、神田五段の柔道撰範亂捕等があつた。

讀者の頁

☒ 働き

市谷 づぼら生

すつかり仕事を片附けて煙草に火をつけた時程氣持よいものはない。これは全く「働き」の体驗のない者には分らない別天地だ。

○

人間は總て働く樣に出來てゐる。働きを除いて人間といふことは考へられるものではない。のらりくらりと毎日を遊んで暮すものはそれは人間ではなく豚である。同樣に眞に働くことが人間の總てゞあるなれば、虚僞の働きは人間價値を低下せしむるものであつて豚に近いものであると言ひ得られるであらう。

○

虚僞の働きとは働きに對する怠慢である。かげひなたの働きである。要領よく上官の前で働くともその裏心に働きの眞實がなく如何にしてサボらんかを腐心する輩を指すものである。それは決して永續するものでなく、更にその者の一生涯はさうした心の勤した時をもつて進歩向上を中止する。所謂「しん止まり」の人間である。

○

働きは派手であつてはならぬ。地味に根氣强くやる處に働きの意義がある。即ち派手は常に虚僞を伴ひ地味に根氣强よくやる處には常に働きに對する眞實性があるからである。さうした處に私達はいつも働きの痛快さを味ふものである。それは働きが自己内心の聖なる慾望の發露であり、延いてはその結果が人類共存の根本義におのづから適ふものであるからである。

靜かな當直の夜私はこんなことを考へた。

☒ 他山の石

諫早 鐵 關

あの青嶋の戰ひで、我が日本軍の爲めに征服されて、遂に捕虜となり、收容所に收容せられたる獨逸軍の一兵卒が、我が將校に對ひ親しく會話を交したと云ふ舊い譚であるが、その一節が、若しか斯界に一匙の滋養劑ともならうかと、老婆心から玆に斯の尊い誌上を藉りて、誌友へ御笑讀を仰ぎたいのである。

獨逸捕虜兵が我が日本人の活動振を觀て「獨逸兵は一ケ大隊の兵食を賄ひするに、僅かに三人で間に合せてゐるのに、日本兵は十二人がゝりで料理をして居る。一体日本人の仕事振は獨逸人に較べると、何うしても六分しかに當らない。

日本の百萬人は丁度獨逸人六十萬人と釣り合ふ。だから日本人がどんなに强くつて多くても夫れは少しも恐るゝに足りない。今は漸うして捕虜となつて居るが……」と謂つたさうである。我が維新後に天保錢が一錢の値に使へないで八厘にしか通用しなかつたことから野呂間で人間並に働けぬものを指して謂ふのに「天保錢」と綽名を命けて之を嘲つて居るが、獨逸人は亦夫れに割引をして、日本人を天保錢に劣ること、尚二厘として相場を決めて居る。併しながら獨逸兵が謂へる言葉を、全くの誹謗として、之れを容易に片付けることは出來まい。日本では學者や學生などに「カンニング」が流行したり、ビジネスマンが官公署、銀行、會社を新聞縱覽所と同視したり或は鑛山に働く坑夫や工場に通ふ職工などが監督者の姿が見えないと「鬼の留守」的に作業を加減して、忽ち生産能率が低下するとか云ふ實例がある、況して我が刑務作業に於ても收容者をして勤勉たらしめんと優遇を以て之を督勵しなければ、その實績を收むることが出來ない。とはかねて耳染にしてゐるところ、情けなくとも他山の石として受取らねばなるまい。

☒ 趣味の行刑

松江 麓の 抗兒

希望のない生活は、人間の靈性を冒瀆するものである。希望の無い所に、向上も發展も見出されない。希望は他から强制されるものではない。希望は、己自身の生み出す神聖なる能動力である。—現今刑務界の沈滯的風潮は、其因を、刑務官の現狀を維持さへすれば其れで足れりと云つた樣な、消極退嬰的な職務の執行から齎されて居る點が、少からざるやに思料される。刑務官は、其の性質からして、余程時代思潮から緣遠くならざるを得ない。而し一般社會との接觸の妨禁されて居る刑務所とはいへ、社會の進化に反比例して、存在し得るものではない。受刑者そのものが、既に、駸々として休まざる時代のテンポが生み落して行く、精神的畸形兒であるではないか。而るに刑務官、殊に比較的古參の部に列する人々は、己が活動の環境に、何時迄も封建の夢を貪り、堅牢なる門扉を、巳が精神に迄張つて、自ら好んで精神的生活に於て、受刑者同樣の、束縛に安んじて居る。故に自己の向上をはかり、發展を希むが如き事は毫も其必要を自覺し得ないのである。唯漫然と、法規の示す所に從つて、事勿れ主義を後生大事に遵奉して居るのである。かるが故に、上官の指令の是非を批判して、直接戒護者たる自己の本分に、忠實であらうとする熱意も無ければ、研究心も無い。甚だしきに至つては、自己の本務に對する社會的責任すら、無頓着な御仁が、往々にして我國刑務界に厚顏を曝して居るのである。此の如き人に

限つて、自己の職業に對して、讓遜のつもりでもあるまいが輕侮觀念の徹底して居る事は、正に驚嘆す可き事實である。これ等の人々には、唯生活あるのみで、人生的抱負、希望も其の存在を許されないのである。これが眞の生活であらうか？生活には、無意義は無い筈である。然りとすれば此の大いなるノンセンスは一体何を物語るものであらうか。私は此の如き生活を、動物的生活と呼びたいのである。生命の徒費——こは自己の亡滅である。我等の生命は、一個の使命が組織されて居る。其使命を抛棄する者は、既に靈的自滅を遂げたのである。此の如きは、上天への大いなる叛逆であると共に亦、全人類から、罵倒、排斥されて然る可き仇敵的行爲である。吾等は須らく人生をよく生きねばならぬ。よく生きる——そは己が生命に、有力なる意義を見出す事である。醉生夢死の汚名を被らない事である。よく生きる道は、他なし、希望に生きる事である。少年諸君よ！須らく大志あれ、大望あれ！——こはかの偉大なる教育家、ウキリアム・クラークが札幌を去るに臨んで、若き學徒に訓へた訣別の辭である。吾等今や、漸く紅顏の其のかみを戀ふる年齡となつたとは云へ、人生常に希望の網を切らして可なるわけは毫もない。希望は力である。希望のある所、明るく朗らかに生氣潑剌として居る。希望に限定なし。故に希望の生活に逼迫はない。刑務官が、擧つて各々輝かしき希望に向つて躍進する時、眞の行刑の妙味が溢れるのである。何事も眞を掴む事に依つて、所謂、掬めどもつきぬ滋味が生れるのである。同じ行刑の事に携はるなら、吾等は眞の行刑にタツチして、其の妙味に、尊い愉悦を味はうではないか！其が私の云ふ所の、趣味の行刑である。

◇受刑者寢話

北海少年　小山生

就寢後消燈して間もなく雜居房の第一舍を巡警した。六房の前に行くと何かささやく聲がするので、そこに立止まつて耳をそばだてた。

收容者の一人曰く、「僕は長い間三級二級といはれてゐたのが今度一級になつたので、先生やお役人さまがたが「二級」とおつしやつても僕のことではないと思つて、すまし込んでゐては、はつと氣がついてああ一級になつたんだと思ふことがたびたびある。

上級のものがゐなくなつて何となくせいせいしたやうな氣がする、けれども亦此の刑務所の最上級だと思ふと責任があるやうな感じがして、三級や二級のときのやうにのんきでゐられなくなる。

もう今から心配でならないのは釋放だ僕は釋放になつたら自動車運轉手の試驗を受けたいと思つてゐるが自動車運轉手の志願者が隨分多いから、はいれるかどうかわからない、けれどもこれから來年の釋放のときまで一生懸命に勉强しようと思ふ。

もう約一年で釋放が出來ると思ふとなつかしいやうな氣がする、藻岩山を眺めて悲しくなることもある、僕は今度掃除夫になつたから色々の仕事をしなければならない、忙がしいけれども愉快だ。

釋放になるまで先生やお役人さまがたに立派な眞人間に仕上げて戴いて釋放になるのだと思ふと、寢るのを寢ないでもかまはない。」

夜は次第々々と更けて行く。間もなく話が止まつた、さて自分の觀察してゐる所在を電知されたのではないかと少々逆行して耳を傾けたが、何の話も聞こえなかつた。消燈してあつた電燈の「スキツテ」を靜かに起して見ると最早すつかり眠つてゐた。

併し彼は最上級の一級に進級してどのくらゐ嬉しく感じたか想像するに余りあつた、自分も階級處遇の効果と彼れの健氣な希望とを痛切に感じた。

現今當少年刑務所では、三級より一級までの階級處遇に因つて、收容者の敎養に專ら意を注いでゐる。

斯の如く階級處遇に因つて收容者を敎化遷善すると云ふことは、人間としての向上を計るに最も當を得べきであり、亦行刑上効果の實現を觀るべきことは今更論ずるまでもないが、收容者のこの寢話に因つて尙一層自分は深くその効果を信ずるやうになつた。

希くば學者の御說の如く、完全な累進制度の明るい行刑を切に望んで止まない次第である。

◇脫船者

横濱　本吉生

俺の前途は既に光明を失つて仕舞つた二年間のカリフオルニヤの曠野で赤土に塗れて働いたのも何の爲めだつたのか？今の俺には全く無意味な過去の徒勞と成つて仕舞つた。がそれ丈に、一層忘れ難い彼地の印象。そして常時の輝かしい希望！遠い數千哩の異境で賴むは唯自己の腕一本。友も知己もない廣漠として涯しも知れない北米の一角に立つて希望の鋤を揮ふ事二年。廣い廣い耕地の水平から赫々と徐ろに昇る太陽と共に起出でゝ畑に立ちあのすがすがしい大氣を胸一杯吸ひ込む時。または夕陽を浴びつゝ終日の勞働に赤土に塗れた勞働服姿を小屋に運んで額に滲む汗を拭ふ時。渾々と胸に躍る希望は？おゝ此處はカリフオルニヤだ今俺は北米の一角に立つて居るのだそして朝から晩迄働いて居るのだ、狹い內地にゴロゴロと重なり合つてやれ就職難だの失業苦だのと溜息許りついて働かうにも仕事が無く皆喘いで居るのに！おゝ俺は何と云ふ限りない幸福に惠まれて居る事だらう。腕は鳴つて居る。仕事は無限

に横たはつてゐるのだ。そして輝かしく和やかな加州の天地はその無邊の懐ろに俺を確と抱擁して未來のより大きい幸福へ導いて呉れるだらう。だが此の刹那の陶酔から醒める時は何時ものあの暗影に惱まされる時だ今の俺にはそれは一種の幻覚の様にさへ思へるが併し事實だ。過去の呪はしい事實だ。さうだ俺は脱船したのだ。罪の人なのだ。いつか此處に居る俺が脱船者だと判つて捕へられる様な事がありはしないか。若しさうなつたら俺は一体どう成るのだ。無論内地へ送り還されて刑務所へ入れられるのだらうがそんな事に成つたら俺の前途は滅茶々々だ。

あゝ俺に——俺が尋常の渡航者だつたらどんなに幸福だらう。

× × ×

彼は生々とした希望の生活裡にあり乍ら何時も此の暗影に惱まされた。それが當時の彼には唯一の併も根强い懊惱だつた。そして彼の恐れた忌はしい豫覚は今事實と成つて彼を希望の頂きから絶望のどん底へと蹴落して終つた。併して菅々二年の報は?内地へ送還され船員法違反の廉でY刑務所の拘置場に拘禁の身と成つた。未決に居た十四五日。彼は沈痛な表情で始終何かを考へて居た。戒護の役人に何か云はれても懶げに顔を上げる丈けで、默々として言葉一つ返すでもなかつた。沈默の幾日かゞ過ぎた……裁判の結果一月の刑に處せられた彼が愈々受刑の身となる其の日始めて晴々した顔をして『隨分考へました。是で私もすつきりしました。たゞ私の將來を前科者と云ふ冠詞で邪魔する事は事實でせう』と云つて寂しい表情を殘して去つた。

◇號令

三池長南生

昔、神功皇后が武内宿彌を引連れ、三韓征伐に渡航した、其の時に我兵は遺憾にも敗戰し何とも仕方がなかつた。それで宿彌は白布を裂きて鞭の先に結付け、それを以て采配として方向を示し其の采配によつて我兵は奮戰したので一轉して漸く勝戰したのである。

卽ちそれが、今の號令の最初であるさうだ。

號令は多衆を統括する上に於て最も須要なものである。尙軍隊や學校等にあつては其の號令を以て總て進退を司る。然れども治者が、だらしのない號令を掛ける時は治者自から精神の緊張を缺く事になる。號令は必ず精神的に緊張味を以て爲さゞればならぬ。まして收容者は其の犯罪行爲は異なれども概ね怠惰放縱にして陰險性である。これを矯化せんとするには最初の方法手段としては規律を馴致せしむるが第一である。これは前述の如く號令は最も必要なる規律であることは言ふを俟ないが一般犯罪者は性質上前者が右と言へば後者は左を向くは常の癖である。それも幼者に非ずして社會の苦壇と闘ひて慘敗の者であるから、さうあるも當然であらう。性來規律なるものを離脱して居た彼等を入所直ちに起床より、食事、入浴、就寢に到るまで何事も規律を以てする卽ち號令である、日常の動作が號令に依らざれば進むも退くも許されない、それを只一言の號令を以て彼等の一擧一動を爲さしむるは治者としての號令は仲々六ヶ敷い、武道心得と同じに臍田に力を入れ精神の統一を圖るべきである。その熱誠なる精神と態度には如何なる兇惡なる徒も自然に感化されるのが人の情であり意識が自己の行爲を恥入るのが理の當然である。

我等刑務官吏は總てを忍耐し境遇を察知し個性別を識りて規律の移植するに勉むべきである。

◆　◆

◇耕耘作業の擴張を望む

高松友干生

蔬菜栽培上肥料の三要素中最も貴重すべきは窒素にして、其の窒素は彼等の排泄物即ち人糞尿を以て充分且つ足れりとす。此の廢物の利用と他に催の燐酸加里を補缺施肥し、猶低廉なる勞力を以て生産したる蔬菜は社會の共れに比し價格大いに安價なる事は周知の事實である。但し速成栽培、軟化法若しくは輸入品種の栽培の如く特別技術を要する場合に於ては萬一、收支相償はざる虞ありと雖も、彼等に給與する蔬菜は地方の風土に適したる蔬菜を栽培すれば事足れるを以て、失敗を憂るが如きは全く杞憂である。

然るに耕耘地が狹隘なるが爲め、生産したる蔬菜のみを以て需要を滿すに足らず、遺憾ながら社會より高價なる蔬菜を而も大部分購入するが如きは不經濟の甚だしきものである。故に現今行刑制度改善の過渡期と共に此れ等の點にも留意し斯の如き狀態に憂悶せる刑務所に於ては保守的觀念に拘泥せず、新に耕耘地を擴張するの策を講ぜざる可からず。其の得たる蔬菜は勿論收容者に給與し、猶剩餘は以て社會方面へ販路を開くも作業發展上結構であらう。

抑も耕耘作業の如きは彼等の身體を鍛練し、又我が國古來瑞穗國を偲ばしむるが如き、以て精神修養の一端であるまいか。

一面に於ては彼等の身體、精神の增進を絶叫しつゝある今日、限定せられたる範圍内の食菜獻立に就て考ふるも、新鮮なる蔬菜が安價で而も豐富に供給することを得れば、彼等一般の嗜好を充す事を得、隨つて衞生保健上に於ては、より良き結果を占め、猶彼等は喜んで作業に督勵し、自發的に改過し、行刑上の一助ともならんと信ず。

☒ 戸外運動に就いて

小菅 鼎二

收容者には先づ健康であらしめ、進んで健康を增進せしめねばなりません。古より「健全なる精神は健全なる肉體に宿る」と謂うて居ります。

收容者の多くがアブノーマルの心神の所持者であることはその肉體の不健康であることに原因することが出來ないでせうか。刑務所が心神考査や科學的觀察によつて收容者の精神上に肉體上にその長短を知得しその結果を基礎として合理的に明るい行刑の實績を得やうと汲々たる所以は要するに、不健康から健康への通用門を、より健全化された肉體と精神をもつて通過せしめん爲であります。

又刑罰の觀念がリイブマン先生の言はれた「教育刑」にある以上健康でなくては完全なる教育は授與出來ないのであります。

そこで監獄法第三十八條及全施行規則第百六條に見ますと色々の考が湧くのであります。

先づ作業によつて運動の必要を認めないのは作業そのものに運動以上の保健の要素を期待され作業によつて運動以上の保健の任務と理想を實現せんとしたことを知りますが、現在の作業でこの目的に副つたものは農場と運搬に從事する者位のものと思ひます。又作業により一部分的の運動は局部的の肉體の發達は望まれますが全身的の調和された健全さは到底望むことは出來ません。

過去の威嚇や、應報の下にあつた法令でさへ三十分乃至一時間の運動時間を認められて居たのであります。僅少な運動時間によつてこの重大な健康保持の問題を解決しようとしたことの無謀さに目覺め、精神と肉體との並行的教育は不可能としても少くとも日光の光に浴した社會人に等しい勞働に耐へ得る肉體を持つて送り出さんが爲には運動のより肝要であることゝその反對に、運動の等閑視されて居ることを知ります。幾等精神的に成人教育が施されたからと言つて、病者であつては結局杖なき盲者を送り出すに等しいではありませんか。

この點からして先づ青年乃至老年者と雖もその運動時間の延長せられ且つ運動に趣味を持たしめる爲に遊戲又は競技を加へ、精神教育の補助をなさしめ社會復歸の勇ましい門出を力强く感ぜしめ、そしてその結果は不合理な過去の形骸に附著してゐる監獄法第六十條の八の運動停止の懲罰は當然その影を消し明るい新鮮なる健康への歩みの始められんことを祈るのであります。

☒ 奉別小山所長

光州 安鍾淳

江橋雲樹意凄凉　滄海波深千萬尺
將弱南天別鴈行　不如盤々我懷長

家庭の頁

『童心』そのまゝが箱庭の、のち

盆景ぢアない

夏らしい趣味の生活の一つに箱庭がある。右の窓を見ても屋根、左の窓を見ても屋根——庭らしい庭を全く見ることの出來ない都會生活者にとつて、箱庭作りは一日の憂さを忘れさせ、天地の大を方尺の箱につめる——箱庭——なる程箱の中へ庭をつくるから箱庭には違ひないのだが、では庭そのまゝを縮小して箱にをさめたからと云つてそれは決してよい箱庭とはいはれない。といふのも元來此箱庭と云ふやつは子供のおもちやで、子供が海岸で砂を掘つたり積んだりしてゐるのと同じ性質だから從つて本當なら箱庭は大人のつくるべきものぢやなくて子供が氣儘につくるべきもの、またよし大人が作つたにしても、飽くまで子供本位に、いつて見れば、大人が子供に讀ませる童謠を作つたり童話を書いたり、童話劇をやつたりするのと同じことであるべきだ。だからどこまでも子供の心になり切つて天眞爛漫な氣持でつくらなくてはならない。さうあつてこそ池の金魚が人間より大きくなつても人間が橋より大きくなつてもをかしくはないし山の麓がすぐ池になつてゐても、そこに亦別のユーモアが出て來ようといふものだ。

所が世間ではこの箱庭と盆景をはき違へてゐるムキが多い。それと云ふのが現在の盆景には、箱庭の趣味を多分にとり入れられてゐるために箱庭に大變近くなり、そのけじめがつかないやうなものさへ現れて來るといふ始末、そのため箱庭までが盆景のやうなものでなくてはならないと云ふやうに誤られてしまつた。けれど箱庭はどこまでも箱庭で、子供の玩具と云ふ所に生命のあることを忘れてはブチこはしだ。

次に箱庭になくてならないものはあの人形だがこの人形は近頃でこそ針金がついてゐてさすやうになつてゐるものゝ本來はどんな小さな人形でも針金なしに立てなくてはならないのだ。この箱庭は明治初年頃から始められたものだが、七八年頃に柿澤一瓶と云ふ名人が現れて、この人はどんな小さな人形でも家でも鳥居でも全く針金を使はずに立たせ精巧な藝術的なものを作り上げた。その結果は箱庭人形の向上となり、それはひいて箱庭の隆盛となつた。

日本では、もう箱庭なんてさわぐ人もないが、却つてパリーなんかで、流行してるのは、あつちの人間が子供つぽい爲でもなからう。

子供の寢冷えに

猿股のついた腹掛

洗濯は怠らぬやう

夏季に向ひますと寢苦しく感じる所から、特に日中激しい運動をするお子さん方は知らず〳〵の間に床から轉び出したり、布團をはいだりするものです。寒い時に寢冷えはぐはありません。暑いからはぐはいで眠つてゐる間にお腹を冷すので、つひに胃腸を害ねた

り、風邪をひいたりする結果を招くのです。

◇そこで第一の注意はなるべく、はがないやうに、つまり暑くないやうに薄く輕い布團を掛けることが必要ですが、しかし、それでも倚轉び出たがるものですから、萬一布團をはいで着物の前がはだかつてもお腹丈は必ず冷えないやうに腹掛をして寢かすべきです。

◇寢冷え知らずも、いろ〳〵に出來て居りますが、單なる腹掛けではお子さん方の元氣な活動中にはいつの間にかお腹から外れる事があり勝ちですから、必ず猿股のついたものにすべきです、これですと決して外れることがありませんから、假令裸になつても轉び出しても寢冷えすることはありません。そしてこれは直接に肌につくものですから常に清潔を保たなければなりません、それ故になるべくは白木綿で自分で作り、洗濯を怠らぬやうにすべきです。

麥わら帽子と「たゝみ」の漂白法
見ちがへるやうに美しくなります

暑くなつて陽がじり〳〵さしこみますと疊が赤く汚くやけます。綺麗にする法を御紹介致しませう。

先づソーダ水（之は手を入れてみて輕くツルと〳〵する位の程度のもの）をつくり布につけて拭きます、さうすると汚がとれます。

次に、醋酸（酢でもよろしい）の溶解液を布につけて拭くと中和作用によりソーダ水の黄味がとれます。かうして汚れをとつてから漂白にかゝります、先づ修酸（酒石酸でもよろしい）をブラシュにつけて赤くなつた處に塗ります、その上に酸性亞硫酸ソーダを二倍位に薄めてブラシュにつけてふきますが、この時極く少量の青粉を入れますと疊に青粉がつきます、次に、乾いた布ですつかり拭きとりますときれいな疊になります。次に麥藁帽子の漂白は先づリボンをとりソーダ水で洗ひ水濯ぎを致します。過マンガンサンカリ茶匙一杯を三百リットルの微溫湯に溶しブラッシュでなすりつけます。

次に蓚酸も茶匙一杯三百ミリリットル（約一合六勺）の湯に溶し同樣なすりつけ、その上に酸性亞硫酸を二倍に薄めたものをつけます、最後に水濯ぎをし布でしめりをとりますと新しい帽子同樣になります。

糊氣がおち易い、のですからすべて手早くする事が肝要ですがもしおちた場合はゼラチン（工業用）一枚を水でしめし熱湯に入れて溶かしたものをまんべんなくつけます。內側の汚くなつてゐる處は揮發油で拭き、次にリボンをつけるのですが、これも汚くなつてゐたら揮發洗ひを致します。

以上の方法によつてまだ綺麗にならなかつたら過酸化水素をぬり、日光にさらして水すゝぎ致します。

寄せ植と水草

◇七草寄植　涼しげなものは七草の寄植です七草と云つても必ずしも七種とは限りませぬ五種でも十種でも材料の手に入り次第と其人の好みによつて自由です、雜桔梗、白山女郎花、フロックス、姫すゝき姫萩と云ふやうな成るべく小さな種類を選んで角鉢または小判形の鉢に植ゑ黃ばくの石でも配ふと愛らしい涼しげな

ものが出來ます。

◇凉敷水草　石菖、絹糸草などを水盤に養ふのも凉味があります、ギヤマンの器に布袋草を浮べたのも夏向きですが之は紫碧色の花が暑苦しい感じを與へるので水草ながら凉しくはありませぬ、寧ろ河骨猿猴草、茶碗蓮など在來の水草を水盆に養ふ方が夏に相應しく思はれます。

眼のホコリ
—こすらない樣—

太陽の反射は強くなつてくるほこりつぽくもなつてくるといふ夏の外出に、感覺鋭敏な眼はもつとも注意を要するものです。

眼がそれだけ鋭敏な器官ですから、何か眼に入つたと知つたら忘れてもこすつてはなりません。まづ眼を閉ぢてそして强く鼻をかんで御覽なさい。これではいつた物を全然無くすことが出來ないまでも大抵ははいつた物が見える位置に動かせる位にはなりませうから、ハンケチの端でぬぐひとることが出來ます。ツンと鼻を刺すやうなかぎ藥をかぐ事も涙を促してはいたつ物を洗ひだす効用もあります。

水を金だらひにくんで、その中で眼を開けたり閉ぢたりすることをくり返すのも一法です。これだけの方法を盡して見て、それでも無駄な場合は、上まぶたを引くり返すのですが、これには相當の熟練と器用な指先とを要します。上まぶたは片方の手の母指と食指とでつまんでかへし、他の片方の手で小さい毛筆を持つてツツとまぶたをふきますが前にも申す通り感覺鋭敏な眼のことですから、極く徐かに極くツツとやることが必要です。入つた物が除かれる時にオリヴ油かヒマシ油を一てき點じますと痛みを輕くすることが出來ます。油は療治によつて物がとれてもとれないでも點ずる方がよいのです。

夏蜜柑の美味な頂き方

夏蜜柑の一寸變つてゐて美味しい喰べ方を二つ三つ申し上げて見ませう。

先づ夏蜜柑を横に眞中から二つに切り離して、小刀で核を切り取り、次に果皮に添ふて皮を傷つけない樣に肉を切り離して、匙で肉をすくひ取ることが出來る程度に刻んでこれに砂糖を入れてウイスキーかまたは白葡萄酒などを注ぎ入れて、そのまま數時間放つて置いて酒の味が充分侵み渡つた頃食べると中々美味なものです、また夏蜜柑の皮を丁寧に剝いで肉を一袋づゝ成るべく原形を保つ樣にとりはなして、これを一晩位砂糖水の中に侵して置いて、充分侵み渡らせたものに輪切のバナ、等を加へ、チシヤを取合せて小皿に盛つて出しますと一寸氣がきいて上品な味にあがれます。また夏蜜柑の皮を手提籠の樣な形に剝いて內部の肉にウィスキーか、砂糖水、又は葡萄酒などで、味をつけて更にこれに輪切りのバナ、等を加へ盛合せたものも一寸乙な嗜好に適ふものです。

矯正図書館

全國刑務所長會同

司法省では、七月三日から七日に至る六日間、全國の刑務所長會同を催した。出席刑務所長は、吉田律(小菅)根本仙三郎(市谷)椎名通藏(豊多摩)佐藤乙二(巣鴨)河邊湛然(横濱)中村基吉(千葉)相曇傳三郎(水戸)兒島三郎(宇都宮)谷内庄太郎(前橋)吉川三雄司(靜岡)長山又四郎(甲府)藤居盧(長野)飯島藤作(新潟)飯田高朗(京都)辻敬助(大阪)松本一次(神戸)莊田經綸(奈良)長山始(滋賀)青木七太郎(徳島)牛島麟(高松)高野直四郎(高知)奥田畯(名古屋)渡部新平(三重)長谷場圭介(岐阜)白井勇松(金澤)木寺享(廣島)齊藤敬二(山口)屋山朝太郎(岡山)大原公平(松江)松野良太郎(松山)江藤惣六(長崎)引野信夫(三池)小橋川昭慶(福岡)坂梨森太郎(大分)佐野佳夫(熊本)安東福夫(鹿兒島)七戸大助(宮崎)森爲吉(沖繩)井桁貞男(宮城)柳原鐵平(福島)前田政之輔(山形)北崎唯次郎(秋田)宮崎徳安(青森)印南於菟吉(札幌)向島鐵之助(函館)秋元源次郎(網走)川村次郎(釧路)中島利吉(小田原)赤城一雄(川越)淺間徳三郎(姫路)鈴井正親(岡崎)齊藤弘(岩國)戸田作造(久男米)寺澤政郎(盛岡)武田又市(北海)渡邊播太郎(八王寺)。

參列員

大審院長牧野菊之助　檢事總長小山松吉　東京控訴院長和仁貞吉　東京控訴院檢事長三木稽太郎　東京地方裁判所長田中右橘　東京地方裁判所檢事正岡野季彦　東京少年審判所上席少年審判官鈴木賀一郎　多摩少年院長太田秀穂　法務局土居寛申(行刑課長)　横山藤三郎(西大門)　上野傳(公州)　不動藤太郎(釜山)　森徳次郎(木浦)　葦田長平(開城)　永野直一(臺中)　助川徳蕙(關東廳)　日高巳雄(陸軍法務局)　子安緑郎(樺戸)　高頼治(海軍法務局)　本願寺派本願寺梅山英夫　同社會部長藤音得忍　大谷派本願寺社會課主任栗田惠成　東京寺務出張所長溪内弋惠　輔成會理事香川又二郎　刑務協會理事住江敬義　其他本省高等官。

第一日(七月三日)

午前九時ヨリ會議室ニテ司法大臣訓示アリ

會同員(刑務所長小年刑務所長五十六名)

本省高等官、在京六長官(大審院長、檢事總長、東京控訴院長、檢事長、東京地方裁判所長、檢事正)等參列

第二日ヨリ諮問事項並協議事項ニ付日程ニ基キ會議ヲ開ク

第三日(五日)午後各委員會ヲ開ク

第四日(六日)午前委員會總會ヲ開ク(委員長ヨリ夫々報告アリ)

諮問事項

一、思想犯人處遇方策如何。

委員七名附託。

二、收容者敎化方法トシテ慰安(recreation)ヲ如何ナル程度ニ採用スヘキカ。

委員十名ニ附託。

三、中間監督機關設置ノ可否。

會議ノ結果多數ヲ以テ否決セラル。

四、累犯防止ニ付受刑者處遇上最モ適切ナル方策如何。

委員十名ニ附託。

協議事項

一、看守ノ敎養ヲ最モ有効ナラシムルニハ現制度ノ下ニテハ如何ニスルヲ最良トスルヤ。

(會議ニテ各自意見ヲ交換シタル程度ニテ止ム)

二、宗敎上ノ祭日(精靈祭、クリスマス等)ヲ免業日トスルノ可否。

會議ノ結果審議未了。

三、監獄法施行規則第七十條第一項第三號中「行狀不良ニシテ」ノ七字ヲ削除スルノ可否。

會議ニ於テ多數ヲ以テ可決。

四、收容者ノ食糧等級ヲ減スルノ必要ナキヤ。

委員七名ニ附託。

五、收容者ノ被服ノ制式及着用等ニ關スル現在ノ規定及取扱ヲ改正スルノ必要ナキヤ。

委員七名ニ附託。

本會時報

刑務協會では、所長會同を機とし慰勞をかね、又基金募集に關する盡力方を依頼するため七月七日福井樓で晩餐會を催したが、當日は、牧野大審院長を初め、山岡、高橋其他顧問も出席され盛大であつた。又隨行員諸氏の爲めには七月六日歌舞伎座へ招待した。

矯正図書館

刑務所長合同を機に 支部長會議開催

本會の事業進出の問題

刑務所長合同が、司法省に於て開催されたのを機會として、我が刑務協會では、七月六日午後零時半から樓上大講堂で、緊急支部長會議を開いた。問題は、豫てから理事會で着々と、その準備の歩を進められ、世間の識者間にも漸く根强い叫びとして擡頭して來た刑務官優遇法に伴ふところの本會の事業進出に就てゞある。

もとより異論のあるはづはなく、松井會長の、說明意見に一致贊成可決した。尙當日は、新に本會の顧問になられた前名古屋控訴院長高橋文之助氏、理事藤井吾次郎氏の紹介、兩氏の挨拶があつて、一時半閉會したが、今新に計畫されたこの進出が、實現した曉は、確に、本會は新しい世界を、クリエートするものであり、而してこの會同は先づ其曉の第一步として、記念さるべきものであらう。伸びゆく機運に生い〱しい姿を祝福すると共に、その達成を祈念してやまない。

會議內容要旨

（一）刑務事業と外部關係との接衡をはかることは、斯業の發展充實上、寔に緊要なことで、刑務協會の寄附行爲も、この、行刑事業を贊助し之が改良發達を圖ることを眼目に置て居る。故に、從來もその爲めに努力は拂つて來たのであるが遺憾ながら最近まで、刑務協會の存在は近き司法部內に於てすら余り知られて居らなかつた有樣であつた。最近二三年の間に、或は、演武大會、或は品評會乃至博覽會へ製品の出品をしたり、裁判所との接衡をはかつたり、印刷出版物の刊行等によつて、漸く之を認められたことゝなつたが、更に一尸超躍して、社會の人々に遍く知らしめ、以て斯業の劃時代進出をなすべく必要づけられてゐる。一方今迄は、ともすると、行刑局の一屬部とも見られるが如き觀があつたが、もつと、社會的に、意義化するとも肝要である。

原前司法大臣も此の點は、深く同感され、それに關する一方法としては、廣く各方面の知名の士を本會組織のうちに網羅すると共に、一般社會に對する關係上、總裁には、宮樣を奉戴申上ぐる樣なことにもしたらといふ樣な、意見も有して居られる。

依つて今これに對する具体的な意見は全て避けるが或る機會に、より社會化し協會の組織を根本的に變更したいと思ふ、云々

と述べ、意見を問ふに、「異議なし」「贊成」の聲諸方にありて、其時機は理事會に一任可決。

（二）本會は、社會と刑務所との接衡をはかると共に、基礎を鞏固にすることの肝要がある。然るに現狀は、極めて薄弱で、昨年の如きは、「法の神」の販布發賣によつて多少收入は增加したが、かうしたことは每年行ふことは出來ない。もつと確實な方法によつて、基礎をかためねばならぬ。言ふ迄もなく、現下の勤勢として是非行はねばならぬことが多々あり乍ら、基金が乏しくて、手がのばせない。

ことに、多大數が薄給者であるところの刑務職員の救濟は、緊急且つ重要な問題で現在の一般の思想的傾向や社會の狀態から眺めて一日も緩せにするとは出來ない。若し之を等閑に付するならば、如何なる由々敷事態を惹起するやも保し難いのである。

一体巡査と看守とは、對等關係にあつて歷史的にみても同じやうな待遇關係にあつたのである。然るに目下は、世間の同情は警官に對し厚く、之に比すると看守に對する世間の理解は問題にならないほど冷かである。たとへば、警察廳では、警官並その家族の爲に、警察病院を創設したが、百二十万圓の資金は忽ち集つた。又町や區でも職務上斃れたり、忠勤があつたものに對しては、賞彰するやうな方法も講じてゐる。又外部關係のものとしては、產業組合を擁へて、警官のために購求等に利を與へてゐる。かく種々、生活上、利便を警官が享けてゐるのに、看守の人々には、世間からうくるものゝ尠ないのは、甚だ遺憾な次第である。之は、相互刑務官が、社會に對し、この刑務事業の性質等を理解さすべく努めることが足りなかつたゝめで、今後は出來るだけ理解を世間に求むることによつて、優遇の途を講じたいと思ふのである。尤も、公的な方面で優遇法を講ずることも必要で、たとへば勤務時間の緩和なども急務で、そのために增員すべく計畫を立てもしたが、國家の財政上、新規要求は全然駄目になり、遺憾乍ら大藏省で否決された。かくて公的な方面では、現今さしづめ救濟の途がないのであるが、さうかと云つて、そのまゝうちすてゝおくわけにはゆかない。これは理事一同も同感である。すてゝおけば、憂慮すべき狀態がひそんでゐる。何とか他に方法を講ぜねばならぬ。

ところが、幸ひこゝに有力なるこの事業の援助を得ることが出來た。即ち藤井吾次郎氏は、十數年間社會の爲めに盡力され、又さきには十万圓の資金を有する刑務官後援を目的とする福堂會の設立には費用と勞力とを作つて率先して盡力され又警察官の後援會のために五十万圓の資金と住宅資金として三十余万圓の資金を主として調達する等其他種々活躍されたが、その氏が今度身を賭して我が刑務官後援のために盡すべく決意されてゐる。

又前司法大臣の原嘉道氏もこのことに就ても異常な熱を有し、物的な補助をすると共に、知人に出來るだけ勸誘すると贊意を表はされてゐる。

又德望の人として名のある前名古屋控訴院長高橋文之助氏も、折角の希望を入れて、今後は顧問として、本會の進出のために、努力することを承諾された。

これで一通りは、役者は揃うたのであるが、更に辯護士方面、及び新聞社とも

連絡をとり、萬全を期せねばならぬが、幸ひ、辯護士方面では、特に刑務所問題に留意され研究されてゐる壯々たる秋山襄氏が力をかすことを約され、新聞社では、大阪東京の朝日日々の大新聞が、非常なる共鳴をもち、あらゆる方法に於て、後援することを承諾され、追つてその方法について協議する運びとなつてゐる。

かくて、資金を各方面から蒐集し、以て所期の目的を達成したいと思ふが、その實行は單なる少數の人間ばかりでは勿論とても難しい。支部長諸氏の熱心なる援助に倚らねばならぬと思ふ云々、と。次で、高橋文之助、藤井晉次郎兩氏の挨拶に這つた。

寸話

□自　信

作家――昨年一度お見せした原稿ですが、買つてくれませんか。

編輯者――何んですつて、私が一度御斷りをしたものを、又御持參になると云ふのは、どういふ御考へなのですか。

作家――一年經つ間に、君も相當浮世の經驗をお持ちになつたでせうからな……。

□科學的作用

先生――何故、夏は日が長いのですか。

生徒――それは、熱が膨脹させるからです。

□簡易療法

患者――私は恐ろしく不眠症に惱まされて困つて居ります。

醫者――それはいけませんね。よく寢るんですな。さうすれば、直ぐに癒りますよ。

□ホネームン

ホネームンとは？

すなはち、女性の紅棒（リップ・スティック）の生活と、ブルーム・ステック柄の生活との中間に介在する一種の生活である。

□好療法

患者――先生、僕は彼女のことを考へ續けるのに堪えません。お願ひですから、何んとかして忘れることが出來るやうにして下さい。

醫者――よろしい。結婚をなさい結婚を。

患者――結婚をすれば……。

醫者――癒りますとも。完全に彼女を忘れてしまふでせう。

□偉大なる發見

お客――（雜炊を食べながら）おい給仕こいつは古い鷄（チッキン）だね。

給仕――それがどうしてお分かりになりますか。

お客――齒で分かるよ。

給仕――ですが。鷄は齒を持つちや居りませんよ。

お客――だが、俺は齒を持つて居るよ。

隨行員協議會

【第一日】

七月四日午前九時開會　午後四時五十分閉會

本省側　正木書記官前田技師鍵山屬

刑務所側小菅刑務所田中看守長外五十五名

參列員　朝鮮西大門渡邊看守長外三名

正木書記官開會に臨み一場の挨拶をなし議長の選出を提案したるに滿場一致を以て同書記官議長に推擧せらる

議長は先づ議事の進行に付て諮問事項に關する議案を即決又は委員附託の孰れによるかを諮りたるに討論後委員附託にされたき旨提案あり全員可決

續いて議長より本省提出諮問案に付大要說明あり本案の議決に依つて將來刑務作業の向ふべき大方針が定まるものと思ふから各位は隔意なき御意見を開陳して頂きたい意見の異なつた方々は簡單に其主旨を申述られまして各自の德義に訴へて議事の進捗を圖て頂きたい、それでは本省提出諮問案第一問　作業科程料程の方法に付て提案致します

名古屋　熊本　三池　高松　松山

討論終了議長委員指名

委員　高知　岐阜　橫濱　松江　熊本　松山

第二問　作業科程ト社會一般工業ニ於ケル能率ト如何ニ調和スヘキヤ

討論者　松江　松山　名古屋　福岡　岐阜　小田原　長崎　高松　熊本

委員指名　名古屋　小菅　福岡　小田原　阜　小菅　名古屋　高松　山口

第三問　就業者ニ對スル疲勞恢復ノ方法

討論者　川越　姬路　小菅　高松　小田原　熊本　福岡　山口

委員指名　川越　姬路　巢鴨　函館　宮城　三池

第四問　就業中休憩時間ハ何時與フルヲ適當トスルヤ

討論者　新潟　姬路　網走　岐阜　高松　名古屋　宮城

委員指名　新潟　網走　豐多摩　鹿兒島　京都　宮城　神戶

第五問　作業賞與金ノ計算方ニ付業種ヲ二種ニ分ツノ可否若シ可トスレバ如何ナル方法ニヨルヲ可トスルヤ

討論者　熊本　小田原　山口　金澤　新潟　京都　小菅　松江　姬路

委員指名　小田原　熊本　山口　京都　金澤　岡山　名古屋

【第二日】

七月五日午前九時開會　同午前十一時四十分閉會　會同員前日同樣

議長　隨行員協議事項に付其の概要を指示し討論に入る可く第一問を提案す

一、刑務作業官用主義ノ徹底ヲ期スル爲現行ノ久留米絣織ヲ全廢スルトセハ其方策如何（小菅刑務所提出）

討論者　小田原　小菅　滋賀　金澤　名古屋　神戶　長崎　福岡　岐阜　松江

委員指名　九州管內熊本ヲ除ク各刑務所　小菅

二、作業種別ニ依ル集禁刑務所ヲ設置スルノ可否若シ可トスレバ如何ナル分類ニ依ルベキヤ（盛岡少年）

討論者　盛岡　神戸　高知　小田原　山口　松江　熊本　名古屋

議長討論打切りを宣し擧手により賛否を問ふ　先づ

第一　一般作業を通して集禁刑務所を設くるの可否

賛成者多數　　可決

賛成者少數　　否決

第二　特殊作業に付て集禁刑務所を設くるの可否

賛成者多數　　可決

第三　作業時間ヲ一年ヲ通シテ十一時間トスルノ可否（岐阜刑務所提出）

討論者　滋賀　巣鴨　金澤　熊本　姫路　小田原　豊多摩　前橋　山口　三池

委員指名　岩國　三池　滋賀　岡崎　前橋　巣鴨　豊多摩

議長　第二問に付ても委員附託とし委員指名を致します

委員指名　網走　盛岡　静岡　三重　大阪　高知　秋田

會議終了後正木書記官より一同に對し作業主任としての心得に付懇篤なる講演あり

閉會を宣す

午後各委員會協議　決議答申書の作成提出をなす

斯くして隨行員協議會は最も有意義の裡に盛大に經過することを得た

顧問囑託

前司法大臣
法學博士　原　嘉道

檢事總長　小山　松吉

渡邊總裁より本會顧問に囑託せられた。

因に現在の顧問は次の如くである。

顧問

同　大審院檢事　法學博士　林　賴三郎

同　大審院部長　法學博士　豐島直通

同　前名古屋控訴院長　高橋文之助

同　大阪控訴院長　法學博士　谷田三郎

同　前司法省行刑局長　法學博士　山岡萬之助

同　大審院長　法學博士　牧野菊之助

同　前司法次官　法學博士　小山　温

同　樞密院副議長　法學博士　平沼騏一郎

同　司法省刑事局長　法學博士　泉二新熊

同　前司法大臣　法學博士　鈴木喜三郎

敍任辭令

任保健技師命水戸刑務所勤務　給九級俸　専賣醫　入澤都三郎

給二級俸依願免職　教誨師　武田慧宏（巣鴨）（六月十日）

命横濱刑務所勤務　作業技師　小山博（京都）（六月十日）

命沖縄刑務所平良支所長　看守長　儀間寶獲（沖縄）

命鹿兒島刑務所大島支所長　給七十圓　支所長　看守長　宜名眞邑義（平良支）

免本職命沖縄刑務所勤務　給七十圓　支所長　看守長　茂久親秋（大島支）

任教誨師　給十級俸　教誨師　乙坂佳性（市谷）

任教誨師命沖縄刑務所勤務　給十級俸　教誨師　佐藤深海（岡山）

任教誨師命水戸刑務所勤務　給十級俸　教誨師　藤原教円（豊多摩）

任教誨師命函館刑務所勤務　給十級俸　教誨師　吉田廣暢（巣鴨）

任教誨師命山形刑務所勤務　給十級俸　教誨師　加藤教榮（巣鴨）

任教誨師命大分刑務所勤務　給九級俸　元奏待教誨師　千輪英性（六月十一日）

給七十圓依願免本官　看守長　佐藤季三（山形）（六月十三日）

任保健技師命長崎刑務所勤務　給九級俸　野田武一（六月十四日）

四級俸下賜依願免本官　保健技師　岡本榮作（札幌）（六月十五日）

四級俸下賜依願免本官　保健技師　川島義夫（網走）

任保健技師命長崎刑務所勤務　給六級俸　石田護兒（六月十九日）

依願免本官　保健技師　笠季人（大阪）

依願免本官　保健技師　橋澤千佐雄（熊本）

任保健技師命小菅刑務所勤務　給九級俸　島田德男

任保健技師命熊本刑務所勤務　給十級俸　宗武清

任保健技師命沖縄刑務所勤務　給八級俸　田中晉吉（六月二十五日）

任司法技手命行刑局勤務　給六級俸
　看守長　妙円園弘吉（小　菅）
任司法技手命行刑局勤務　給七級俸
　雇　久保田眞太郎（行刑局）
　（七月二日）
任保健技師命網走刑務所勤務　給七級俸
　陸軍三等軍醫　松　田　茂
　（七月十日）
補釜山刑務所長　朝鮮總督府典獄　不動藤太郎（全　州）
補全州刑務所長　朝鮮總督府典獄補　大　澤　利　之（晉　州）
補釜山刑務所晉州支所長
　朝鮮總督府看守長　長　澤　英　雄（新義州）
任朝鮮總督府看守長　給十級俸　海州刑務所在勤ヲ命ス
　西　村　渡
任朝鮮總督府看守長　給十級俸　新義州刑務所在勤ヲ命ス
　毛　利　龍　城
　（六月二十一日）
五級俸下賜　補京城刑務所長
　朝鮮總督府典獄　中　橋　政　吉（京　城）
四級俸下賜　朝鮮總督府典獄　岡　友　道（平　壤）
五級俸下賜　朝鮮總督府典獄　富　田　良　吉（大　田）
各　通　朝鮮總督府典獄補　藤　田　吉　平（金　泉）
　朝鮮總督府敎誨師　古　澤　慧　誠（大　田）
　朝鮮總督府敎誨師　平　塚　龍　馴（西大門）
六級俸下賜　朝鮮總督府保健技師　山　上　勘　三　郎（海　州）
各　通　仝　八　柳　利　三（京　城）
　仝　片　山　恭　一　郎（大　邱）
七級俸下賜　朝鮮總督府保健技師　川　村　波　間（咸　興）
給四級俸　朝鮮總督府看守長　佐　伯　恒　太　郎（鎭南浦）
各　通　仝　吉　野　隆（馬　山）
　仝　森　田　敬　一（西大門）
　仝　古　賀　大　藏（仝　）
給五級俸　朝鮮總督府看守長　堀　江　清　次　郎（新義州）
給六級俸　朝鮮總督府看守長　加　藤　市　藏（清　津）
各　通　仝　中　島　正　數（清　州）
　仝　木　村　勝　雄（安　東）
　仝　蓬　來　新　太　郎（清　津）
　朝鮮總督府通譯生兼看守長　安　鏞　淳（光　州）
　朝鮮總督府看守長　柴　田　健　吾（木　浦）
　仝　山　崎　虎　八（光　安）
　仝　鳥　崎　繁　次　郎（咸　興）
　仝　森　田　久　成（木　浦）
　仝　石　部　武　一（西大門）
　仝　清　水　義　亮（平　壤）
　朝鮮總督府通譯生兼看守長　李　東　明（海　州）

給七級俸
　朝鮮總督府通譯生兼看守長　咸　昌　熙（大　田）
　朝鮮總督府看守長　白　川　末　喜（金　泉）
　朝鮮總督府看守長兼通譯生　咸　澤　鶴（清　津）
各　通　仝　金　炳　律（平　壤）
　給月俸六十圓
給八級俸　朝鮮總督府看守長　結　城　孝　壽（西大門）
給九級俸　朝鮮總督府通譯生兼看守長　孔　聖　春（開　城）
各　通　朝鮮總督府看守長　相　良　章（新義州）
　仝　速　水　宗　一（開　城）
　仝　山　本　乙　男（馬　山）
　仝　桑　野　新　六（大　田）
　仝　藤原金右衛門（元　山）
　（六月三十日）

敍勳辭令

敍從七位　保健技師　米　澤　貞　二
敍從四位　正五勳四　典　獄　根　本　仙　三　郎
　（以上五月二日）
敍從六位　正七勳六　典　獄　北　嶋　唯　次　郎
敍正六位　從六勳五　保健技師　大　草　東　三　郎
敍正四位　從四勳三　元典獄　拜　井　直　彥
敍正四位　從四勳三　元典獄　有　馬　四　郎　助
敍正五位　從五勳四　元典獄　長　谷　川　喜　一
敍從五位　正六勳五　元典獄　竇　樫　源　治
　（以上五月十五日）
敍正七位　從七勳七　看守長　島　崎　鐵　馬
　（以上五月十七日）
敍從七位　典獄補　仁　科　正　枝
　（以上五月二十一日）
叙正七位　從七　保健技師　平　松　爭　之
　（以上五月二十三日）
敍正八位　作業技師　多　田　庄　野
敍正八位　敎誨師長澤やゑ
　（以上五月二十四日）
授青色桐葉章　勳七　看　守　池　田　次　七（三　池）
敍勳七等授瑞寶章　勳八　看　守　松　岡　岩　次（高　松）
敍勳八等授瑞寶章　看守長　齋　藤　文　藏
　（以上五月二十五日）

昭和四年五月中出入監人員在監末月

△ハ減

Prison Population during the Month of April, 1929

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	35,053	3,861	3,424	35,490	35,053	37,303	437	△ 1,813
刑事被告人	4,172	4,035	4,117	4,090	4,172	3,595	△ 82	495
労役場留置者	236	551	472	365	236	366	79	△ 1
乳兒	13		4	15	13	7	2	8
總計 男	38,759	8,200	7,757	39,202	38,759	40,456	443	△ 1,254
總計 女	765	253	260	758	765	820	△ 7	△ 62
總計 計	39,524	8,453	8,017	39,960	39,524	41,276	436	△ 1,316

備考　内朝鮮人受刑者男九〇九人　刑事被告人男一四二人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	計
支那 男	115	10	125
英吉利 〃	1	—	1
北米合衆國 〃	1	—	1
總計 男	117	10	127

昭和四年四月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of April, 1929

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prsoners Ac used			労役場留置者 Prisoners in "Roe-kijo" (Place of a-our in ien of fine or penalt. mposed)			乳兒 Bebies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Femule	計 Total
小菅 Kosuge	973	—	973	—	—	—	—	—	—	—	—	—	973	—	973
市谷 Ic'igaya	101	15	116	× 54 1,017	× 1 39	× 55 1,056	36	—	36	—	—	—	1,208	55	1,263
豊多摩 Toyotama	802	—	802	— 107	— —	— 107	1	—	1	—	—	—	916	—	910
巣鴨 Sugamo	1,937	—	1,937	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1,939	—	1,939
横濱 Yo'o'ama	604	8	612	— 100	— 2	— 102	14	—	14	—	1	1	718	11	729
千葉 Chiba	749	2	751	— 45	— —	— 45	9	—	9	—	1	1	803	3	806
水戸 Mito	373	—	373	— 31	— 4	— 35	—	—	—	—	—	—	404	4	408
宇都宮 Utsunomiya	352	130	482	× 1 9	— —	× 1 9	5	—	5	—	—	—	367	130	497

刑政第42巻第8号

前橋 Maebashi	931	—	931	× 1 84	— 1	× 1 85	19	—	19	—	—	—	1,035	1	1,036
静岡 Shizuoka	693	1	694	× 5 77	— 1	× 5 78	5	—	5	—	—	—	780	2	782
甲府 Kōfu	440	—	440	— 21	— 1	— 22	—	—	—	—	—	—	461	1	462
長野 Nagano	543	—	543	× 1 33	— —	× 1 33	5	—	5	—	—	—	537	—	537
新潟 Niigata	282	—	282	— 26	— 2	— 28	4	—	4	—	—	—	312	2	314
京都 Kyoto	827	116	943	— 81	— 2	— 83	7	1	8	—	2	2	915	121	1,036
大阪 Osaka	2,957	2	2,959	× 7 472	— 11	× 7 483	27	3	30	—	1	1	3,463	17	3,480
神戸 Kobe	1,550	2	1,552	× 3 157	— 3	× 3 160	33	1	34	—	—	—	1,743	6	1,749
奈良 Nara	589	—	589	— 25	— 2	— 27	2	—	2	—	—	—	616	2	618
滋賀 Shiga	415	—	415	× 1 8	— —	× 1 8	1	—	1	—	—	—	425	—	425
徳島 Tokushima	429	8	437	— 13	— 1	— 14	10	—	10	—	—	—	452	9	461
高松 Takamatsu	719	1	720	× 5 19	— —	× 5 19	2	—	2	—	—	—	745	1	746
高知 Kōchi	570	9	579	— 18	— 1	— 19	5	—	5	—	—	—	593	10	603
名古屋 Nagoya	1,601	68	1,669	× 15 214	— 3	× 15 217	15	—	15	4	1	5	1,489	72	1,921
三重 Mie	620	—	620	— 37	— 1	— 38	2	—	2	—	—	—	659	1	660
岐阜 Gifu	496	1	497	— 43	— 1	— 44	13	—	13	—	—	—	552	2	554
金澤 Kanazawa	624	15	639	× 4 82	— 2	× 4 84	2	—	2	1	—	1	713	17	730

廣島 Hiroshima	1,071	80	1,151	× 6 123	— 4	× 6 127	12	2	14	—	2	2	1,212	88	1,300
山口 Yamaguchi	539	—	539	× 1 32	— —	× 1 32	8	—	8	—	—	—	580	—	580
岡山 Okayama	802	2	804	× 3 46	× 1 6	× 4 52	11	1	12	—	—	—	862	10	872
松江 Matsue	468	—	468	× 1 43	— 2	× 1 45	2	—	2	—	—	—	514	2	516
松山 Matsuyama	454	—	454	× 3 38	— 1	× 3 39	15	—	15	—	—	—	510	1	511
長崎 Nagasaki	663	—	663	× 3 76	— 3	× 3 79	6	—	6	—	—	—	748	3	751
三池 Miike	1,176	—	1,176	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	1,176	—	1,176
福岡 Fukuoka	1,497	55	1,552	× 18 143	— 13	× 18 156	17	—	17	1	—	1	1,676	68	1,744
大分 Oita	340	—	340	× 5 29	— 1	× 5 30	2	—	2	—	—	—	376	1	377
熊本 Kumamoto	829	—	829	× 4 40	— —	× 4 40	4	—	4	—	—	—	877	—	877
鹿兒島 Kagoshima	399	23	422	× 1 24	— 2	× 1 26	7	—	7	—	—	—	431	25	456
宮崎 Miyazaki	357	—	357	× 2 20	— —	× 2 20	3	—	3	—	—	—	382	—	382
沖縄 Okinawa	395	10	405	— 20	— 3	— 23	3	—	3	—	—	—	418	13	431
宮城 Miyagi	598	39	637	— 42	— 2	— 44	4	—	4	1	—	1	645	41	686
福島 Fukushima	299	—	299	× 2 18	— —	× 2 18	14	—	14	—	—	—	333	—	333
山形 Yamagata	193	—	193	— 56	— —	— 56	1	—	1	—	—	—	250	—	250
秋田 Akita	339	1	340	× 1 46	— 2	× 1 48	3	1	4	—	—	—	389	4	393

矯正図書館
刑政第42巻第8号

青森 Aomori	243	—	243	24	4	28	4	—	4	—	—	—	271	4	275
札幌 Sapporo	970	24	994	126	3	129	6	1	7	—	—	—	1,102	28	1,130
函館 Hakodate	376	—	376	23	—	23	3	—	3	—	—	—	402	—	402
網走 Abashiri	474	—	474	4	—	4	—	—	—	—	—	—	478	—	478
釧路 Kushiro	231	—	231	11	—	11	1	—	1	—	—	—	243	—	243
小田原(少年) Odawara (for juvenil delinquents)	234	—	234	—	—	—	4	—	4	—	—	—	238	—	238
川越(同) Kawagoe ditto	236	—	236	—	—	—	—	—	—	—	—	—	236	—	236
姫路(同) Himeji (ditto)	359	—	359	41	1	42	4	—	4	—	—	—	404	1	405
岡崎(同) Okazaki (ditto)	192	—	192	27	1	28	—	—	—	—	—	—	219	1	220
岩國(同) Iwakuni ditto	259	—	259	10	—	10	—	—	—	—	—	—	269	—	269
久留米(同) Kurume ditto	324	—	324	×1 19	—	×1 19	—	—	—	—	—	—	344	—	344
盛岡(同) Morioka ditto	190	—	190	8	—	8	2	—	2	—	—	—	200	—	200
北海(同) Hokkai (ditto)	99	—	99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	99	—	99
八王子(同) Hachioji ditto	94	1	95	2	—	2	—	—	—	—	—	—	96	1	97
總計 Sum Total	34,877	613	35,490	×148 3,815	×2 125	×150 3,940	355	10	365	7	8	15	39,202	758	39,960

瑞西の行刑制度【四】

―レーゲンスドルフ刑務所を中心として―

森山武一郎

第四章　釋放者保護

一、沿革

一八五五年、チューリッヒ州は、當時司法部長たりし、事務官ベンツ氏 Benz の創意に基き、司法保護協會 Schutzaufsichtsverein を創設し、爾後、釋放者保護に從事せり。一九〇九年以來、同協會の各種の事業は、專任監督官にこれを囑託せり。いま、右の司法保護協會と政府との協定に依れば、同協會は、釋放又は假釋放せられたる受刑者及刑の執行猶豫の言渡を受けたる者に對する保護監督を行ふものにして、協會の行爲に對しては、契約に依り規定せられたる年額補助金を同協會に交付するものとす。

二、組織

司法保護協會に種々の役員あり。先づ、刑務所長及教誨師は、協會の中央幹事にして、刑の執行と釋放者保護との間の連絡を圖り、區吏員及牧師は協會支部に於て指導的地位を占め以て協會の發展を圖り、監督官は、間もなく釋放せらるべき受刑者を訪問し、該受刑者自身又は其の家族に關する問題を善處することに努

むるものとす。

司法保護協會の會員は、一九二五年に既に六千名以上に達せり。協會はこれらの會員に對して、毎年報告書を配付するとともに、他面一般公衆に對して宣傳講演會を催し此際適切にして豐富なる寫眞を利用す。共に、行刑の實情を一般公衆に理解せしむるとともに、之をして時勢に順應せる行刑の行はるるや否を監視せしめんとするにあり。

尙婦女釋放者に對する個人的交通及必要ある施設は、婦人委員會 Damenkommitte の手に依つて行はるるものとす。

三、保護の內容

釋放者保護は行刑の極致 die Krone des Strafvollzuges なり。多くの場合に於て、釋放者保護により、刑を以てするよりも、寧ろよく犯罪の原因を除去することを得べし。しかも、釋放者保護は、釋放せらるべき全部の者を包含すべく、その中より濫りに之を選拔すべからず。むしろ、改悛の情顯著ならざるか、又はこれを認め得ざる者を特に保護すべき要あるべし。而して、釋放者保護に際しては、公民的矯正、即ち適法性維持を目的とすべく、過度の監視又は過度の忠告を爲すことは之を避けざるべからず。蓋し、監視といひ、忠告といひ、これらのことは釋放者は既に久しきに亙り、各方面……殊にその家族、友人、好意を有する警察官、裁判所に於ける辯論及刑務所に於て……より聞くところなればなり。釋放者保護に當りては、更に新しき良好なる方法を發見工夫せざるべからず。而して釋放者保護の目的を達せんが爲には、從來に比し一層之に對する物質的援助の充實を期せざるべからず。釋放者に對する衣服の給與、小使錢の給與及職業

紹介のごとき何れも其の例たるを失はず。物質的援助の必要につき、ハフナーはいふ。

「釋放者にして直に就職し得るものといへども、最初の支拂を受くる迄の期間、生活費を有せざるべからず。しばらく室代の前拂を爲し、些少の日用品その他を調達せざるべからず。斯かる場合に於て再び正道に立返らむとする者に取りては、常に誠實正直にして道德の常道を逸せず、自ら要求するところ少なく、只管謙讓なれ云々なる保護者の美辭麗句よりも、適當なる現金補助こそ一層有益なるものなれ」と。

いま司法保護協會のなす保護事業の梗概左の如し。

イ、刑期中に於ける保護。

保護事業は、受刑者の收容と同時に之を開始す。刑期中に於ける保護は、受刑者本人に對する保護の二とす。

1、受刑者本人に對する保護。

監督官は、受刑者收容當時、第三者の占有するものにして廢滅の虞ある動產の管理を爲し、刑執行の爲中斷せられたる雇傭關係及精算の整理を爲し、若し必要ある場合に於ては、證據書類につき配慮を爲すものとす。要するに、瑞西民法第三七一條……一年又は其以上ノ自由刑ニ處セラレタル成年者ハ後見ニ付セラル、刑ノ執行指揮官廳ハ前項ノ者カ服役シタル時ハ直ニ之ヲ所轄官廳ニ通知スヘシ……に據り後見事項に關係あるものは、全部之を配慮するものとす。

2、受刑者の家族に對する救濟。

最近に至り、司法保護協會は、受刑者の家族にして同情に値する者に對し、物資を供給して之を援助

す。この額は毎年一、〇〇〇法を限度とす。尤も家族の救濟に當りては、その家族をして原籍地官廳に對する義務を不當に免れんとするが如き機會を與へざる樣細密の注意を拂ふことを要す。

ロ、釋放時の保護。

曩に述べたる受刑者に對する後見は、刑期終了と同時に終了するを以て、監督官の職務は更に此の時機に於て更新せらるるものとす。即ち釋放前二三週間前に於て、その衣服の檢査を行ひ、修繕を加ふべきものありや、又必要物品にして尙ほ調達を要すべきものありや否を決定す。而して、協會の理事會は毎月の協議會に於て、釋放せらるべき者の要求を審査し、その調達及現金額を決定し、これを司法保護協會の負擔に計上す。協會長及監督官は右の外小額の補助金を交付するの權能を有す。而して釋放時の保護の內容は略々左の如し。

1、衣服の給與。

釋放者に對して、季節健康に適し且不体裁ならざる衣服を給與す。但し作業收益金を以て支辨し得る者に對しては此の限に在らず。

2、現金給與。

小額の金のみを有する者に對しては、二十五法に達する迄補塡して之を給與す。

3、職業紹介。

4、勞働者區收容。

釋放者に對する職業紹介不可能と認めらるる場合には、之を勞働者區 Arbeiterkolonie に收容す。

この勞働者區に對しては、州より極めて高額の補助金を給與するものとす。

此の勞働者區を設置したる當初の目的は、釋放者保護を主眼としたるものに非ずして、本來は乞食又は浮浪人の輩に對し勞働を與へ之を正道に導かんとするにありたるものとす。然れども今日に於ては他に收容するの途なくして、勞働區に收容せられたる釋放者の數も少なからず。而かも勞働者區は常に極めて多人數を收容するを以て、何時にても釋放者を收容し得るものにあらず。從て司法保護協會は、一九二五年司法部に建議を爲し、受刑者を漸次自由の境遇に導き、同時に他に收容の途なき釋放者に對する勞働者區たらしむるとともに、且一定の職業なく犯罪の虞ある者を收容するに足る、中間收容所 übergangsheim を建設すべきことを以てせり。所謂中間收容所の所內規程は、刑務所のそれと別異にして、之に比し一層寬大なるべきことは事理の當然とす。

瑞西に於ける勞働者區增設を要望する聲は相當に高し。一九二六年三月、新チューリツヒ新聞 Neue Züricher Zeitung" は、「吾人は一層多くの勞働者區を要す」なる檄文を揭げ、多數の名士之に署名し、且勞働者區基金の募集に着手したることとあり。尤も瑞西に於ても勞働者區設置の可否については議論あるも、通說は、假りに釋放者が勞働者區生活に馴致し活動力を喪失すべき虞ありとするも、そは、活動力に乏しき無職者が監護なき爲再び犯罪を犯すに至る者に比し遙に優れり、と解しつつあり。

四、餘　論

ハフナーは、釋放者保護に關係して曰ふ「國家及自由意思に基く愛護事業に取りては、刑の執行、監置及釋放者保護の各方面に於て、尙改良し開拓すべき充分の餘地あり。受刑者に對する刑務所內の各施設及觀覽

物、音樂的演奏、受刑者の家族に對する配慮、釋放者に對する衣類の調達、旅費の給與及職業紹介即ち之なり。之等は孰れも、一層幸福にして整頓せる狀態に於て生活せる同胞の援助に俟つこと切なるものあり。多數の受刑者は、その釋放せらるるに當り、一足の靴、一着の衣服、一箇のバスケットを購入するの資金すら之を有せず。恐らく多數の讀者は、「余の資金をこの目的の爲幾何支出せりや」「余は從來受刑者及釋放者に對して何を犧牲に供したりや」「將來彼等の爲め何を爲すべきや」につき、自問自答せらるるならん——之等の問に對しては、隨所にその正答を得べし。こは釋放者の個人的運命に關するより更に大なるものあるなり」と。

◎別　表

—(次號完結)—

一九二五年釋放者保護に關する監督官の事務報告

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
國境を越え又は他の刑務所へ入所せる者	一二	六	九	二二	一三	一六	一七	九	一一	七	三	六	三二七
仲介によらず歸宅せる者	一	一	二	一	五	二	二	一	二	三	四	三	一一
仲介により歸宅せる者	一	—	—	一	一	—	一	二	—	—	二	三	一二
仲介によらず確實なる地位に就きたる者	—	—	—	一	二	二	一	二	—	—	—	四	一二六
仲介により確實なる地位に就きたる者	七	六	五	一一	九	五	四	四	五	三	七	三	九六
出所表により就職口を紹介せられたる者	八	六	五	一二	一〇	五	五	六	五	三	九	六	八〇
表以外より就職口を紹介せられたる者	六	六	七	一一	八	一四	一二	三	一一	一三	九	八	一〇八
就職口を紹介せられたる者　合計	一四	一二	一二	二三	一八	一九	一七	九	一六	一六	一八	一四	一八八
衣服給與	一六	一四	一一	一三	一八	六	七	六	七	一一	一七	一四	一三四
旅費給與	二六	三八	三一	三一	一六	二二	二一	一八	二九	二一	三〇	三一	三〇三
書籍配慮	一七	一四	七	一一	一七	八	一一	二	四	一	四	七	一〇三
通信	一六七	二三八	一四八	二〇二	一五三	一八〇	二四八	六七	一四一	一七二	二〇三	一六五	二〇八二
面會の爲め外出	九一	八三	八五	七九	六九	一一七	一一二	四五	一二八	八七	一三三	一〇五	一一三四
面會人受附	八四	一一〇	八五	八九	八五	六四	七六	二六	七四	八一	六九	七五	九一八
レーゲンスドルフに於ける相談	五九	五五	六六	七三	七二	七四	七三	五八	六四	四八	五一	五四	七四七

矯正図書館

編輯餘錄

牧野英一博士が「刑法に於ける重點の變遷」を發刊せられた(有斐閣)。今日の刑法が饑課的な刑法であってはならぬこと。從來の刑法が犯罪に重きを置いて考へられて居たのに對して、今日は犯人に重きを置かねばならぬといふことが、われわれにとつてその著書の面白味である。

□ 博士は行刑は刑法の重點であると考へて居られる。犯人に對する國家の責務は行刑から始まるのだと確く信じて居られる。だから、刑務官の地位はむしろ判檢事の上に立たねばならぬと考へて居られるのである。從來刑法を扱つた學者の中で博士ほど行刑に重きをおいて居られる學者が他にあるであらうか。その意味に於て博士は行刑の唯一の味方であり、此の著書はわれわれ刑務官が是非一讀しておかねばならぬものだと思ふ。

□ いづれ新著紹介をする機會をもたねばならぬが、われわれの爲めに重要な著書が極めて最近に發刊されたことをとり敢へず御紹介して置くのである。

□ 本誌の印刷を小菅刑務所ですることになつた。中味と體裁を更に改めねばならぬとは思ふものの、小菅に於ては最初の試みである本號にとかく、物足らぬところがあるであらうとは編輯子のおそれて居るところである。

□ 會員諸君の投稿に味なものがほとんどない。も少し勉強して編輯子に涼風を送つてほしいものだ。眞夏の編輯はそれでなくても暑いのだから。

定價表

一冊(稅共)	金二十五錢
六冊(稅共)	金一圓五十錢
十二冊(稅共)	金三圓

廣告料

五號活字半段一行	金一圓
一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

註文規定

● 御註文は總て前金のこと
● 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
● 御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和四年七月二十五日印刷納本
昭和四年八月一日發行

發行兼編輯人 東京市麴町區西日比谷町一番地 住江敬義
印刷人 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六四番地 竹田益平
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六四番地 刑務協會印刷部
發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地 刑務協會
電話銀座 二三四四、三八二五番

刑政第42巻第8号

矯正図書館

Vol. XLII Number 8

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

August 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

Modernizing of Prisons in and out ..... (*Editorial*)
Penology to-day (*Continued*) ..... A. Masaki
Penal Treatment and the Principles of Criminal Justice ..... S. Ogonuki

The Regensdorf Prison of Switzerland (*Continued*) ..... T. Moriyama

Current Issues .....
Overseas News .....
Prison Statistics .....

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice' Nishi Hibiya-machi Kojimachi
Tokyo, Japan.